

都市居住の観点から見たソウル市内の  
考試院の変遷と利用実態に関する研究

令和 3年 1月

日本大学大学院理工学研究科博士後期課程

建築学専攻

趙 在 赫



# 都市居住の観点から見たソウル市内の 考試院の変遷と利用実態に関する研究

## 目次

### 1章 序論

1-1. 研究の背景	7
1-2. 考試院に関わる既往研究	9
1-3. 研究の目的と研究課題	14
1-4. 研究の位置づけと方法	15
1-5. 本論文の構成	17

### 2章 考試院に関する社会背景と規定の現状

2-1. 本研究における用語の位置づけ	23
2-2. 考試院をめぐる記録と社会背景	28
2-3. 考試院に関わる法令とその変遷	35
2-4. 考試院業の登録手続きと考試院の現状	44
2-5. 小結	46

### 3章 『考試界』掲載広告を対象にした考試院の分布及び利用者の変化と居住機能の変質

3-1. はじめに	51
3-2. 考試院関連広告の概要と広告内容	54
3-3. 考試院の分布の変化	64
3-4. 考試院利用者の変化	69
3-5. 考試院の居住機能の変質	71
3-6. 小結	78

4 章	ソウル市内の考試院密集地における考試院の分布と施設形態	
4-1.	はじめに	83
4-2.	ソウル市における考試院の登録数の分布と変化	86
4-3.	考試院の営業面積と面積占有率	91
4-4.	ソウル市における考試院密集地の特徴	98
4-5.	小結	117
5 章	考試院密集地における利用実態	
5-1.	はじめに	121
5-2.	考試院の運営と管理	124
5-3.	考試院利用者の属性と利用の目的	127
5-4.	考試院密集地における考試院利用者の生活パターン	131
5-5.	周辺施設の利用と居住形式	135
5-6.	小結	152
6 章	結章	
6-1.	ソウル市における考試院の変遷と利用実態	157
6-2.	都市居住の観点から見た考試院のあり方と課題	163
	引用・参考文献	166
	研究業績	169
	謝辞	173

# 第1章 序論

## 目次

### 1章 序論

1-1. 研究の背景	7
1-1-1. 韓国における住居問題	7
1-1-2. 現代都市における非住宅の居住問題	8
1-2. 考試院に関わる既往研究	9
1-2-1. 既往研究	9
1-2-2. 既往研究の成果と課題	13
1-3. 研究の目的と研究課題	14
1-3-1. 研究の目的	14
1-3-2. 研究課題	14
1-4. 研究の位置づけと方法	15
1-4-1. 研究の対象	15
1-4-2. 研究課題に対する方法	15
1-5. 本論文の構成	17
1-5-1. 論文構成と流れ	17

## 1章 序論

### 1-1. 研究の背景

#### 1-1-1. 韓国における住居問題

現代の都市では様々な居住形式が存在している。特に近年では、少子高齢化や単身世帯の増加などの社会の変化に伴い、都市の居住形式について新たな関心が集まっている。

2019年に統計庁で行われた「人口住宅総調査(Census)<sup>1-1)</sup>」によると、韓国国内の単身世帯は2018年に比べて約5%が増加し、単身世帯の比率は30%を超えた。

こういった時代背景をもとに、韓国では単身世帯用の居住施設に対する需要が高まっており、中でも「考試院」という施設が、居住費が安く、契約などが簡易であることから、都市部を中心に広まっている。そして、現在では単身世帯の居住施設として欠かすことのできない施設となっている。

韓国で考試院とは、公務員採用試験を準備する受験生(考試生)に対して学習と宿泊を提供する目的で登場し始めた。その施設数は、2015年まで増加し続けた後、横ばいの傾向であるが、利用者は考試生以外にも広がっているとされている。

韓国の中でも、首都のソウル市では全体のおよそ5割の考試院が集中しており、さらに首都圏では7割以上の考試院が集中している。

『非住宅居住世帯に対する住居支援法案を設けるための研究(韓国都市研究所、2013)<sup>1-2)</sup>』によると、ソウル市では約15万人以上が考試院を居住施設として利用していると推計され、単身世帯の居住施設として考試院の代わりになる施設がないことを問題として指摘している。

1-1) 韓国統計庁(<http://kostat.go.kr/portal/korea>)の公開資料により引用(著者翻訳)

1-2) ソウル特別市. 비주택 거주가구 주거지원 방안 마련을 위한 연구(非住宅居住世帯に対する住居支援法案を設けるための研究): 韓国都市研究所, vol. 0, pp. 1-367, 2013. (著者翻訳)

## 1-1-2. 現代都市における非住宅の居住問題

都市の単身者に対する居住問題は、現在のソウル市だけではなく、近代以降様々な大都市が同様な課題を抱いている。

アメリカの場合、SRO住宅<sup>1-3)</sup>と呼ばれる、ホテルなどを活用した個室を、ニューヨークの低所得単身者の居住施設として提供する活動が行われている。SRO住宅に関して平山は、「サポータティブ住宅とは、精神障害などの特別のニーズをもつホームレスを対象として、SRO(Single Room Occupancy)と呼ばれる「一室占有」建築の改造によって供給され、そこに社会サービスを組み合わせたものを指す。サポータティブ住宅は非営利組織によって所有・運営され、公共セクターからの補助を受けている。サポータティブ住宅は米国の中でもニューヨークでの供給量が最も多く、それへの公的支援が先駆的に実施されている都市である」<sup>1-4)</sup>と言及している。

日本の場合、日雇い労働者の居住施設として簡易宿泊所が密集する「ドヤ街」に対する問題や、近年ではネットカフェなどの施設を住まいとして利用する単身者の問題などが研究対象となってきた。

このように韓国における考試院と世界の各都市でみられる非住宅の居住施設は、本来住宅として認められない施設を居住のために転用していることと、主に単身者に対する施設であることが共通している。そして、住宅としては機能を十分に満たしていない施設が、都市の居住機能の受け皿となっている。

一方で、前述のように学習のための施設として登場したことや、本来の利用対象である考生と一般単身者の両者から幅広く利用される部分は、非住宅の居住施設として考試院の持つ固有の特性であるといえる。

1-3) 平山洋介：不完全都市\_神戸・ニューヨーク・ベルリン, p. 162, 学芸出版社, 2003

1-4) 平山 洋介：ニューヨークにおけるサポータティブ住宅の実態と政策支援, 平成13年度~平成14年度科学研究費補助金(基盤(C)(2))研究成果報告書, 研究論文(学術雑誌), 2003



## 1-2. 考試院に関わる既往研究

### 1-2-1. 既往研究

これまで考試院に関する研究は、建築や都市、社会学の分野で様々な観点の研究がなされてきた。それらの既往研究を本研究で取り上げる都市居住の観点から、以下の1) 考試院の変遷、2) 施設形態と分布、3) 利用実態について示す。

#### 1) 考試院の起源と変遷に関する研究

田ら(2011)<sup>1-5)</sup>による韓国における最小限の住宅に関する形成過程と空間的特性を考察する研究では、考試院の原型について労働者住宅である「寮」と結びつけて分析しているものの、その変遷過程が考試院の利用者や考試院の所在地による地域差などの関連性について十分に考慮されたとはいえない。

なお、ソウル歴史博物館の報告書(2014)<sup>1-6)</sup>は、一般に考試村と呼ばれるソウル市冠岳区新林洞一帯に対して、文献調査と実測調査、また聴き取り調査を通じて地域の形成過程や考試院の変遷について歴史的な観点から包括的に示している。

その他の考試院の変遷に関する研究としては、教育学の分野の研究が挙げられる。ゾンら(2009)<sup>1-7)</sup>は、ソウル市銅雀区鷺梁津洞一帯の受験塾と周辺に関連施設に対して、概観調査と聴き取り調査を通じて、受験塾や考試院などの分布や利用状況を示した。

1-5) Jun Nam-Il : Social-Historical Changes of 'Minimal Houses' in Seoul and its Spatial Characteristics. JOURNAL OF THE ARCHITECTURAL INSTITUTE OF KOREA Planning & Design, 27(3), pp.191-202. 2011

1-6) 신림동-대학동, 청운의 꿈을 품은 사람들(新林洞\_大学洞、青雲の夢を抱いた人々\_筆者翻訳), SEOUL MUSEUM OF HISTORY, 2014

1-7) 전윤주(ゾン・ユンジュ) : 서울시 노량진 학원의 분포패턴과 학원 서비스의 공간적 범위(ソウル市鷺梁津における受験塾の分布パターンと受験塾サービスの空間的範囲\_筆者翻訳), 高麗大学教育大学院地理教育専攻学位論(修士), 2009

2) 考試院の施設形態に関する研究

建築計画の分野では、金ら(2006)<sup>1-8)</sup>によって都市の住居問題として住宅に含まれない施設の居住実態を把握するための研究が行われ、考試院の居住問題が初めて論じられた。その後、朴ら(2008)<sup>1-9)</sup>と李ら(2009)<sup>1-10)</sup>により考試院における火災事故を対象とした防災対策に関する研究が行われた。

2010年からは、李ら(2010)<sup>1-11)</sup>による政策規定に関する研究や鄭ら(2010)<sup>1-12)</sup>による運営実態に関する研究、申ら(2010)<sup>1-13)</sup>によるソウル市における準住宅の実態と政策方向をまとめた研究などが行われ、法律や政策の側面から居住施設としての考試院の位置づけや問題点が論じられた。その後、単身世帯の居住施設としての社会的な注目が集まり、ハンら(2011)<sup>1-14)</sup>による大学生向けの賃貸住宅に関する計画提案に関する研究や、李ら(2014)<sup>1-15)</sup>による住環境の向上に関する研究、李ら(2014)<sup>1-16)</sup>による都市型シェアハウスの特性に関する研究などがなされている。

都市計画の分野でも考試院に関わる研究が多数みられる。ヨンら(2008)<sup>1-17)</sup>は2003年から2008年まで考試院で発生した火災事故を中心に、考試院の空間構成と消火設備について考察し、ソウル市における考試院の増加を経済や人口構成などの社会的な要素と結び付けて考察している。

- 
- 1-8) Kim Sung-Hwa, Lee Jae-Hoon. : A Study on the Actual Conditions of Housing Buildings in Urban Area. JOURNAL OF THE ARCHITECTURAL INSTITUTE OF KOREA Planning & Design, 22(5), pp.81-88, 2006
- 1-9) Park Hyung-Joo, Shin Dong-Cheol. : A Study on Fire Safety Regulatory Codes for Boarding Occupancy Facilities used as KOSIWON through an Investigation to the Yong-In KOSIWON' s Fire Case of with Global Fire Performance Code. JOURNAL OF THE ARCHITECTURAL INSTITUTE OF KOREA Planning & Design, 24(12), pp.329-336, 2008
- 1-10) Lee Jong-Won, Lee Ho-Young, Hong Won-Hwa. : A Research on Actual Condition for Fire Fighting Environment in Various Plan Types of Gosiwon and a Study on the Improvement in Fire Safety Capacity. JOURNAL OF THE ARCHITECTURAL INSTITUTE OF KOREA Planning & Design, 25(11), pp.365-372, 2009
- 1-11) Lee Ji-Eun, Yoon Young-Ho. : A Study on the Analysis of the Design Standards of Quasi-housing. 대한건축학회 학술발표대회 논문집 - 계획계, v. 30 n.1, pp.35-36, 2010
- 1-12) Cheong So-Yi, Park Joon-Young : A Study on the Management Status Problems of Gosiwon. 한국생태환경건축학회 학술발표대회 논문집, v. 10 n.2(19), pp.235-238, 2010
- 1-13) Shin Sang-Young, Park Ji-Young. (2010). Current State and Policy Directions for Quasi-Housing Establishments in Seoul. Research report of The Seoul Institute(2010-35), pp.1-154, 2010
- 1-14) Han Jee-Hee, Yoon Chung-Sook. : Unit Planning of Single Undergraduate Student's Rental Housing Corresponding to their Life Pattern and Housing Needs. Journal of the Korean Housing Association, 22(4), 93-102, 2011
- 1-15) Lee Sang-Ho, Lee Eun-Joo. : Improving Residential Environment of Quasi-Housing through the Residents Satisfaction Survey on Indoor Public Spaces - Focused on the Go-shi-wons at Seoul. JOURNAL OF THE ARCHITECTURAL INSTITUTE OF KOREA Planning & Design, 30(4), pp.15-22, 2014
- 1-16) Lee Hee-Won, Sung Min-Ho, Ryu Jeong-Won, Lee Jang-Bum, Lee Ki-Seok : Architectural Planning Characteristics of Urban Share House for Single-household 大韓建築学会聯合論文集, v.16 n.03 (通巻61号), pp. 1-8, 2014
- 1-17) Yeon Kyung-Hwan, Park Young-Jin : A Pathological Analysis of the Urban Space in the wake of the Gosiwon Fire Accident, KOREA PLANNERS Conference Vol.1 No.1(通巻10号), pp.1039-1046, 2008

ソウル市政策開発研究所の金ら(2009)<sup>1-18)</sup>は、考試院の火災時に起きる人命の被害を防ぐための対策と火災危険地域の管理や整備のために必要な政策などを提案しており、同研究所の申ら(2010)<sup>1-19)</sup>は、ソウル市における住宅及び都市政策を提案する目的で、単身世帯の住居施設として考試院の分布と立地条件について考察している。

近年では、ジンら(2018)<sup>1-20)</sup>により、考試院の供給や運営実態に着目して考試院を管理する政策について考察する研究が行われている。

### 3) 考試院の利用実態に関する研究

考試院の利用実態に関する研究は主に社会学の分野で行われた。

李ら(2006)<sup>1-21)</sup>は、考試院の居住者を都市の貧困層として取り上げ、住居福祉的な観点から考試院の居住問題を示した。金ら(2009)<sup>1-22)</sup>は、経済的弱者である低所得労働者の住居の安定化について政策的な観点から考察した。鄭ら(2011)<sup>1-23)</sup>は若年単身世帯の住居問題に注目し、考試院の居住経験者に対する聴き取り調査の詳細な分析をもとに、考試院の居住経験を踏まえた居住空間の意味について論じた。

一方、近年では都市史的な観点から考試院の密集地である考試村における考現学的な調査が行われている。ソウル歴史博物館の報告書(2014)<sup>1-24)</sup>は、一般に考試村と呼ばれるソウル市冠岳区新林洞一帯に対して、文献調査と実測調査、また聴き取り調査を通じて考試院密集地の形成過程や考試院の変遷について歴史的な観点から包括的に示している。

1-18) Kim Youn-Jong, Shin Sang-Young, Ji Seung-Hee, 장순철(長スンチョル) : Improving Evacuation Measures in Multiple-user Buildings and Zoning the Concentrated Areas for Fire Safety Management. Research report of The Seoul Institute(2009-08), pp.1-225, 2009

1-19) Shin Sang-Young : A Study on the Spatial Distribution of One Person Households-The Case of Seoul. Journal of Korea Planning Association, 45(4), pp.81-95, 2010

1-20) Jin Mee-Youn, Choi Sang-Hee : A Study on the Conditions of Provision and Management of Gosi-won and Future Policy Direction. 26(3), pp.5-35, 2018

1-21) Lee Jung-Bong : A study on production and reproduction of city poverty, Department of Social Welfare Graduate School Sungkonghoe University, Master's Thesis, 2006

1-22) Kim Sun-Mi, Choi Ok-Geum : A Study on Housing Status and Stability of the Working Poor, Social Welfare Policy, vol.36, pp.213-238, 2009.

1-23) Jung Min-Woo, Lee Na-Young : Questioning the Meaning of Normative 'Home': Youth Experience Living in Gosiwon, Korean Journal of Sociology 45(2), pp.130-175, 2011

1-24) 前述の1-6)と同様

第1章

Table 1-1. 考試院に関する既往研究一覧

No	著者	題名	Keywords	キーワード	発行先	Page	発行日
1	Sung Hwa KIM, Jae Hoon LEE	A Study on the actual condition of Housing Buildings in the Urban area 都市地域の住居関連建築物の使用実態に関する研究	multi household house, mixed-use residential building, officetel(for housing), Gosiwon, use classification of housings	多世帯住宅、オフィステル、考試院	大韓建築学会論文集 計画系第22巻第5号	pp.81-88	2006年5月
2	Jung Bong LEE (リ・ジョンボン)	A Study on Production and Reproduction of City Poverty 貧困の形成と再生産に関する研究-考試院居住の都市貧困層の社会的排除を中心として	Gosiwon, poverty, social exclusion	考試院、貧困、社会的排除	Department of Social Welfare Graduate School Sungkonghoe University	-	2006年2月
3	Chan Ho KIM (キム・チャンホ)	A Study on the Cause Analysis and the Measures of Fire Damage in Public Use Facilities 事例を通じた多衆利用業の被害原因の分析及び対策に関する研究-考試院の火災を中心として	-	-	ソウル産業大学 修士論文	-	2007年1月
4	Kyung Hwan YEON, Yong jin PARK (ヨン・キョンファン、パク・ヨンジン)	A Pathological Analysis of the Urban Space in the wake of the Gosiwon Fire Accident 考試院の火災事故からみた都市空間の病理学的解析	Working poor, Gosiwon, unemplment, elderly person, Pathology	貧困、考試院、無職、高齢者、病理学	大韓国土都市計画学会学術大会論文集	pp.1039-1046	2008年10月
5	Hyung Joo PARK, Dong Cheol SHIN (パク・ヒョンジュ、シンドンテヨル)	A Study on Fire Safety Regulatory Codes for Boarding Occupancy Facilities used as KOSIWON through an Investigation to the Yong-In KOSIWON's Fire Case of with Global Fire Performance Code 考試院火災事例調査を通じた準宿泊施設の火災 安全性を向上させるための制度に関する研究	Study Boarding Occupancy, Multi-Purpose Congested Facilities, Fire Protected Corridor, Travel Distance Limits, Fire Compartment	多衆利用施設、消防性能基準、防火廊下、歩行距離制限、防火区画	大韓建築学会論文集 計画系第24巻第12号(通巻242号)	pp.329-336	2008年12月
6	Sun Mi KIM, Ok Geum CHOI	A Study on Housing Status and Stability of the Working Poor 勤労貧困層の住居実態及び住居安定に関する研究	Minimum housing standards, Housing affordability, Working poor, Generalized estimating equations	最小住宅基準、住宅の事項な価格、貧困、一般化推定方程式	社会福祉政策36巻3号	pp.213-238	2009年8月
7	Jong Won LEE, Ho Young LEE, Won Hwa Hong(イ・ジョンウォンの他2人)	A Research on Actual Condition for Fire Fighting Environment in Various Plan Types of Gosiwon and a Study on the Improvement in Fire Safety Capacity 考試院の平面類型別の消防環境実態調査及び火災安全性の向上に関する研究	Gosiwon, Plan Type, Fire Fighting Environment, Fire Safety Capacity	考試院、平面分類、消火環境、防火能力	大韓建築学会論文集 計画系第25巻第11号(通巻253号)	pp.365-372	2009年11月
8	Youn Jong KIM, Sang Young SHIN, Seung Hee Ji	Improving Evacuation Measures in Multiple-user Buildings and Zoning the Concentrated Areas for Fire Safety Management 多衆利用業所の避難対策向上及び集中管理地域区画の案	-	-	Seoul Development Institute(ソウル市政開発研究院)	-	2009年8月
9	ゾン・ユンジュ	ソウル市監獄における受検者の分布パターンと受検サービス空間的範囲	-	-	高麗大学教育大学院(修士論文)	-	2009年7月
10	Sang Young SHIN (シン・サンヨン)	A Study on the Spatial Distribution of One Person Households : The Case of Seoul 単身世帯住居地の空間的分布に関する研究	One Person Household, Residential Location, Spatial Distribution, Household Type, Housing Characteristics	単身世帯、住居地、空間的分布、世帯類型、住居の特性	大韓国土都市計画学会誌「国土計画」第45巻第4号	pp.81-95	2010年8月
11	Ji Eun LEE, Young Ho YOON (イ・ジウン、ユンホ)	A Study on the Analysis of the Design Standards of Quasi-housing 準住宅計画基準の分析	Quasi-housing, Officetel, Gosiwon, Affordable Senior Housing, Design Standards	準住宅、オフィステル、考試院、老人福祉住宅、計画基準、建築法	大韓建築学会学術発表大会論文集 第30巻第1号(通巻54)	pp.35-36	2010年10月
12	So Yi CHEONG, Yoon Young PARK (ジョン・ソイ、パク・ユンヨン)	A Study on the Management Status Problems of "Gosiwon" 考試院の運営実態と問題点分析	One Person Household, Gosiwon, Management status, Problems	単身世帯、考試院、運営実態、問題点	韓国生環境建築学会 秋季学術発表大会論文集 第10巻第2号(通巻19号)	pp.235-238	2010年11月
13	Sang Young SHIN, Ji Young PARK(シン・サンヨンの他1人)	Current State and Policy Directions for Quasi-Housing Establishments in Seoul ソウルの準住宅実態と政策方向	-	-	Seoul Development Institute(ソウル市政開発研究院)	-	2010年12月
14	Ki Young KIM(キム・ギヨン)	A study on improvements for problems in quasi-house system by increase of 1 or 2 persons households : focusing Gosiwon in Seoul 1~2人世帯の増加に伴う準住宅制度の問題点と改善策に関する研究-ソウル市内の考試院を中心として	-	-	高麗大学(修士論文)	-	2011年12月
15	Min Woo JIUNG, Na Young LEE (ジョン・ミンウ、イ・ナヨン)	Questioning the Meaning of Normative 'Home': Youth Experience Living in Gosiwon 青年世代に「家」の意味を問う。考試院の居住経験を中心に	-	考試院、青年世帯、住居の不平等、住居、社会的空間の不安	韓国社会学研究論文 第45巻2号	pp.130-175	2011年
16	Nam Il JUN (ジナム・ナムイル)	Social-Historical Changes of Minimal House in Seoul and its Spatial Characteristics 「最小限の住宅」の社会的変遷と空間特性	Minimal House, Squatter Settlement, Shanty House, Rented Room, Vinyl House, Rooftop House, Doss House	最小限の住宅、土庫(土小屋)、不良住宅、賃貸部屋、ビニールハウス、屋上部屋、考試院	大韓建築学会論文集 計画系第27巻第3号(通巻269号)	pp.191-202	2011年3月
17	Jee Hee HAN, Chung Sook YOON	Unit Planning of Single Undergraduate Student's Rental Housing Corresponding to their Life Pattern and Housing Needs 大学生単身世帯の生活パターン及び住居要求に伴う大学生専用の賃貸住宅に関する平面計画の案	Single Undergraduate Students, Space Usage, Housing Needs, Unit Planning, Rental House	大学生単身世帯、空間使用実態、住居要求、平面計画、賃貸住宅	韓国住居学論文集 第22巻第4号	pp.93-102	2011年8月
18	尹 凌穎, 田中大樹, ジョン・ジョン, 小林秀樹	韓国における単身世帯向けの新たな住宅制度とシェアハウスに関する研究-韓国型シェアハウス第1号の「マイハムヨンヒ」事例を通じて-	-	シェアハウス、韓国、都市型生活住宅、共用空間、準住宅、コシウォン	日本建築学会大会学術講演梗概集(北海道)	pp.1413-1414	2013年8月
19	Sang Ho LEE, Eun Joo LEE (イ・サンホ、イ・ウンジュ)	Improving Residential Environment of Quasi-Housing through the Residents Satisfaction Survey on Indoor Public Spaces 室内共用スペースの利用満足度調査を通じた準住宅の居住環境向上の方法に関する研究	Quasi-Housing, One person household, Small multi-housing	準住宅、単身世帯、小型共同住宅	大韓建築学会論文集 計画系第30巻第4号(通巻306号)	pp.15-22	2014年4月
20	Hee Won LEE, Min Ho Sung, Jeong Won RYU, Jang Bum LEE, Ki Seok LEE	Architectural Planning Characteristics of Urban Share House for Single-household 1人世帯に対する都市型シェアハウスの建築計画的特性に関する研究	Small Houses, Single-household, Share House	小規模住宅、単身世帯、シェアハウス	大韓建築学会論文集 16巻3号(通巻61号)	pp.1-8	2014年6月
21	ソウル歴史博物館	大学洞、靑雲の夢を抱いた人々；新林洞	-	-	ソウル歴史博物館	-	2014年
22	Mee Youn JIN, Sang Hee CHOI	A Study on the Conditions of Provision and Management of Gosiwon and Future Policy Direction 考試院の供給・運営管理実態と政策方向	Gosiwon, Multiple-living Arrangement, Non-residential Dwelling, Housing, Vulnerable Group, Housing Poverty, Housing Welfare	考試院、多衆生活施設、非住宅、住居貧困、住居福祉	住宅研究 第26巻3号	pp.5-35	2018年8月
23	Ji Won YANG, Hae Yeon YOO	A Study on the Improvement Direction through the Characteristics Analysis of Gosiwon in Seoul ソウル市の考試院の特性分析を通じた改善方向に関する研究	Gosiwon, One Person Household, Supported Housing, Affordable Housing, Supported Policy	考試院、単身世帯、支援住宅、安価住宅、支援政策	大韓建築学会学術発表大会論文集 第39巻第1号(通巻71)	pp.647-650	2019年4月

## 1-2-2. 既往研究の成果と課題

Table1-1で示したように、韓国国内で考試院に関する研究は2005年から様々な分野で行われている。

建築・都市計画の分野では、防災対策とした施設利用の安全性の確保に関する研究が行われ、考試院を法律上で規定し、管理することになった。その後、都市の単身世帯の居住施設になった考試院に対する状況や実態に関する研究が行われて、法律や政策上で住居施設の対象として取り上げるようになった。

社会学の分野では、都市の低所得労働者らの居住問題に注目し、考試院居住者の生活支援や居住環境の改善に関わる研究が行われ、福祉政策が定められた。

一方で、ソウル市の考試院に対する都市史的な観点の研究や調査からは、一部の地域における考試院の背景や変遷の様子が把握されたものの、既往研究のほとんどは2005年以降の現状を対象としているため、考試院に関わる2005年以前の状況や変遷過程は未だに明らかではない。

また、ソウル市内の考試院の分布や地域の特性に関する研究が行われたものの、考試院の利用実態と結び付けた考察は十分に行われていない。そして、法律の規定や政策の根拠として考試院の施設類型が研究されているが、考試院の密集する地域の居住形式に基いた比較分析は見られない。

都市居住の観点から見た考試院は、現在も考試の受験生活のために利用されながら、単身世帯の居住施設としての利用も広まっている。しかし、都市における考試院の登場と居住施設への変遷に関しては未だに明らかにされていない。また、利用実態を踏まえた居住環境に関しても十分に研究が行われていない。

このように、住宅の機能を満たしていない考試院が居住施設へと変容した経緯や居住形式については究明されていないと指摘できる。

## 第1章

### 1-3. 研究の目的と研究課題

#### 1-3-1. 研究の目的

前述で示した既往研究の成果と課題に対して本研究は、現在ソウル市で都市居住の受け皿として機能している考試院に対して、都市居住の観点から考試院の登場と居住施設への変遷の経緯を解明し、考試院密集地における考試院の施設形態と利用実態を明らかにすることで、居住施設としての考試院の課題や可能性を明らかにすることを目的とする。

#### 1-3-2. 研究課題

本研究では上記の目的に対して、以下の4つを研究課題として取り上げる。

研究課題1は考試院の居住機能の変遷を明らかにすることで、考試院に関する統計資料がない2002年以前の変遷が確認できる史料を特定し、考試院の登場時期や場所、施設形態や利用状況などの変化を時系列で考察する。その内容を分析することで、考試院の居住施設として変容した経緯を究明する。

研究課題2は、考試院の施設形態や分布を明らかにすることで、ソウル市内の考試院に対して定量的データを用いて施設形態を分類する。そして、考試院密集地における施設形態の分布から地域の特徴を明らかにする。

研究課題3は、考試院の利用実態を明らかにすることで、まずソウル市内の考試院密集地における考試院の利用実態を把握する。考試院の利用目的・滞在時間・行動習慣・生活状況などの実態を調査し、考試院密集地の地域施設と照らし合わせることで、各地域における考試院と周辺施設の関係を考察する。

以上の3つの研究課題を踏まえて、都市居住の観点から居住施設としての考試院の課題と可能性を考察する。

#### 1-4. 研究の位置づけと方法

考試院の変遷過程に関しては建築史的な観点の調査を実施する。次に、考試院の現状に関しては建築計画の観点から施設形態の分類に関する調査を行う。また、考試院密集地の居住形式に関しては地域計画的な観点から、考試院密集地における利用実態に着目し、周辺施設との関係を明らかにするための調査を行う。これらの建築史的、建築計画的、地域計画的な調査を通じて、本研究は、都市居住の観点から見た考試院の変遷と利用実態を明らかにするものである。

なお、本研究では、都市において日常生活を過ごすために必要な最低限の居住形式を都市居住として扱う。

##### 1-4-1. 研究の対象

前述のように、本研究では考試院の居住形式に対して、利用実態からみた分析を通じて、現代の都市居住の一形態として提示することを目的に、その変遷や現状、そして考試院密集地の居住環境について論じる。

そこで、考試院の変遷に関しては、本来の考試院利用者である考試生に対する情報の媒体に着目し、考試関連の受験雑誌に掲載された広告内容を研究の対象とする。次に、考試院の現状に関しては、考試院業の登録情報に着目し、韓国国内で登録の件数が最も多いソウル市を調査の対象として調査を行う。

また、考試院密集地の居住環境に関しては、ソウル市内の考試院密集地における考試院の管理者と利用者を対象として考試院の利用実態を調べる。

##### 1-4-2. 研究課題に対する方法

まず、研究課題1の考試院の居住機能の変遷に関しては、統計資料がみられない2002年以前の変化を調査する。考試院の変遷が確認できる史料を分析することで、考試院居住施設として転用された時期や理由について考察する。

次に、研究課題2である考試院の施設形態については、ソウル消防災難本部からの考試院登録情報をもとに定量的データを用いて、考試院密集地に対する比較分析を行う。

また、研究課題3の考試院の利用実態に関しては、考試院の管理者と利用者に対する聞き取り調査によって利用目的・滞在時間・行動習慣・生活状況などの実態を把握し、考試院密集地の地域施設と照らし合わせることで、各地域における考試院の居住形式を提示する。

本研究では各研究課題に対して次のような調査方法を用いる。

## 第1章

### 1) 文献調査

考試院に関わる背景として法律や事例を把握するため、各種の資料を収集し分析する。また、考試院の登場と変遷過程を究明するため、考試院の広告が掲載された考試受験雑誌に着目し、その記載内容を資料として分析する。

### 2) 情報データ分析

考試院の施設類型と考試院密集地の特徴を把握するため、ソウル市における考試院業の登録情報<sup>1-25)</sup>を基に、建物の登記情報が確認できる建築物台帳<sup>1-26)</sup>から考試院と建物の情報を収集し分析する。GIS<sup>1-27)</sup>を用いてソウル市内における考試院の密集する地域を特定し、各考試院密集地の分布を把握する。

### 3) 概観及び実測調査

ソウル市内の考試院密集地における居住環境を把握するため、調査員が考試院密集地で考試院及び周辺施設に立ち入り、概観・実測調査を実施する。

### 4) ヒアリング・アンケート調査

考試院の利用実態と地域の居住形式を確認するため、研究協力に同意した考試院を対象として管理者と利用者に考試院の利用実態に関するヒアリング・アンケート調査を実施する。

---

1-25) ソウル市内で考試院業として登録されている考試院の情報は、毎年ソウル災難本部により作成・管理されている。本稿ではこれを考試院リストと呼ぶ。考試院リストには、登録された考試院の「名称」、「住所」、「考試院の営業面積」などが記載されている。考試院リストに記載される「考試院の営業面積」は、建物の中で考試院の用途として運営されている延床面積を指し、建物内の他用途施設の面積や共用の階段室と機械室などの面積は除外される。尚、考試院リストでは、個人情報に当たる詳細な住所や営業面積は公開されていないが、2015年の考試院リストに限り、ソウル災難本部より研究目的での使用を認められている。本研究では、それを元に考試院の所在地のプロットや営業面積の抽出を行なっている。

1-26) 建築物台帳では、建物の敷地・構造・用途・階数・床面積・竣工年などの情報が公開されている。なお、この台帳は随時更新されており過去の台帳は閲覧できない。本稿では2019年の建築物台帳を使用している。

1-27) GISとは、Geographic Information Systemの略称である。日本語では地理情報システムという。本研究ではオープンソースプログラムであるQGISを用いて分析を行う。



## 1-5. 本論文の構成

前述の目的と研究課題に対して本論文は以下のように構成する。

### 1-5-1. 論文構成と流れ

第1章「序論」では、研究の背景として、韓国における考試院の現状について述べるとともに、研究の目的及び既往研究と本研究の位置づけを明らかにする。また、本論文の構成及び調査方法と調査の概要を示す。

第2章「考試院に関する社会背景と規定の現状」では、考試院に関する用語を定義した上で、考試院に関わる法令等の規定改正の契機となったといわれる火災事故や人口構成の変化を事例とともに統計資料を通じて示す。

さらに、考試院に関わる各規定の意味とその関係を整理し、それらの改正の経緯をまとめる。また、法令に基づいて規定されている考試院業の登録手順と登録件数の変化を確認した。これらの社会的背景や法令の変化を踏まえて、本論文の研究対象である考試院の定義と位置づけを示す。

第3章「『考試界』掲載広告を対象にした考試院の分布及び利用者の変化と居住機能の変質」では、研究課題1と研究課題2に当たる部分として、統計資料がみられない2002年以前の考試院における変遷を確認するため、文献資料を通じて考試院の登場時期から約40年間にわたる施設の分布や居住機能の変質を考察する。

今まで考試院の登場時期からの変遷を示した研究がなかったため、調査の対象にする史料を特定することが課題であるが、本研究では考試院の利用者に注目し、本来の利用者である考試生向けの受験雑誌に掲載された考試院の募集広告を対象として内容分析を行う。

受験雑誌としては発刊年数が最も長い、月刊受験雑誌『考試界』の掲載広告から、考試院の所在地及び空間構成、利用条件や募集対象などの情報を収集する。

## 第1章

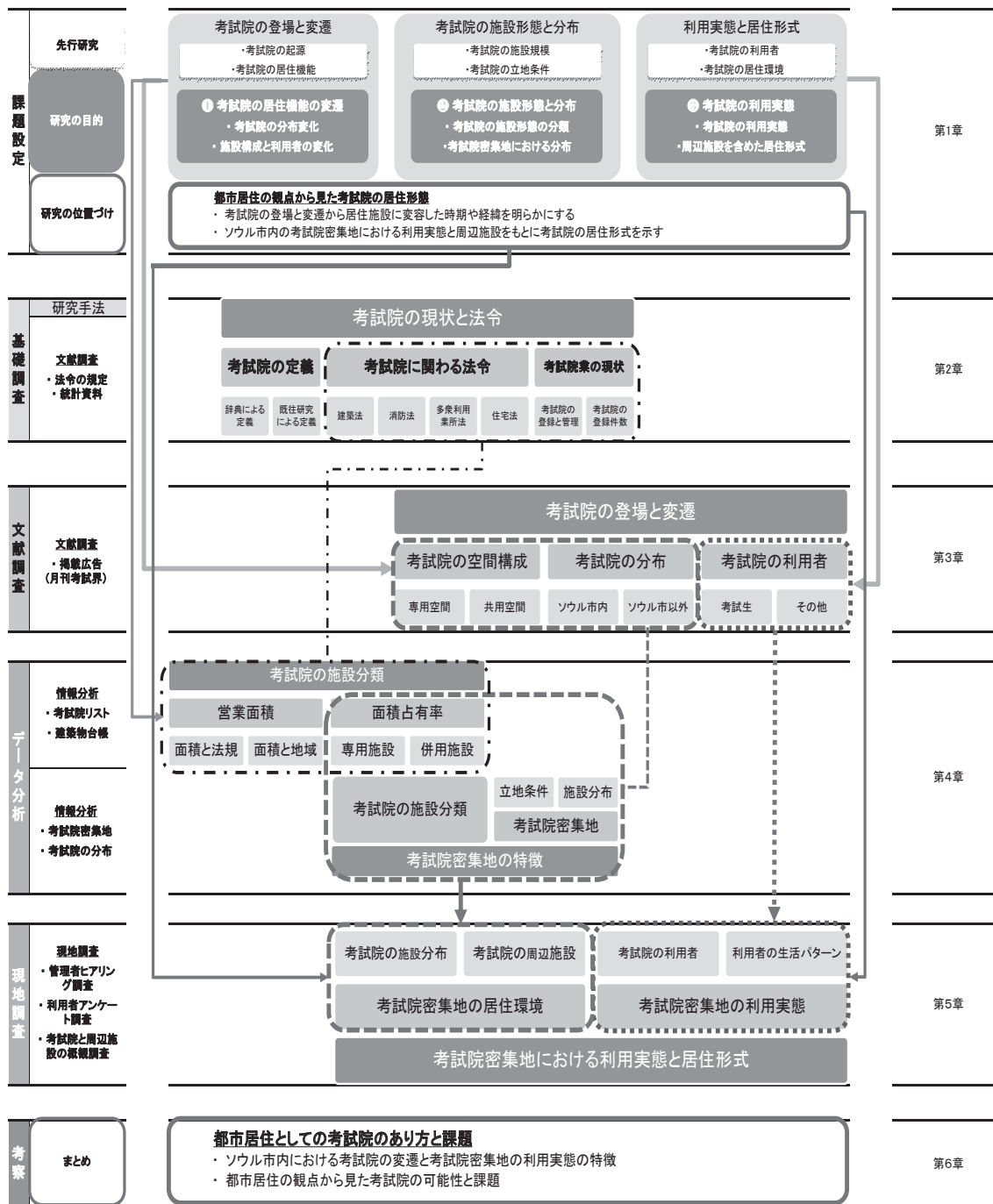
第4章「ソウル市内の考試院密集地における考試院の分布と施設形態」では、研究課題2や研究課題3に当たる部分として、韓国全体の約5割の考試院が集まっているソウル市で、2010年から2015年までの考試院業の登録件数と増加率の高い6つの行政区域の中で考試院の密集する地域を対象として、考試院の延床面積、運営面積と面積占有率を分析要素として取り上げる。その結果からソウル市全体と地域別の比較を行い、6つの考試院密集地における考試院の分布様子と考試院の仕様及び地域の特徴を示す。

第5章「考試院密集地における利用実態」では、研究課題3に対する部分として、ソウル市内の6つの考試院密集地に対して、考試院の管理者と利用者への聞き取り調査及び施設の実測調査を通じて利用実態と居住形式を明らかにする。

第6章「総括」では、各章で得られた結果を総括し、研究課題1から3に対する考察を踏まえて、都市居住の受け皿として考試院の居住形式について考察する。また、都市居住の観点から居住施設として考試院の課題や可能性について示す。

上記の概要と流れをTable1-2に示す。

Table1-2. 論文の構成と流れ



## 第1章

## 第2章 考試院に関する社会背景と規定の現状

## 目次

### 2章 考試院に関する社会背景と規定の現状

2-1. 本研究における用語の位置づけ	23
2-1-1. 考試(国家公務員採用試験)	23
2-1-2. 考試院・考試生・考試村	25
2-2. 考試院をめぐる記録と社会背景	28
2-2-1. 考試院をめぐる記録	28
2-2-2. 考試院をめぐる火災事故	30
2-2-3. 単身世帯と非住宅居施設の増加	33
2-3. 考試院に関わる法令とその変遷	35
2-3-1. 考試院に関わる法令の規定	35
2-3-2. 考試院に関わる法令の規定と関係	38
2-3-3. 考試院に関わる法令の変遷と意義	41
2-4. 考試院業の登録手続きと考試院の現状	44
2-4-1. 考試院業の登録手続き	44
2-4-2. 考試院業登録件数からみる考試院の現状	44
2-5. 小結	46

## 2章 考試院に関する社会背景と規定の現状

本研究の目的である、考試院の出現時期から現在までの変遷の把握や住居施設として利用されている考試院の居住形式を究明するためには、まず研究の対象である考試院に関する用語の意味と法令の変遷を把握し、現在の韓国における考試院の位置づけを明らかにする必要がある。

そこで、本章では考試院に関する用語を説明した上、消防庁からの公開されている統計資料にもとづき考試院業の現状を把握する。そして考試院業に関わる規定にもとづき、法令の条文に定められている内容を確認し、各法令条文の履歴を辿り、法令の変遷を明らかにする。

### 2-1. 本研究における用語の位置づけ

既往研究では、考試院については簡略な説明がなされているものの、考試院以外の用語については示されていない。本章では「考試院」の名から連想できる「考試」・「考試生」・「考試村」を取り上げ、その意味や位置づけについて示す。

#### 2-1-1. 考試(国家公務員採用試験)

##### 1) 「考試(고시)」と「高試(고시)」

韓国の国立国語院で発刊された標準国語大辞典<sup>2-1)</sup>では、「考試(코시)」に関して以下のように解説されている。

- ① いくつかの資格や免許証を与えるために実施するいくつかの試み。  
主に公務員の任用資格を決定する試験を示す。
- ② 歴史的には、科擧<sup>2-2)</sup>の成績を振り返り等数を付けたことを意味する。

また、高等考試の略語である「高試(코시)」については、以下の通りである。

- ③ 高試：行政部の高級公務員、又は裁判官、検査、弁護士などの資格を検定するために実施する資格試験である。行政・司法・技術の三つに分けて実施されてきたが、1963年に「高等考試制度」が廃止しされ、5級又は司法試験などに変更された。

2-1) 国立国語院標準国語大辞典(<https://stdict.korean.go.kr/>)

2-2) 科擧は科目によって官吏を選抜する官吏登用試験であった。科擧制度は個人の能力を基準にして官吏を選抜する試験制度であった。(李成茂：韓国の科擧制度、平木寛・中村葉子訳、日本評論社、2008、pp. 2)

2) 考試制度の変化

前述の解説で示したように、韓国で「考試」は、歴史的な意味を含む「考試」と、近代的な国家公務員試験を示す「高試」の2つの意味で使われている。特に、韓国内で一般的に使われる「考試」という言葉には、中央集権的な専制国家を運営するための人事制度である科挙制度の概念が混在している。

李らによると<sup>2-3)</sup>、韓国の科挙制度は、中国の科挙制度を受容した国家試験制度で、高麗時代の958年にはじめて実施されてから、朝鮮時代の1894年に廃止されるまでの936年間に国家の官僚制として行われていた。

しかし、1894年、朝鮮王朝が近代的国家に変貌する際に科挙制度が廃止されてから、高級官僚を採用するための「文官高等試験」が実施された。

「高等試験」とも呼ばれた高等文官試験は、1948年の第二次世界大戦の終戦に伴う韓国政府の樹立の際に廃止された。

1950年からは高等考試司法科が実施され、1960年では高等考試行政科が行われた。しかし、1964年の法令などの変更により高等考試はその名を失われ、「司法試験」と「3級公開採用試験」に変わることとなった。

その後、1973年に考試関連の法令が改正され、「高等考試」という名称が復活、1974年からは再び「行政高等考試」、「外務高等考試」、「技術高等考試」が行われた。この頃から、考試は一般的に司法・行政・外務・技術の4つの分野を指す概念として認識された。

2011年から「高等考試」が廃止され、5級（行政職）、5等級（外務職）、5級（技術職）に改編された。5等級（外務職）公債は、2013年上半期に行われた第47回の試験を最後に廃止された。（参考文献<sup>2-4)</sup>より引用、著者翻訳）

2-3) 前述の2-2)と同様

2-4) 신림동-대학동, 청운의 꿈을 품은 사람들(新林洞\_大学洞、青雲の夢を抱いた人々\_筆者翻訳), SEOUL MUSEUM OF HISTORY, 2014



## 2-1-2. 考試院・考試生・考試村

## 1) 「考試院」

韓国における考試院関連の既往研究の中では、2008年の大韓建築学会計画系論文集に掲載された朴らの研究<sup>2-5)</sup>で、はじめて考試院について定義する内容が見られた。その内容は以下の通りである。

“考試院とは、主に国家公務員試験（考試）に向けて勉強する受験生を対象に、学習及び宿泊の機能を提供する施設として登場したとされている。考試院では下宿の個室より安い価格で部屋と食事が用意できる経済的な利点だけでなく、受験生同士が共同生活をするすることでお互いに競争心を刺激して学習効率を高める点から、利用が継続されてきた。”

(参考文献<sup>2-5)</sup>より引用. 著者翻訳)

一方、国立国語院標準国語辞典では「考試院」について、“共同住宅様式の一つである。従来は司法試験や公務員採用試験などを準備する人が勉強する施設であったが、現在は受験生以外の一般の人たちも利用する。”と記載されている<sup>2-6)</sup>。

つまり、現在の考試院は受験生の学習施設としての意味だけではなく、受験生以外の居住施設としての意味も含まれている。

2-5) Park, Hyung-Joo. Shin, Dong-Cheol, 考試院の火災事例に関する調査を通じた準宿泊施設の火災安全性能の改善に対する制度研究, 大韓建築学会論文集 計画系 第24巻(第242号), pp. 329-336, 2008. 12

2-6) “ ”内は前述2-1)より引用、著者翻訳

2) 「考試生」

韓国で「考試生(コシセン)」は、一般に公務員試験を受ける受験生を意味する。

国立国語院標準国語大辞典では以下のように記載されている。

- ・ 考試生：試験を受けるために勉強する学生
- ・ 考試院生：試験を準備する人たちが居住する施設に住む学生  
考試院で生活する学生

韓国の行政安全本部の統計資料<sup>2-7)</sup>に基づき、1990年以來の各種公務員試験の応募者数の変化をFig. 2-1で示す。

司法試験の応募者数は1990年から2003年まで増加するが、2003年以降減少し続ける。

一方、一般公務員である9級公務員採用試験の応募者数は2000年以降急増する傾向が見られる。2017年では4,910人の9級公務員の採用に対して応募者数が22万8千人を超え、採用倍率が約46.5倍であった。

このように公務員試験の高い競争率は現在も続いており<sup>2-8)</sup>、社会的な注目を集めている。

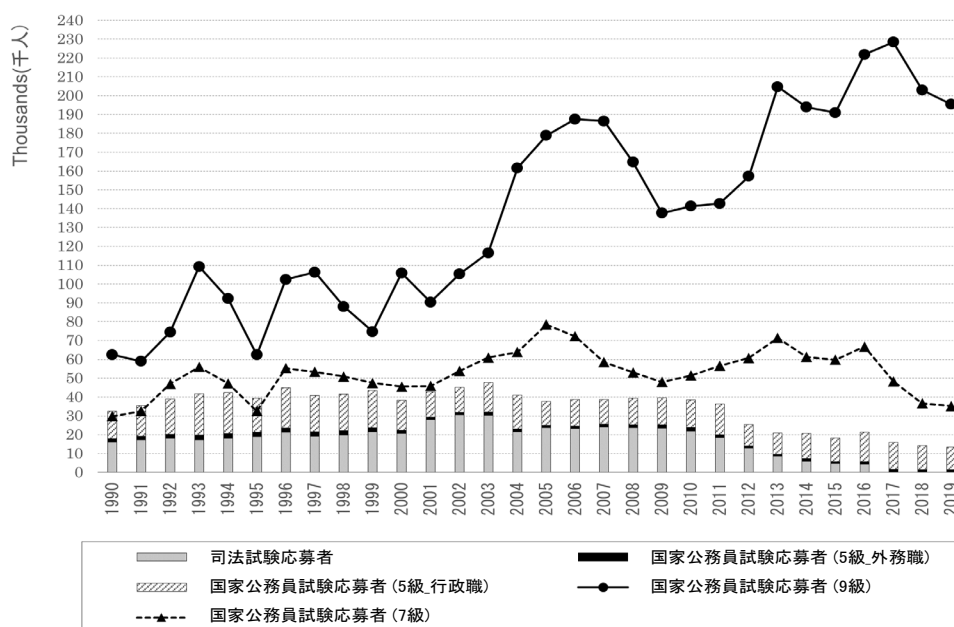


Fig.2-1 公務員試験の応募者数(統計資料を基に著者が作成)

2-7) 韓国の行政による情報公開サービス(<https://www.open.go.kr/>)から司法・行政・外務及び7級・9級公務員採用試験の応募者数に関する情報公開を要請し、その結果を著者が取りまとめた。

2-8) サイバー国家考試センター(<https://www.gosi.kr/>)では、各公務員試験に対する試験情報と共に、統計資料を公開している。

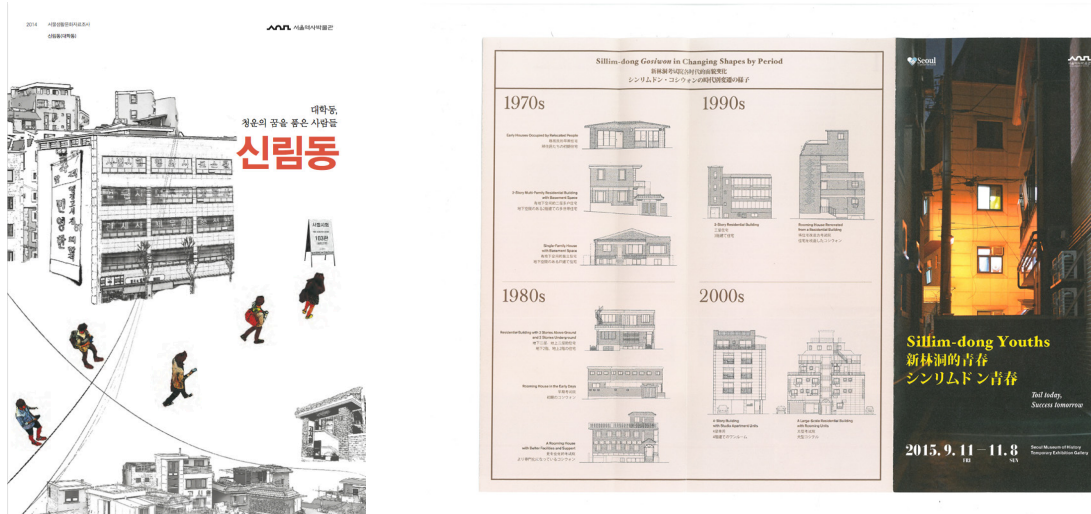


Fig.2-2 『大学洞、青雲の夢を抱いた人々：新林洞』の表紙(左)

Fig.2-3. 『新林洞青春展』のパームプレート(右)

出典：ソウル歴史博物館、2014年(左)、2015年(右)

### 3) 「考試村」

韓国で「考試村(コシチョン)」とは、一般的に考試を受ける考試生が集まって受験生活を行っている地域を指している。

#### ・既往研究での記載

『大学洞、青雲の夢を抱いた人々：新林洞』<sup>2-9)</sup>では、下記のような考察が示されている。

“考試村では居住空間が最小化されているため、普通の住宅に求められた機能が抜け出て、それが一つの施設として定着されている。それは新しい都市の風景を作り出す。”

“考試村初期には受験生の主な生活空間は考試院の個室で勉強・就寝・食事をする、つまり「三位一体型」であったが、徐々に個室では就寝と休憩、読書室で勉強、食堂で食事をする「分離型生活」が一般化された。”

### 4) 本研究における「考試村」の位置づけ

本研究の対象である「考試村」とは、考試院が密集している地域で、考試院で生活する居住者が日常生活を過ごすための施設などが一定のエリアに集まっており、地域内で考試院の居住者の日常生活が完結されている地域を指すものとする。

2-9) 前述の2-4)と同様

## 2-2. 考試院をめぐる記録と社会背景

### 2-2-1. 考試院をめぐる記録

考試院に関しては、ソウル歴史博物館から2014年に発刊された『大学洞、青雲の夢を抱いた人々：新林洞』の内容と、過去の新聞記事などを引用する。これらの記録は、考試院の変遷過程を理解するための重要な基礎資料である。

#### 1) 考試院に関する新聞記録<sup>2-10)</sup>

考試制度に関する新聞記事の記録は1920年代から、約5,200件が残っている。記載されたキーワードから見ると、「考試院」に関しては、約750件以上の記事が存在し(Fig. 2-4<sup>2-11)</sup>)、中でも1990-95年ごろの記事が最も多い。

一方、「考試村」というキーワードで検索した結果、1977年度から137件の記録が見られた(Fig. 2-5<sup>2-11)</sup>)。そして、考試村の場合も考試院の検索結果と同じく1990年代から記事が増える傾向が見られる。

次の記事からは、当時の社会変化と考試院の変遷の様子が読み取れる。

[1973. 08. 09 京郷新聞/8面/ソウル版]\*<sup>訳</sup>

“現代の科挙のように表現される「考試」の準備に若さを捧げる大学生。彼らに季節は関係ない。ただ合格の栄光だけへのこだわりと意志だけが残っている。

「考試勉強のために学校の休みの時期には寺を訪ねている」という、C君(K大学法学部4年)は、「勉強も勉強だが静かな寺で僧侶たちと一緒に一二月の生活してみると、俗世で汚れたものがすべてが抜けるように感じられる」と言う。”

[1984. 02. 28 東亜日報/7面/社会]\*<sup>訳</sup>

“主に考試準備生たちが利用している「考試院」は、1人当たり約0.7坪のオンドル部屋に机が1つ用意され、寝食を提供する。1ヶ月に9万ウォンの利用金をもらっている。このような「考試院」は、ソウル大学から近くの新林洞一帯だけで7つ存在する。”

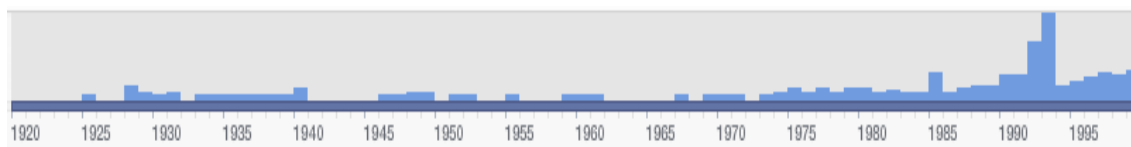


Fig.2-4. 考試院関連新聞記録検索 (キーワード: 考試院, 閲覧日: 2020年2月)

2-10) \*訳: 著者翻訳

2-11) <http://newslibrary.naver.com/> からキーワードで検索(閲覧日: 2020年2月)

[1992. 02. 21 京郷新聞/11面]\*訳

“80年代半ばまでは、ソウル近郊の川沿いや山の中でしか見つからなかった考試院だが、徐々に都心部に進入している。現在は、百ヶ所に増えた。利用者が40～70人規模の大型下宿ビルである考試院は冠岳区新林洞、新村、そして城北区安岩洞大学街に拡散される傾向である。ここの下宿生のほとんどは司法試験・行政考試など考試準備生であるが、最近は考試に関係ない一般の大学生も多く、時には会社員も含まれている。”

[1993. 01. 09 東亜日報/31面]\*訳

“ソウル冠岳区新林洞一帯の100ヶ所をはじめ、市内の大学街周辺に散在している数百余りの「考試院」は、若い日の大事な時期に自らと正面から向き合い、打ち勝とうとする若い「修道士」の激しい息づかいがある、現代版の「修道院」である。

このような考試院では、通常30～50人程度の入居者が生活しており、考試院への入居希望者が並んでいるため、ほぼすべての考試院には1坪も余っている空間がない。”

[1998. 06. 02東亜日報/32面/文化]\*訳

“過去には、考試の勉強とすれば当然「寺」を思い出すほど「考試」と「寺」の縁は格別だった。しかし、80年代末以降、考試の準備も情報化の波に乗り、受験生は次々寺から離れて、新林洞に集まっている。

500ヶ所以上の考試院が密集している新林洞では、常住している受験生が約4万人である。司法・行政・外交官を目指す主要な考試で、70%以上の考試合格者を排出される新林洞は、将来の社会指導層のインキュベーターであるとして、各宗教界の注目を集め始めた。”

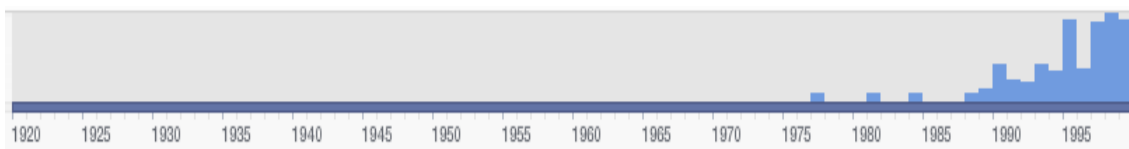


Fig.2-5. 考試院関連新聞記録検索 (キーワード: 考試村, 閲覧日: 2020年2月)

## 2-2-2. 考試院をめぐる火災事故

### 1) 考試院における火災事故

既往研究や新聞記事などでは、2000年代から考試院で起こった火災による事故が数多く見受けられる。

韓国の統計庁で公開した「火災発生総括表」統計情報報告書<sup>2-12)</sup>によると、Fig. 2-6で示すように、2004年から2018年まで多衆利用業所で起きた火災事故の件数は減少する傾向がみられるものの、考試院での火災事故の件数は増加している傾向が見られる。

2020年ソウル市消防災難本部から公開された報告書<sup>2-13)</sup>によると、Table2-1で表すように、2017年から2020年の4年間でソウル市の考試院で発生した火災件数は、合計162件である。

これらの事件により31人（死亡9人、負傷22人）の人的被害と建物の損害などの物的被害が発生した。また、火災の原因としては、不注意が97件（67%）、電氣的要因が27件（19%）、放火疑いが6件（4.2%）、その他が14件（9.7%）であった。

この報告書の結果、ソウル消防災難本部は考試院火災による人的被害を防止するために、スプリンクラーを設置する考試院営業主に工事費の一部を補助し、考試院の防災性を高める目的で、昨年2019年8月から簡易スプリンクラー設置促進事業を進めている。

2-12) KOrlean Statistical Information Service(韓国国家統計ポータル\_ <https://kosis.kr/index/index.do>)により「多衆利用業所の火災発生」に関する統計資料を検索し、その結果を取りまとめて著者が作

2-13) Seoul Metropolitan Fire and Disaster Headquarters : <https://fire.seoul.go.kr/main/main.do>, accessed 2020.6.10 (in Korean)

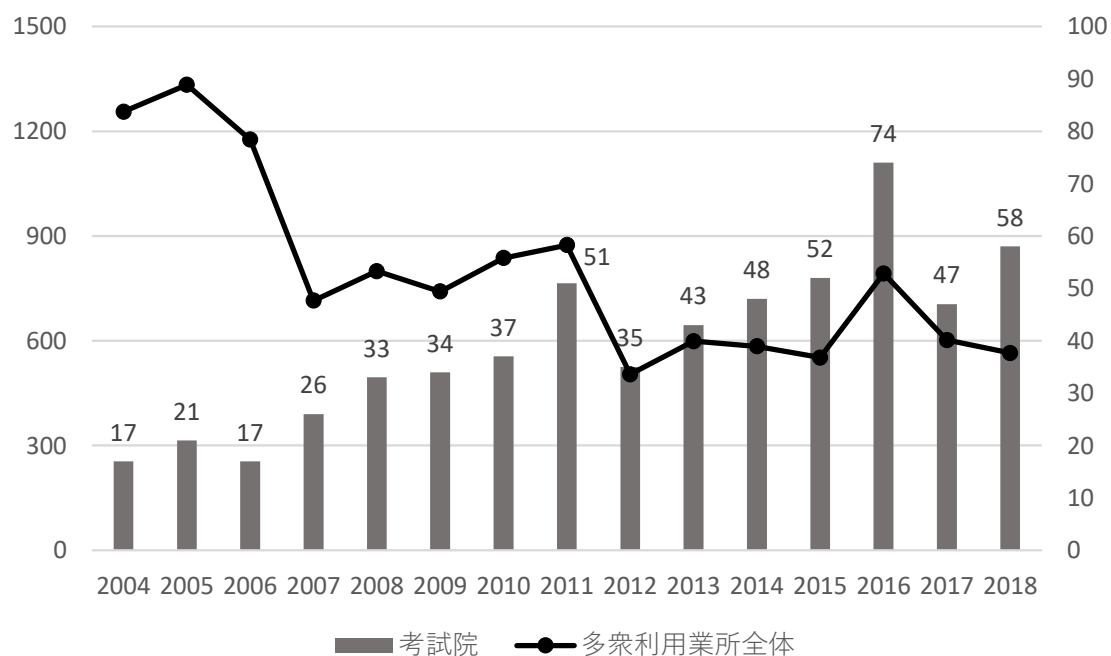


Fig.2-6. 韓国における多衆利用業所と考試院の火災事故の件数(統計資料を基に著者が作成)

Table2-1. ソウル市の考試院における火災事故  
(ソウル災難本部の統計資料を基に著者が作成)

時期	年間火災事故の件数 (2020年は7月まで)	人的被害			資産被害 (1千ウォン)
		死亡	負傷	計	
2017	33	1	1	2	10,738
2018	52	7	11	18	85,905
2019	59	0	5	5	108,452
2020.7	18	1	5	6	83,786

## 第2章

### 2) 火災事故の事例

考試院で起きた火災事故の中で、人的被害が多かった事例を取り上げ、Table2-2 .で示す。

#### ・N考試院の火災事故(2006年)

2006年7月にソウル市松坡区に所在するN考試院では、不審者の放火により火災が発生し、8名が死亡、12名が負傷した。

人的被害が多かった理由として、避難経路である階段に荷物が置かれていたことと、消防設備や防火区域の設えが完備されていなかったことが指摘された。

#### ・Y考試院の火災事故(2008年)

2008年7月に京畿道龍仁市に所在するY考試院では、個室の電気配線から火災が発生し、考試院利用者の7名が死亡、10名が負傷した。

特にこの事故では、外部に面していない中廊下と窓のない個室で作られた考試院の間取りが被害を拡大したと指摘されており、この事故を事例とした防災計画の研究が行われた。

#### ・G考試院の火災事故(2018年)

2018年11月には、ソウル市鍾路区に所在するG考試院で、居住者の不注意で火災が発生し、7人が死亡、11人が負傷した。この事故では築30年以上で老朽化した考試院の施設と自動消防設備が備えられていなかったことが問題として指摘された。

Table2-2. 考試院で起きた火災による人的被害（消防庁の統計資料を基に著者が作成）

火災発生日時	場所	原因	人的被害	
			死亡	負傷
2004年1月12日	京畿道水原市	キャンドルから着火	4人	4人
2006年7月19日	ソウル市松坡区	放火	8人	12人
2008年7月25日	京畿道龍仁市	電気短絡	7人	10人
2008年10月20日	ソウル市江南区	放火	6人	7人
2018年11月9日	ソウル市鍾路区	電気ヒーターから着火	7人	11人



## 2-2-3. 単身世帯と非住宅居施設の増加

## 1) 単身世帯の増加

韓国の統計庁で公開された統計資料<sup>2-14)</sup>によると、Table2-3で表すように、韓国の総人口は調査を行った1925年以来、2015年まで増加し続けている。

韓国で人口の最も多いソウル市では、1990年まで人口が増加したが、1990年以降減少している。一方、ソウル市を含む首都圏の人口をみると、韓国全体と同様に増加している。

また、世帯数でみると韓国全体は増加しており、ソウル市でも増加する傾向が見られる。特にソウル市では人口が減少するものの、世帯数は増加することから、ソウル市では世帯構成が小規模化されていると考えられる。

次に、単身世帯数に注目してみると、韓国全体で世帯総数に対する単身世帯の比率は1980年には4.8%であったが徐々に増加し、1990年には9.0%になる。そして、1990年以降は比率がより高くなり、2010年には23.9%を占めることになった。ソウル市でも同じ傾向が見られ、1980年に4.5%であった単身世帯の比率は2010年に24.4%を占めた。

Table2-3. 韓国における世帯数と住居施設の変化

行政区域	項目	区分	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015
国内	人口	総数	37,406,815	40,419,652	43,390,374	44,553,710	45,985,289	47,041,434	47,990,761	49,705,663
	世帯数	合計	7,969,201	9,571,361	11,354,540	12,958,181	14,311,807	15,887,128	17,339,422	19,111,030
		単身世帯	382,743	660,941	1,021,481	1,642,406	2,224,433	3,170,675	4,142,165	5,203,440
	住宅居住	世帯数	7,926,404	9,535,541	11,301,006	12,908,811	14,227,454	15,670,271	16,985,480	18,397,044
		単身世帯	377,727	653,753	1,011,472	1,624,554	2,184,212	3,032,014	3,903,259	4,783,231
	非住宅居住	世帯数	42,797	35,820	53,534	49,370	84,353	216,857	353,942	713,986
		単身世帯	5,016	7,188	10,009	17,852	40,221	138,661	238,906	420,209
首都圏	人口	総数	13,280,951	15,803,288	18,573,937	20,159,295	21,258,062	22,621,232	23,459,570	24,416,226
	世帯数	合計	2,919,711	3,827,935	4,919,405	5,792,619	6,502,119	7,462,090	8,254,281	9,214,649
		単身世帯	137,839	260,191	427,401	679,370	936,927	1,380,245	1,822,848	2,385,893
	住宅居住	世帯数	2,896,299	3,472,192	4,402,000	5,103,813	5,709,000	6,496,478	7,100,405	7,792,435
		単身世帯	135,377	235,261	383,674	602,672	818,479	1,149,110	1,471,935	1,906,811
	非住宅居住	世帯数	23,412	18,402	34,497	31,626	47,831	155,745	256,307	420,382
		単身世帯	2,462	3,246	5,882	9,825	22,042	98,829	174,452	258,650
ソウル市	人口	総数	8,350,616	9,625,755	10,603,250	10,217,177	9,853,972	9,762,546	9,631,482	9,567,196
	世帯数	合計	1,836,903	2,324,219	2,814,845	2,965,794	3,085,936	3,309,890	3,504,297	3,784,490
		単身世帯	82,477	156,207	257,382	382,024	502,245	675,739	854,606	1,115,744
	住宅居住	世帯数	1,820,746	2,313,712	2,796,021	2,951,383	3,065,229	3,238,468	3,374,844	3,590,265
		単身世帯	80,786	154,287	253,954	376,471	489,818	625,296	759,268	982,577
	非住宅居住	世帯数	16,157	10,507	18,824	14,411	20,707	71,422	129,453	194,225
		単身世帯	1,691	1,920	3,428	5,553	12,427	50,443	95,338	133,167

2-14) 統計庁により公開された韓国の人口と世帯構成による住居施設の種類に関するCensus統計資料を基に著者が作成 (<http://kostat.go.kr/portal/korea/index.action>)

## 第2章

### 2) 非住宅居住施設<sup>2-15)</sup>の増加

前述の統計資料では、住居施設の種類の世帯数が記載されている。Table2-3で表すように、非住宅に居住する単身世帯が増加していることが分かる。

そして、韓国都市研究所の報告<sup>2-16)</sup>によると、近年ソウル市では非住宅の居住施設の中でも考試院の利用が著しい。

---

2-15) 非住宅の居住施設とは、法令上の区分として住宅の範囲に含まれない施設を居住施設として利用する場合を指す。本研究では韓国都市研究所(2013)によりソウル市に報告された『비주택 거주가구 주거지원 방안 마련을 위한 연구(非住宅居住世帯に対する住居支援法案を設けるための研究)』2-16)で取り上げる非住宅施設の定義に従う。

2-16) ソウル特別市. 비주택 거주가구 주거지원 방안 마련을 위한 연구(非住宅居住世帯に対する住居支援法案を設けるための研究), vol. 0, pp.1-367, 2013.(著者翻訳)

## 2-3. 考試院に関わる法令とその変遷

現在考試院は主に「火災予防, 消防施設の設置・維持及び安全管理に関する法以下、消防施設法)・多衆利用業所の安全管理に関する特別法(以下、多衆利用業所法)・建築法・住宅法」により定められている。ここでは考試院に関わる法令規定の内容とその変遷経緯を確認することで、考試院に対する法令上の位置づけを明らかにする。

### 2-3-1. 考試院に関わる法令の規定

#### 1) 消防施設法

消防施設法で定める「特定消防対象物<sup>2-17)</sup>」は、建物の安全な管理と利用のため、建物に設置する消防設備などの基準を求める対象を定める目的で制定されたものである。現在、韓国の消防施設法で消防対象の範囲を定めている「特定消防対象物」の規定では、「近隣生活施設<sup>2-18)</sup>」としての考試院と「宿泊施設」としての考試院が両立している。

2020年現在の「火災予防, 消防施設の設置・維持及び安全管理に関する法令施行令(以下、消防施設法施行令)」の別表2で定める「特定消防対象物」の考試院に関する規定は、2013年1月に改正され、下記のようにになっている。

「近隣生活施設」としての考試院は、塾や読書室などの施設と共に記載されており、さらに「多衆利用業所法<sup>2-19)</sup>」で定める考試院業の施設として自立的な住居の形態を備えていないもので、建物内の考試院用途の延床面積が500㎡未満ではなければならない。

一方、「宿泊施設」としての考試院は、「近隣生活施設」に該当しないものを指して、建物内の考試院用途の延床面積が500㎡以上の施設を認めている。

2-17) 韓国の法令で考試院は、2004年 5月から施行された『消防施設法施行令』により「特定消防対象物(別表 2)」の中で「近隣生活施設」として規定された。[法制庁, 消防施設法施行令別表 2]

2-18) 「近隣生活施設」とは、韓国の建築法で定められている建築物の用途の一つで、日常生活に必要なスーパーマーケットなどの商業施設で、「第1種近隣生活施設」と「第2種近隣生活施設」に分けられる。「第1種近隣生活施設」は食品や飲食店、郵貯などの日常生活のために必須的な施設であり、「第2種近隣生活施設」は劇場や宗教施設などの生活上に有用な施設に区分されている。(ソウル特別市都市計画局, 알기쉬운도시계획용어, 2016, pp. 53\_著者翻訳)

2-19) 2009年 7月に改正された『多衆利用業所の安全管理に関する特別法(以下、多衆利用業所法)施行令』第 2 条により、「考試院業」は「区画された室で、利用者が学習できる設えを備え、宿泊や宿食を提供する形態の営業」と定義されている。また多衆利用業所法第 7 条により、考試院業を開く者は管轄の消防署で登録許可を得ることが求められた。

2) 建築法

消防施設法施行令で特定消防対象として扱っている施設の区分は、建築法で定める建築物の用途区分に基づいている。そして、考試院に関わる建築法上の規定は、「建築法施行令」の別表1に当たる「用途別建築物の種類」に示されている。

現在の「用途別建築物の種類」は、建築法施行令第3条の5で規定されており、建築法の第2条で定める28種類の用途分類についてその基準などを示している。この政令によると、考試院は第2種近隣生活施設の18項目中の15項目の「多衆生活施設」として指定されており、その内容は以下の通りである。

『多衆生活施設(「多衆利用業所の安全管理に関する特別法」による多衆利用業の中で考試院業の施設として国土交通部長官が告示する基準に適合するもの)として、建物内で該当する用途の延床面積が500㎡未満であること。』

このような建築法の用途区分に関する政令は、建物の新築や改修などの工事に対して施設の利用目的に合わせて用途を決め、各用途の施設が求める構造や設備、内装などの建築的基準を定めるものである。これらにより、2015年12月から建築法で「多衆生活施設建築基準」が定められ、考試院に関する建築基準をより具体的に規定している。詳細な内容は以下の通りである<sup>2-20)</sup>。

第2条(建築基準) 多衆生活施設は「多衆利用業所法」に従う多衆利用業の中の考試院業の施設として、次の基準に適合な構造にしなければならない。

1. 個室に調理設備及び浴場は設置できない。  
(ただし、シャワーブースは可能)
2. 多衆生活施設(共用施設を除く)は地下に設置できない。
3. 個室には学習できる施設(机など)を備えること。
4. 施設内の共有施設(洗濯・休憩・調理施設など)を備えること。
5. 2階以上で、床からの高さ1.2m以下の部分に開閉可能な窓(0.5㎡以上)が設置された場合、窓には転落防止のための安全設備を設けること。
6. 廊下の幅の最小値は、片廊下の場合1.2m以上、中廊下は1.5m以上にすること。
7. 隣接室間の遮音のために「建築物の避難・防火構造などの基準に関する規則」第19条に従う間仕切り壁の構造などの基準と「遮音のための層間床衝撃音遮断構造基準」に適合すること。
8. 犯罪予防や安全な生活環境の造成のため「犯罪予防建築基準」に適合すること。

2-20) 国家法令情報センター(<https://www.law.go.kr/>)をもとに著者が翻訳する。

### 3) 多衆利用業所法

不特定多数が利用する施設で発生する火災などの災難を防ぐ目的で、2006年に定められた「多衆利用業所法」は、同法の施行令第2条により多衆利用業に該当する施設について規定している。

そして、2009年7月に改正された「多衆利用業所法施行令」では、初めて「考試院業」に関する規定が示された以来、「考試院業」とは「区画された室内で学習者が勉強できる施設を備えて、宿泊又は宿食を提供する形態の営業」であると記載されている。

この政令により、考試院を含む多衆利用業を運営する業者は、消防施設法などで求められる消防設備などの基準を満たすことが義務付けられ、その基準を満たすことで法令に適合する認定が得られるようになった。

### 4) 住宅法

2010年4月に改正された住宅法の第2条によると、「準住宅」とは住宅以外の住居施設として利用可能な建物や付属施設などを示す。そして、住宅法施行令第4条では、建物の用途から準住宅の範囲を定めている。これにより、従来では住宅として分類されていなかったが、実際に住宅の機能を提供してきた「考試院・オフィステル・高齢者福祉住宅」など、住宅以外の居住施設を住宅法により制度圏に含まれることになった。

また、申らによると、準住宅に関する法令は、住宅政策の立案や供給事業などの対象として管理の必要に応じて定められたと指摘している<sup>2-21)</sup>。その背景としては、単身世帯の増加や人口の高齢化、経済的な格差などの社会的変化と伴い増加した住宅以外の居住施設への需要が高まっていることが取り上げられている。

このように、住宅法第88条<sup>2-22)</sup>と住宅施行令第89条<sup>2-23)</sup>に基づいて、考試院に関する情報は、準住宅として住宅政策の立案や供給事業などの目的で管理されている。

2-21) 前述の参考文献1-13)のp. 9から引用し、著者が翻訳

2-22) 住宅法第88条では、住宅政策関連資料等の総合管理の対象として準住宅を含めている。

2-23) 住宅法施行令第89条では、住宅行政情報化及び資料の管理等の対象として準住宅を含めている。

### 2-3-2. 考試院に関わる法令の規定と関係

#### 1) 法令による規定

韓国の『消防施設法』で考試院は、2004年5月から施行された『消防施設法施行令』により「特定消防対象物(別表2)」の中で「近隣生活施設」として規定されたが、後述する『建築法』施行令の「用途別建築物種類(別表1)」の改正に伴い、2010年2月には、考試院用途の延床面積が1,000㎡未満を「近隣生活施設」、それ以外を「宿泊施設」と区分した。その後2013年1月の改正では、「近隣生活施設」での考試院に関する規定が延床面積500㎡未満に縮小された<sup>2-24)</sup>。

一方、2009年7月に改正された『多衆利用業所の安全管理に関する特別法』により、「考試院業」は「区画された室で、利用者が学習できる設えを備え、宿泊や宿食を提供する形態の営業」と定義されている。

また、『建築法』では、2009年7月に施行令の改正に伴い、「用途別建築物種類(別表1)」で「第2種近隣生活施設」に区分された考試院とは、「多衆利用業施設で、独立した住居の形態を備えないもので、1つの階にある考試院用途の延床面積が1,000㎡未満のもの」と規定されたが、この規定は同年8月に「建物内にある考試院用途の延床面積が1,000㎡未満のもの」と改正された。

さらに、2011年6月に建築法施行令の改正が行われ、建物内の考試院用途の延床面積が500㎡未満に縮小された<sup>2-25)</sup>。

なお、2010年に改正された「住宅法」によると「準住宅」とは、住宅以外の建築物やその建物に付属する土地にあつて、住居施設として利用可能な施設等と定義されており、準住宅の範囲と種類は寄宿舎、考試院、老人福祉住宅、オフィステルである<sup>2-26)</sup>。

つまり、現在の考試院は、建築法の用途別には住宅に含まれないが、住宅として利用可能な施設と位置付けられているのである。

2-24) 法制庁(2-19)のより、[消防施設法施行令別表2]の内容を著者が翻訳

2-25) 法制庁(2-19)のより、[建築法施行令別表1]の内容を著者が翻訳

2-26) 法制庁(2-19)のより、[住宅法第2条(定義)1の2]の内容を著者が翻訳

対象	設計	施工	使用・維持管理
建築法	<b>建築法施行令</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途別建築物の種類： 施設の延床面積により近隣生活施設と宿泊施設に区分する</li> <li>面積の規定：第2種近隣生活施設として考試院の延床面積を500㎡未満に規定</li> </ul>		
消防施設法	<b>消防施設法</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定消防対象を規定： 建築法の用途区分に従って消防設備と構造を規定する</li> <li>多衆利用施設としての施設の基準を定める：廊下幅・内装の素材・避難計画</li> </ul>		
多衆利用業所法	<b>考試院業の定義</b>	<b>多衆利用業所法</b>	
	区画された室内で学習者が勉強できる施設を備えて、宿泊又は宿食を提供する形態の営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>考試院の登録と管理： 考試院の開業にあたって、消防庁に名称・住所・営業面積などの情報を登録し、許可を得る</li> </ul>	
住宅法			<b>住宅法</b>
			住宅以外の施設で、居住施設として利用される「考試院・オフィステル・老人福祉住宅」を準住宅として区分する

Fig.2-8 考試院に関わる法令の内容と関係 (2020年現在)

2) 各法令の相関

考試院の安全な利用を求める目的で、消防施設法では建物の設備等を規定している。また、建築法では考試院の延床面積をによって施設の用途を制限し、建築法による用途区分は、消防施設法で定める消防設備などの基準に反映されている。

考試院という施設は建築法により施設の用途が規定され、その用途別に消防設備や内装などの基準が消防施設法で規定されている。一方で、多衆利用業所法は考試院の利用上の安全性を担保することを目的として、施設を管理・制限しており、考試院業として学習や宿泊の機能を持つ考試院の仕様条件を規定している。そして、建築法ではこの考試院業に関する仕様条件に基いて考試院の施設基準を定めている。住宅法では、住宅政策の立案や供給事業などに必要な情報管理などの目的で、準住宅に関する政令が定められ、準住宅として考試院を扱っている。そして、準住宅に含まれる施設の基準は建築法の用途区分を従っている。

つまり、建築法により施設の用途や面積が規定され、消防施設法では建築法の基準に合わせて消防設備などの基準を定めている。また、考試院は多衆利用業所法に基づき管理されており、考試院業の具体的な条件が規定されている。そして、建築法・消防施設法・多衆利用業所法では考試院に関する法令内容が相互に関係付けられており、連動して改正されている。

一方、住宅法は考試院を準住宅として規定し、政策立案に必要な情報収集などの根拠となっている。

Table2-4. 考試院関連の年表-1

年度	900	1910	1945	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990
時期	高麗	朝鮮	日本植民時代	大韓民国						
試験制度	958 科挙制実施	1894 科挙制度廃止	▽1894~1948 高等文官試験							
										▼1949~2011 高等考試制度
主な新聞記録の概要							・考試生向きの下宿			・考試院の増加に関する記事
							・考試に関する記事			・考試院の施設
										・考試学院に関する記事
関連の法令										
										○1962 建築法, 都市計画法, 土地収用法など成立
										○1963 公営住宅法
										○1973 国民住宅建設促進法
										○1973 住宅改良再開発事業
										○1985 [建築法] 多世帯
										○1990 [住宅]
既往研究										
考試院業の登録件数(ソウル市内)										

※考試院業の登録件数: 消防庁の公開する「予防消防行政統計」により著者が作成



2-3-3. 考試院に関わる法令の変遷と意義

1) 考試院に関わる消防施設法政令の変遷

考試院に関する法令は2004年に改正された消防施設法に初めて見られる。消防施設法施行令の「特定消防対象物」に関する政令で、2004年5月にはじめて近隣生活施設として考試院が特定消防対象に規定された。

しかし、当時の政令には考試院の定義や用途区分の基準などに関する内容は記載されておらず、特定消防対象物の項目に「考試院」が表記されたただけであった。

2009年に建築物の用途別種類を定める建築法の政令が改正され、考試院の延床面積を基準に「近隣生活施設」と「宿泊施設」に区分することになった後、2010年に消防施設法の政令でも建築法の改正内容が反映されることになった。改正された政令では、考試院の延床面積が1,000㎡未満を「近隣生活施設」、延床面積が1,000㎡以上の施設を「宿泊施設」として分類された。

そして、2011年に改めて建築法施行令の改正に伴い、2013年では消防施設法で定める特定消防対象物の基準も変更された。それにより、2013年から消防施設法では延床面積500㎡未満の考試院を「近隣生活施設」、延床面積500㎡以上を「宿泊施設」と規定している。

Table2-4. 考試院関連の年表-2

980	1985	1990	1995	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	現在
1997~2001 IMF救済																		
▶2011 国家公務員公開採用試験																		
2017 司法試験廃止▼																		
試院の増加に関する記事		・考試院の利用者に関する記事が見られる																
・考試院の施設形態に関する記事																		
・考試学院に関する記事																		
○1985 [建築法] 多世帯住宅の建築基準成立									●[建築法] 考試院用途指定									
○1990 [住宅建設促進法] 多世帯住宅の建築基準成立									●[建築法] 延べ面積 1,000㎡未満									
●2004 [消防施設法] 特定消防対象物として考試院が位置づけ																		
													●[建築法] 延べ面積を500㎡未満に強化			●[建築基準] 多衆生活施設		
●[住宅法] 準住宅制度導入																		
・考試院における防災対策・考試院に関わる法令や政策																		
・考試院における居住環境																		
1443 1582 2621 2814 3111 3434 3738 3928 4397 5777 6157 6240																		

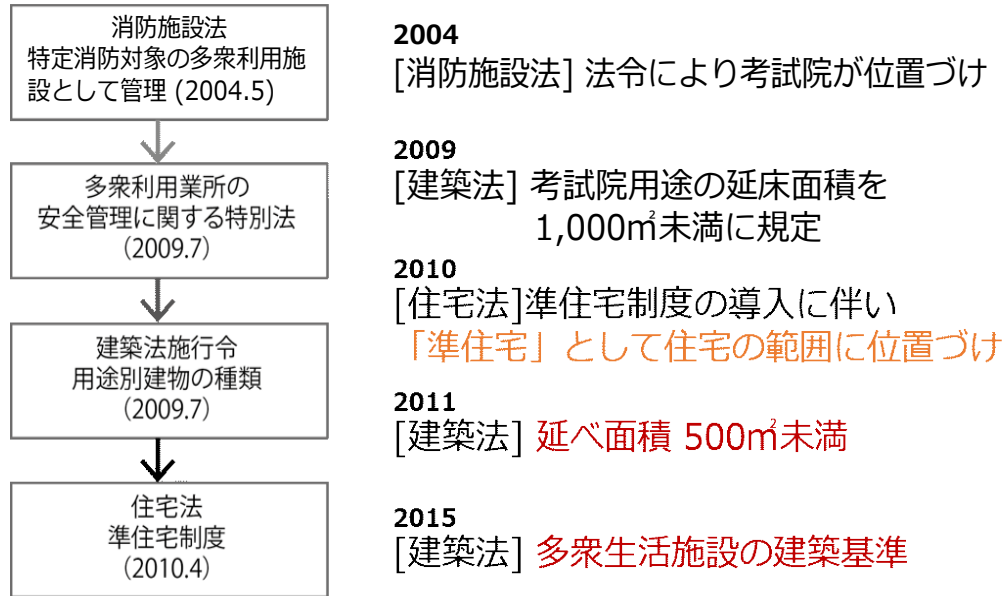


Fig.2-9 考試院に関わる法令の変化と規定概要

また、毎年公開される「予防消防行政統<sup>2-27)</sup>」では、消防施設法の規定に従って、考試院業の件数を近隣生活施設と宿泊施設として区分して集計している。

## 2) 考試院に関わる建築法政令の変遷

前述したように、考試院の用途と面積に関する規定は建築法施行令により定められている。2009年7月に改正された建築法施行令の別表1では、はじめて考試院の面積基準が示されており、面積基準に合わせて施設の用途が区分された。

考試院に関する規定がはじめて見られた2009年7月の政令の改正では、「建築物の階別で、考試院として利用される部分の面積が1,000㎡未満」を「近隣生活施設」と、「各階で考試院として利用される部分の面積が1,000㎡以上」を「宿泊施設」とするように掲載された。しかし、この内容は1か月後の2009年8月に「建築物の中で、考試院と利用される部分の延床面積が1,000㎡未満」を「近隣生活施設」とすることに訂正された。

そして、考試院の面積基準は、2011年6月の法令改正により、建物で考試院と利用される部分の延床面積が500㎡未満を「近隣生活施設」、500㎡以上を「宿泊施設」とすることにより強化された。

また、建築法施行令の別表1では、「近隣生活施設」に含まれる考試院は「多衆利用業所法」で規定される「考試院業」の施設であることが明記されている。

その変遷の概要と法令による区分をFig. 2-9とTable 2-6. で表す。

2-27) National Fire Agency, Korea : <http://www.nfa.go.kr/nfa/releaseinformation/statisticalinformation/main/>, accessed 2020.6.10 (in Korean)

## 3) 考試院に関わる法令の意義と課題

上記のように考試院に対する法令は、考試院の利用上の安全性や、考試院業の登録及び管理の側面で改正が行われた。その結果、防災設備や室内設備の設え、考試院の営業面積や登録・管理制度などに関する規定が定められた。

一方、近年では単身世帯の増加に伴い、考試院の利用実態や居住環境に関する関心が高まり、住居政策が整備されている。

そして、考試院の専有空間内に住宅としての機能を満たしていないに規定する法令に従いながら、利用者には快適な住環境を提供するための改善対策を提示することは、現在の考試院に対する課題である。

Table2-6. 法令による住宅種類と区分

建築法		住宅法	
単独住宅	戸建住宅	個人住宅	単独住宅
	多衆住宅		
	多家口住宅		
共同住宅	アパート	共同住宅	住宅
	連立住宅	団地型連立	
	多世代住宅	団地型多世代	
		ワンルーム型住宅	
	寄宿舍		
2種近隣生活施設/宿泊施設	考試院	準住宅	
一般業務施設	オフィステル		
老幼者施設	老人福祉住宅		

2-4. 考試院業の登録手続きと考試院の現状

現在韓国で考試院を運営するためには、管轄の消防署で考試院業の登録手続きを行い、定められた基準が認められる証明書を獲得することが求められている。

2-4-1. 考試院業の登録手続き

前述の法令の規定により考試院を運営する業者は、施設の開始に当たって Fig. 2-10で示すような手続きを踏まえる必要がある。

申請手続きの流れをみると、申請者である考試院の業者は管轄の消防署の担当者と登録ために必要な安全設備などの内容について事前に相談することが求められる。

業者は法令で定められた基準に適合な設備などを備えた上、設置申告及び竣工申告を管轄の消防署に提出する。申請書を受けた消防署では、担当者が現場で設備の設置内容を検査し、法令の基準に適合していれば完備証明書を発行する。

検査の結果、基準を満たしていない場合は、不適合の通知をする。そこで、申請者は不適合となった施設を改修し、全てが完備されたことが認められない限り、証明書を受けるまで施設の登録や運営はできない。

2-4-2. 考試院業登録件数からみる考試院の現状

消防庁で毎年発刊される「予防消防行政統計」では、2003年から韓国国内の考試院業の登録件数が示されている。

Fig. 2-11で示すように、韓国の国内で考試院業は2003年にはじめて登録件数が示されてから2018年まで毎年増加し続け、2020年現在はおよそ11,605件の考試院が登録されている。その内、ソウル市の登録件数は5,663件で全体の約49%を占めており、首都圏の登録件数は9,432件で全体の約81%を占めている。

手順	主体
事前指導(電話・Fax等を用いて問い合わせ)	申請者
安全施設等の設置申告及び竣工申告	申請者
完了検査(現場確認)	消防署
不適合通知書	消防署
完備証明書の発行	消防署

Fig.2-10 多衆利用業所法による考試院業の登録手続き

考試院業の登録件数を年毎にみると、2003年の2,293件から毎年増加し、2018年には最も多い11,892件となった。中でも、2010年から2012年までの2年間の増加傾向が著しく、2010年に6,597件であった登録件数は、2年間で1.5倍以上増加し、2012年に10,191件になった。

2018年以降の登録件数は増加しておらず、横這いの傾向がみられる。

また、考試院業の登録件数を各地域別にみると、2003年以来ソウル市の登録件数は全体の大半を占めた。さらに、2003年以降はいずれの年も、ソウル市を中心に仁川市や京畿道を含む首都圏の登録件数が全体の8割を超えている。

ソウル市の考試院業の登録件数は2003年から2015年まで増加し続けたが、2015年以降はわずかに減少する傾向がみられる。一方で、首都圏では全体の傾向と同様に著しい変化はみられない。

このように、韓国では2003年以降ソウル市を中心に考試院が増加し続け、2010年から2015年まで首都圏で考試院の登録件数が急増した。2015年以降ソウル市の登録件数が減少してから、全体的な変化がみられないことから、韓国ではソウル市を中心に考試院の現状が変化していると考えられる。

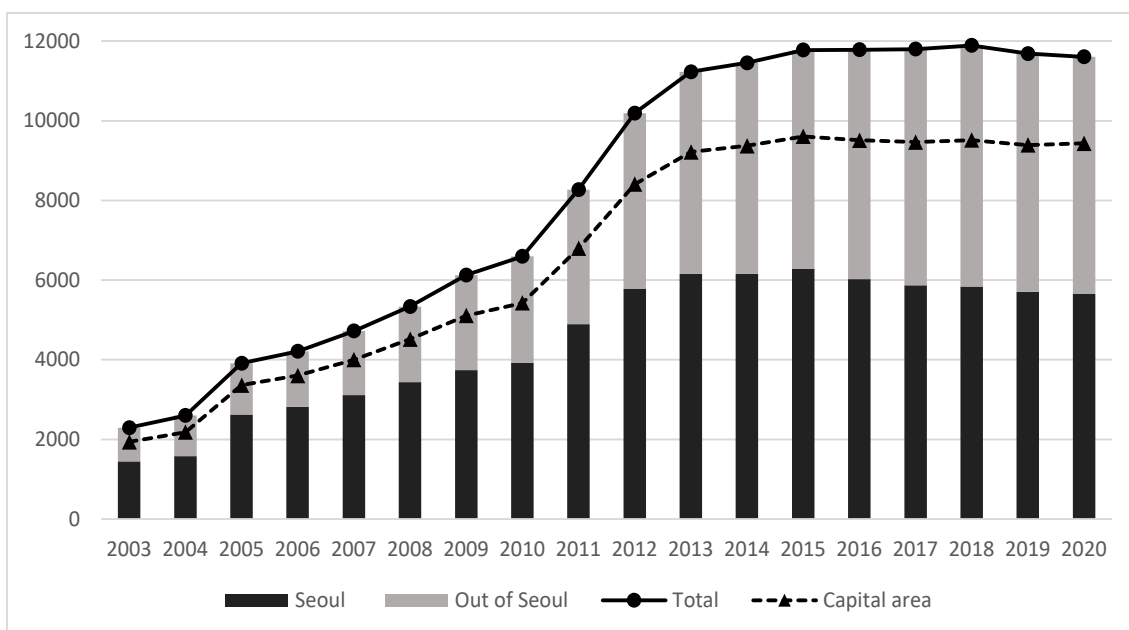


Fig.2-11 考試院業の登録件数(予防消防行政統計を基に著者が作成)

## 2-5. 小結

本章では、本研究の対象である「考試院」や「考試生」、「考試村」に対して、様々な文献資料を通じてその社会的背景や現状を確認した上で、本研究における位置づけを明らかにした。

また、考試院に関わる法令の規定内容を確認し、その規定内容の変遷経緯を明らかにした。さらに、法令上で考試院業の管理方式や登録手続きなどを確認した上で、2003年から現在までの韓国における考試院の登録件数の変化を示した。

「考試院」に関する各種の記録資料と「ソウル歴史博物館」の調査報告書や既往研究などで確認できる。記録によると、韓国では、「考試」といわれる国家公務員試験の合格を目指して受験生らがソウル大学の周辺の地域に集まったことで、一般的に「考試村」と呼ばれることになった。そして、この地域では考試受験生（考試生）に個室で宿泊と学習の機能を提供する施設として「考試院」が生まれたといわれている。

考試院の発生に関しては、読書室で泊まる人に毛布などを提供することで始まったという説と、下宿が受験生のニーズに合わせて変化したという説があるが、その発生の経緯と変遷に関する具体的な記録は見に出されていない。さらに、ソウル大学周辺以外の地域における考試院の登場と変遷に関しては未だに明らかではない。

考試制度に関しては、1894年に科挙が廃止された以降、国家公務員試験として実施されている。考試制度は時代によって試験の名称や方式は変化したが、韓国の社会では公務員に対する競争が非常に高く、社会的な問題意識を起こしている。

2000年代からは、考試院で起きる火災事故などに伴う人的被害が社会的な注目を集めることになり、考試院を法令上で定めるための研究が始められた。

2009年からは「建築法」や「住宅法」の改正により準住宅として分類され、都市貧困層の最低限の居住施設として認知されるようになり、現在は単身世帯の住居としての利用も拡大している。

こうした、考試院の増加に伴う問題に対して、新たな法令や政策を定めるために様々な分野で研究や調査が行われた。

その結果、法令上で考試院に関わる定義と規定が定められ、施設内の居住環境の改善に関する最低限の基準が示された。

しかし、現在の法令上では、考試院に対して住宅の機能を満たしていない施設と規定するものの、住宅の足りない機能を補完する対策に関しては提示されていない。

また、考試院における火災事故などに伴った安全性や管理方法に関わる政策が行われたが、都市の単身者の受け皿となっている考試院の居住実態に着目した政策は見られない。

そして、現在の考試院の居住環境に関する対策は、考試院の所在する立地条件や利用者の生活実態に着目した分析が反映されていないと考えられる。

現在も代表的な考試院密集地である考試村では、主に考試生が受験学習のために考試院が利用されており、考試院の周辺では考試塾や読書室など受験生活に密接に関係する施設が存在し、それらの施設との関連性が考試院居住者の日常生活に影響を与えていると考えられる。

このように、考試院の居住環境に関しては、考試院の施設内の課題に焦点が集まり、考試院を含めた地域の課題や居住形式の可能性に関しては扱われてこなかったと指摘できる。

## 第2章



### 第3章 『考試界』掲載広告を対象にした 考試院の分布及び利用者の変化と居住機能の変質

## 目次

### 3章 『考試界』掲載広告を対象にした考試院の分布及び利用者の変化と居住機能の変質

3-1. はじめに	51
3-1-1. 既往研究の範囲	52
3-1-2. 本章の対象と目的	53
3-1-3. 本章の構成	53
3-2. 考試院関連広告の概要と広告内容	54
3-2-1. 調査対象と分析方法	55
3-2-2. 考試院に関する広告の特徴	58
3-2-3. 掲載広告の変遷	59
3-3. 考試院の分布の変化	64
3-3-1. ソウル市内の分布	64
3-3-2. ソウル市以外の地域における考試院の分布	68
3-4. 考試院利用者の変化	69
3-4-1. 考試院の利用者	69
3-4-2. 考試院利用者の変化	69
3-5. 考試院の居住機能の変質	71
3-5-1. 専有空間：個室の形成	71
3-5-2. 共用空間：居住機能の地域差と変化	75
3-5-3. 考試院の居住機能の変遷	77
3-6. 小結	78

## 3章

## 『考試界』掲載広告を対象にした考試院の分布及び利用者の変化と居住機能の変質

## 3-1. はじめに

本章では、考試院の掲載広告に着目し、その史料を基に居住形式の観点から韓国における考試院の登場時期から近年までの立地と空間構成の変遷について考察する。

2003年以降、韓国では単身者向けの小規模な個室からなる住居施設である考試院(コシウォン)が増加している。一方、現在の考試院は、民間企業や個人により運営される施設で、受験生のみならず、広く単身者用の短期間の賃貸個室とされており、2018年11月にはソウル市鍾路区(ジョンノグ)に所在する考試院で利用者7人が死亡する火災事件が起き、考試院の実態と整備が社会的問題として注目を集めている。

韓国の法規上で考試院は、「多衆利用業」に規定されており、建築法では用途規定により「第2種近隣生活施設」と「宿泊施設」に区分されたが、2010年改正された住宅法により「準住宅」と規定されることになった<sup>3-1)</sup>。現在ソウル市内で見られる考試院の個室の面積は4~6㎡程度のもが多く、室内にはベッドと机、エアコンなどが用意されているだけで、トイレやシャワールーム、簡易食堂などが施設内の共用空間として設けられていることが多い(Table3-1<sup>3-2)</sup>。

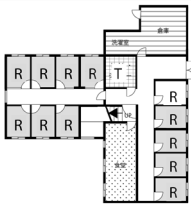
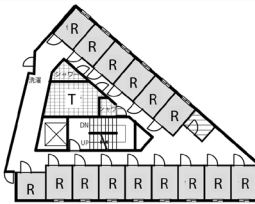
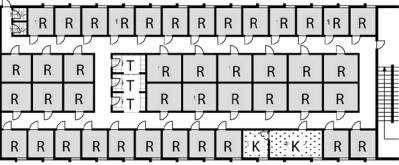
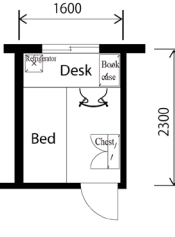
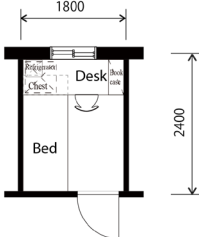
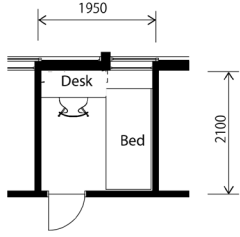
韓国消防庁の予防消防行政<sup>3-3)</sup>の公開資料によると、2020年には、全国で合計11,605ヶ所の考試院が登録されており、そのうち約81% (9,432ヶ所) がソウル市周辺の首都圏に分布する。さらに、約49%がソウル市に集中しており、ソウル市では幾つかの密集地区が確認できる。中でも、冠岳区(クァナグ)と銅雀区(ドンジャグ)、江南区(カンナムグ)、東大門区(ドンデムング)、永登浦区(ヨンドンポグ)、そして西大門区(ソデムング)一帯に考試院が集中している。

3-1) 考試院に関わる法令については、第2章の2-3. 考試院に関わる法律規定とその変遷を参照。

3-2) Jaehyuk Jo, Shintaro Yamanaka: A study on the dwelling style of the GOSICHON in Korea-To focus on usage system and life pattern in Noryangjin GOSICHON, in Seoul, pp.2356-2359, Proceedings of the 11th ISAIA, 2016 より抜粋

3-3) National Fire Agency (<https://www.nfa.go.kr/nfa/>), Statistical data to be disclosed by the National Fire Agency in Korea, 2003~2020, accessed 2020.7.2 (in Korean)

Table3-1. ソウル市銅雀区鷺梁津洞一帯における考試院の事例<sup>3-2)</sup>

Name	Hae-Naem Gosiwon	Kwang-il Gosiwon (N-002)	Modern house Gosi-tel (N-004)
Type	Exclusive	Combination	Other
Floor Plan			
Room Plan			
Number of Floor (Gosiwon / Build.)	1F (1~5F/5F)	3F (2~5F/6F)	2F (2F/5F)
Number of rooms	67	83	41
Shared space	Kitchen, Toilet, Shower, study room, Washing room, Storage space	Toilet, Shower, Washing room, Rest space(Roof terrace)	Kitchen, Toilet, Shower, Washing
Charges per month	310,000 won	350,000 won	340,000 won

### 3-1-1. 既往研究の範囲

考試院の登場について田南一(ジョン・ナムイル)ら<sup>3-4)</sup>は、考試院を「最小限の住宅」<sup>3-5)</sup>と定義し、個人の専有部分と共用空間の結合形態の類似性から、日本の植民地時代の労働者用の共同住居である「寮」と結び付け、その関連性を述べている。しかし、田らは考試院の利用者を低所得階層と特定して空間構成の類似性は述べているが、客観的な文献資料などの典拠は示されていない。

一方、ソウル歴史博物館の報告書<sup>3-6)</sup>によると、ソウル市冠岳区新林洞一帯は1975年にソウル大学のキャンパスが移転された後、この地区で考試の合格者が多数輩出されたのを契機として全国から受験生が集まり、1980年代からは「新林考試村(シンリムコシジョン)」と呼ばれ、考試準備のメッカとして様々な施設が登場したことを指摘している。しかし、この報告は冠岳区に限られた調査であったため、考試院の登場と変遷については明確にされていない。

3-4) Jun, Nam-il : Social-Historical Changes of 'Minimal Houses' in Seoul and its Spatial Characteristics, Journal of Architectural Institute of Korea, 27(3), pp.191-202, 2011 (in Korean)

3-5) 「住宅として認められるための必要十分条件が部屋と厨房と考えれば、考試院はこの条件を満足せず寝室だけの機能を備えている。つまり、住居と宿泊の境界に存在する最低の「最小限の住宅」と言えよう。(中略) 最小限の個人空間と共同生活空間が結合された居住形式としては、日本植民時代の共同住宅である「寮(ヨ)」があげられる。寮のように、個室以外の部屋が消され、住居と宿舎の境界に位置する住居形態が現在の考試院で見つかる。」(上記の参考文献より引用。筆者翻訳)

3-6) Seoul Museum of History : Sillim-dong:Daehak-dong, Who have the dream of ambitions, in Seoul : Seoul Museum of History, 2014 (in Korean)

### 3-1-2. 本章の対象と目的

現在の考試院は本来の目的から様々な変遷を経て、広く単身者が利用する短期間の賃貸個室の形態となり、ソウル市では都市居住者の受け皿になっていったと考えられるが、そもそも考試院がどのようにソウル市内に登場し、どのような変化を経て現在の姿になったかは解明されていない。

本章では、考試院や考試村を現代における都市居住の一形態として捉え、その課題や可能性を研究するための基礎的な知見として、前章に示した予防消防行政統計で考試院業の登録件数が示され始めた2003年以前のソウル市内外における考試院の分布や利用者の変化、居住機能の変質を文献資料から把握することを目的とする。

### 3-1-3. 本章の構成

本章の目的を達成するために、月刊『考試界』<sup>3-7)</sup>に掲載された学習及び宿泊の機能を提供する施設(以下、考試院)に関する広告の内容を定量的に分析し、ソウル市における考試院の分布及び利用者の変化と居住機能の変質を明らかにする。

・3-2では、年間広告延数の変化を概観した上で、広告の所在地や考試院施設の記述に着目して、ソウル市内外の考試院施設の広告件数の変化や、各年代で特徴的な広告の内容を紹介する。

・3-3では、広告の所在地と年間施設実数に着目して、ソウル市各区の掲載広告数の変化を調べ、1966年から2005年までに掲載された考試院の分布の変化を明らかにする。

・3-4では、募集対象の記述と施設の所在地に着目して1974年から2001年までの考試院の利用者の変化を明らかにする。

・3-5では、考試院の居住機能について、広告に記された専用空間(個室)と共用空間(Kitchen、Restroom、ToiletやShower room、Study room)の内容と施設の所在地に着目して、その質的な変化を明らかにする。

最後に、3-6では本章のまとめとして、掲載広告の分析を通じて明らかになった考試院の分布及び利用者の変化と居住機能の変質について総括する。

3-7) 韓国の国立中央図書館で公開されている月刊『考試界』の連続刊行物情報によると、『考試界』は高等考試・ロースクール・弁護士試験を見出しとする学習・学術誌である。月刊『考試界』の始まりは、国家考試学会により1956年6月25日に出版された1956年7月号の創刊とされ、同種の雑誌の中でもっとも古くからある雑誌である(Fig. 11, Fig. 12)。また、『考試界』では1956年の11月号から広告が掲載され始め、現在まで掲載の広告がみられる。本稿では、考試院に関する広告のみを調査の対象にする。

## 3-2. 考試院関連広告の概要と広告内容

韓国における考試院の変遷を解明するため、本来考試院の利用者である考試生に向けた考試受験用の定期刊行物に着目し、考試生向けの学習施設として掲載された広告を史料として取り上げる。

調査にあたっては、考試生向け刊行物の全体像を把握するために、Table3-2で表す20種類以上の考試受験関連刊行物について書名・出版社・発行開始年などを調査した。そのうち刊行期間が長く発刊件数の多い5つの刊行物を取り上げ、Table3-3として表す。

Table3-2. 考試関連の刊行物の目録と確認事項

No.	Title	Publisher	Issued year
1	Gosi 考試	考試学会	不明
2	國家考試 總決算	考試研究社	不明
3	考試研究總目次一覽	考試研究社	不明
4	國家考試法典	國家考試編纂委員會	1977
5	法務考試	法務考試社	1999
6	警察考試	정문	1966-現在
7	考試研究	考試研究社	1974
8	考試院公報	考試院	不明
9	考試と銓衡	고시전형학회	不明
10	資格考試	資格考試社	1988
11	(月刊)學士考試	月刊學士考試	1990
12	不動産考試	不動産研究社	1993
13	高等考試	行政考試社	1970
14	月刊考試	月刊考試社	1974
15	考試 Journal	韓國司法行政學會	1995
16	考試月報	考試研究社	1970
17	普通考試講義錄	考試學會	1953
18	法政考試	法律行政研究院	1995
19	考試界：高等考試·ロースクール·弁護士試験	國家考試學會	1956-現在
20	憲法裁判所 判例	法律行政研究院	不明
21	考試行政	회성사	1989
22	考試界：別冊付録	國家考試学会	不明
23	(月刊)감정평가사	不動産研究社	2001-2013
24	教員任用저널	교원임용저널사	2003
25	(月刊)PSAT	月刊 PSAT	2004
26	學習의 길잡이：法学. 學士考試2단계	와이제이물산	1995
27	韓國詩歌文化研究	韓國古詩歌文化学会	2014-現在
28	昇進講座	考試研究社	1970
29	學習의 길잡이：學士考試교양과정부 학생을 위한	YJ物産	不明
30	法務考試研究	심우	1995
31	憲法裁判所 判例총정리	考試研究社	不明
32	희소考試마당	교원임용저널사	2003
33	항로고시	수로국	不明
34	古詩歌研究	韓國古詩歌文學會	1993
35	(最新) 이슈어 & 常識	時代考試企画	2007-現在
36	(月刊) 國家考試	法志社	1975-現在

Table3-3. 考試関連の刊行物に関する基本情報

Category	Types of printing	First issue	Date of registration (登録番号)	Publisher	Issue period	Etc.
Gosi-ge (考試界)	A Monthly low journal	1956. 7	1964. 1. 1 (ラ-第4号)	Guggagosi-institute (国家考試学会) →Gosi-gesa (考試界社)	1956. 7 ~ Current	Published
Gosi-yeongu (考試研究)	A Monthly low journal	1974. 4	1974. 1. 16 (ラ-第1760号)	Gosi-yeongusa (考試研究社)	1974. 4 ~ 2006. 12	Obsolete
Gosi-wolbo (考試月報)	A Monthly low journal	1977. 12	1976. 11. 27 (ラ-第2165号)	Gosi-yeongusa (考試研究社)	1977. 12 ~ 2005. 6	Obsolete
Wolgan-Gosi (月刊考試)	A Monthly low journal	1974. 2	1974. 2. 14 (ラ-第1769号)	Beobjisa (法志社)	1974. 2 ~ 1994. 9	Obsolete
Gugga-Gosi (国家考試)	A Monthly low journal	1975. 10	1975. 8. 6 (ラ-第1936号)	Beobjisa (法志社) →Readers House	1975. 10 ~ Current	Published

### 3-2-1. 調査対象と分析方法

#### 1) 調査の対象

本稿では、Table3-3から刊行期間が最も長い受験雑誌である『考試界』に掲載された学習施設に関する広告内容を文献資料として取り上げる。

#### ■ 月刊『考試界』の概要

月刊『考試界』は考試に関する定期刊行物のうち、刊行期間が最も長い受験雑誌である。韓国の国立中央図書館で公開されている『考試界』の連続刊行物情報によると、『考試界』は高等考試・ロースクール・弁護士試験を見出しとする学習・学術誌である。

##### ① 創刊

月刊『考試界』の始まりは、国家考試学会により1956年6月25日に出版された1956年7月号である。月刊『考試界』は、ソウル市で月刊定期刊行物の第4号として登録され、登録制度が整備された1964年1月1日以来から現在まで「第(ラ)-4号」となっている。

##### ② 発行者

1956年に『考試界』を創刊したのは「陣・炳植(ジン・ビョンシク)」で、創刊号から1961年6月号まで5年間、発行兼編集者として務めた。その後1961年7月号から1983年8月号まで発行兼編集を務めたのは「金・彰燁(キム・チャンヨプ)」である。1983年9月号から編集兼発行者となったのは「金・尚哲(キム・サンチョル)」で、2004年2月号まで務めた。2004年3月号以降は編集兼発行者は掲載されておらず、発行所である「図書出版考試界社」の代表として「鄭・相薫(チョン・サンフン)」の名前が書かれている。

③ 発行所

月刊『考試界』の発行所は創刊から「国家考試学会」という名称だったが、1998年11月以降から「図書出版언약(言約)」と変更され、以前の「国家考試学会」は企画・諮問の役割に変更された。そして、2001年4月号より発行所は現在の「図書出版考試界」に変更されることになった。

ここで広告をとりあげた理由は、所在地、個室の広さ、共用設備などの記載があること、そして、年代が確定できるからである。

月刊『考試界』に掲載された全ての広告から、事例(Fig. 3など)のように、名称に「고시원(考試院)」、「연구원(研究院)」、「학습실(学習室)」、「독서실(読書室)」などを含む広告を対象とした。

2) 分析の方法

広告の内容では、名称、所在地、運営主体、個室の有無と面積、共用空間の種類、料金や利用対象などの利用条件、建物や個室に関する写真及び図版の有無、周辺施設との連携などの特記事項の10項目に当たる情報を抽出し、その結果を取りまとめた。

『考試界』は2020年6月現在まで760巻が発刊されている。そのうち、考試院に関する広告が掲載されたのは1966年10月号<sup>3-8)</sup>から2006年12月号までの475巻<sup>3-9)</sup>で、調査対象とした考試院に関する掲載広告は延べ14,143件である。

広告内容の分析にあたっては、1年毎の広告の総数を「㉑年間広告延数(Total numerical value)」、広告記載の住所と連絡先が同じ施設を同一の施設と見なした1年毎の施設の実数を「㉒年間施設実数(Facilities numerical value)」、同じ施設であっても広告の記載内容が異なる場合に別の広告と見なした1年毎の広告の実数を「㉓年間広告実数(Contents numerical value)」の三つの数値を用いる。

3-8) 『考試界』1966年10月号には当時ソウル市東大門区清涼里洞に位置していた「中央法律研究院」の広告(Fig. 13)が掲載されていた。この広告の内容によると、1960年代ソウル市にはいくつかの私設読書室が考試生の自習施設として存在した。広告には施設の特徴として宿泊と食事が提供されることから、地方の学生が集まっていると書かれている。

3-9) 1987年3, 4, 7, 8, 9, 10, 11, 12月号の8冊には考試院関連の広告が掲載されていない。



Table3-4. 『考試界』に掲載された考試院関連広告と『考試界』の発行概要

年度	考試制度	考試院関連雑誌	考試界				重要掲載内容	重要事項
			出版情報		広告の数			
			発行者	発行所	ソウル市内	ソウル市以外		
1945							●朝鮮弁護士試験(1947~1949)	
1949								
1950	高等考試司法行政科(1949~1963)		陳・碩植(第1代)	ソウル市以外				
1951								
1952								
1953								
1954								
1955								
1956								
1957								
1958								
1959								
1960							●考試院創刊(1956年6月)	
1961	3級公開競争採用試験		金・彰燦(1961年7月~1983年8月) 二代目	ソウル市以外				
1962								
1963								
1964								
1965								
1966								
1967								
1968								
1969								
1970								
1971								
1972	高等考試制度(1949~2010)	考試院(1956) 現在	金・尙哲(1983年9月~2004年2月) 三代目	ソウル市以外				
1973								
1974								
1975								
1976								
1977								
1978								
1979								
1980								
1981								
1982								
1983	行政・外務・技術高等考試(1973~2010)	考試院(1975) 現在	鄭・相熙(2004年3月~現在) 4代目	ソウル市以外				
1984								
1985								
1986								
1987								
1988								
1989								
1990								
1991								
1992								
1993								
1994	司法試験(1964~2017)			ソウル市以外				
1995								
1996								
1997								
1998								
1999								
2000								
2001								
2002								
2003								
2004								
2005	國家公務員公開採用試験			ソウル市以外				
2006								
2007								
2008								
2009								
2010								
2011								
2012								
2013								
2014								
2015								
2016	5級公開採用試験			ソウル市以外				
2017								
2018							●司法試験廃止	

3-2-2. 考試院に関する広告の特徴

考試院関連の④年間広告延数は1966年以来約30年に渡って増加した。1994年に最も多い1,104件となった後は、徐々に減少し、2007年からは掲載広告がみられなくなった。

Table3-4で示すように、本章では広告に記載された所在地をもとに「ソウル市内(Seoul area)」と「ソウル市以外(Out of Seoul)」の「その他の市部(City)」、「その他の郡部(County)」、そして「海外(Overseas)」に分け、さらにソウル市では広告が掲載された区毎に分ける<sup>3-10)</sup>。④年間広告延数が増加する1966年から1994年まで、「ソウル市内」の方が「ソウル市以外」より多いが、1995年からは「ソウル市以外」の数が「ソウル市内」を上回っている(Fig. 3-1)<sup>3-11)</sup>。

前述のFig. 2-11に示したように、2003年から2006年にかけて韓国国内でもソウル市内でも考試院の数は増加している。しかし、Fig. 3-1では2003年に比べて2006年の④年間広告延数は1/4程度まで減少している。

この要因として、考試院の利用者の変化、具体的には『考試界』の読者、すなわち国家公務員試験の受験生である考試生から、一般単身者などそれ以外の利用者への変化などが考えられる。

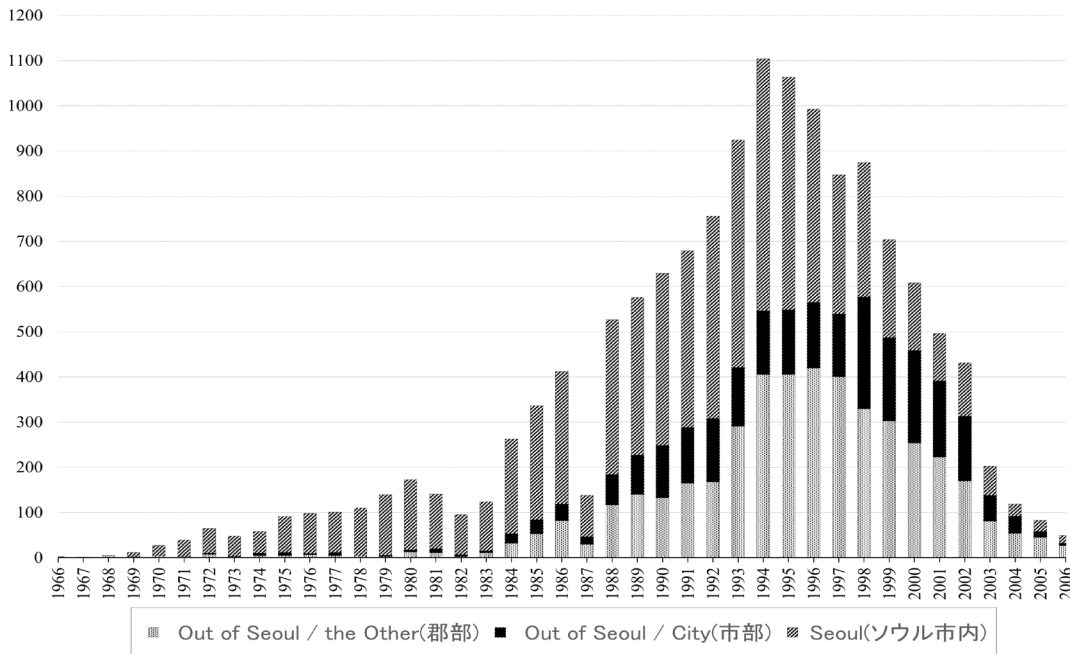


Fig.3-1 『考試界』に掲載された考試院関連の年間広告延数 (N=14143, ④Total numerical value)

3-10) 本稿で用いる「ソウル市内」は韓国首都のソウル特別市であり、ソウル市25区を指す。「その他の市部」は、行政区域がソウル特別市以外の市部を、「その他の郡部」はそれら以外の郡部を指す。また、「ソウル市以外」は「その他の市部」と「その他の郡部」、「海外」から成るものとする。

3-11) 1987年3, 4, 7, 8, 9, 10, 11, 12月号の8冊には考試院関連の広告が掲載されていない。

## 3-2-3. 掲載広告の変遷

## 1) 考試院に関する名称の変化

1960年から1974年までの15年間の掲載広告をみると、1972年に初めて「考試院<sup>3-12)</sup>」と名付けられた地方の広告がみられた。1975年には、初めてソウル市内に考試院と名付けられた「アイテンプル考試院<sup>3-13)</sup>」の広告(Fig. 3-10)がみられた。この広告では建物の外観と学習用の設えの写真が記載されている。考試院専用として設計されたこの建物には、放送室・シャワー室・休憩室・食堂と共に宿舎と呼ばれる寮が備えられたと記載されている。1986年1月号に掲載されたソウル市冠岳区奉天洞所在の「青雲考試研究院<sup>3-14)</sup>」の広告(Fig. 3-11)では、建物内に設けられた個室や共用空間の面積が示されており、さらに近くの直営している銭湯を低価格で利用できるという記載も見られた。

これらは、現在ソウル市内にある考試院と同じような仕様であるといえる。考試院の④年間広告延数は、1975年に前年の1.5倍と急増した後、1994年まで増加し続けた。広告の施設名称でみると、Fig. 3-2で示すように、1972年頃から「○○考試院」という名称の広告が増加し、1984年では「○○考試院」と名付けた広告が、全体の53.9%を占めた。1995年からは考試院と記載した広告が70%を超えている。

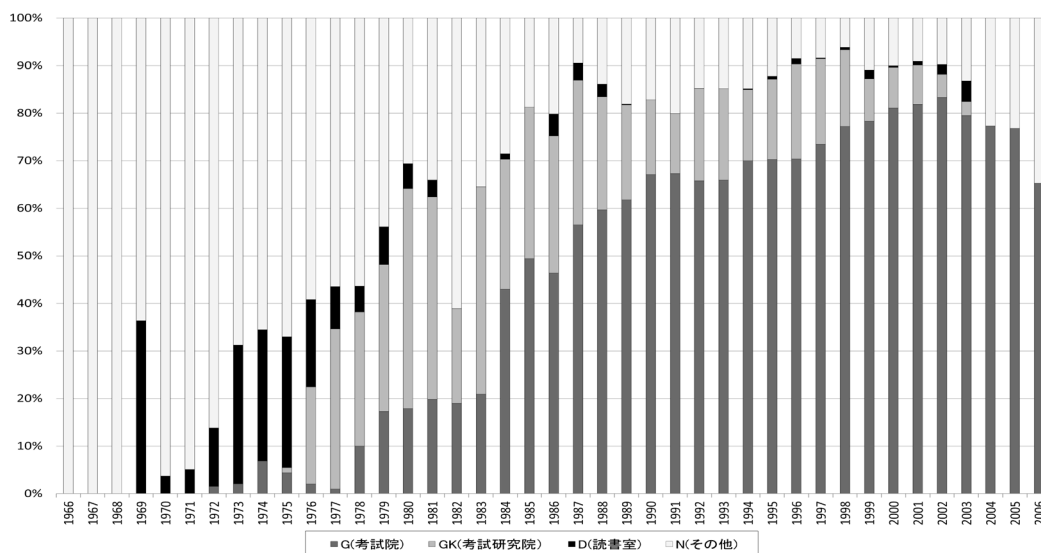


Fig. 3-2 掲載広告からみた施設名称の比率  
(N=2389, ④Facilities numerical value)

- 3-12) 1972年9月号に掲載された「大成考試院」(Fig. 3-6)は、「考試院」と名付けた最初の広告である。韓国の京畿道加平郡大成里所在のこの施設では、机と椅子が備えた独房(個室)が提供された。
- 3-13) 1975年9月号に掲載された「アイテンプル考試院」(Fig. 3-10)は、ソウル市所在の施設でははじめて「考試院」と名付けられた施設である。建物の外観と学習用の設えの写真が掲載されている。
- 3-14) 1986年1月号に掲載されたソウル市冠岳区奉天洞所在の青雲考試研究院(Fig. 3-11)の広告では、施設内に備えた設えの情報だけでなく、直営する銭湯の情報も掲載されており、考試院利用者の受験生活のためにサービスを提供した。特に、この広告では設けられた施設の機能や面積など詳細な情報が記載されており、当時の考試院に求められた機能などが確認できる。

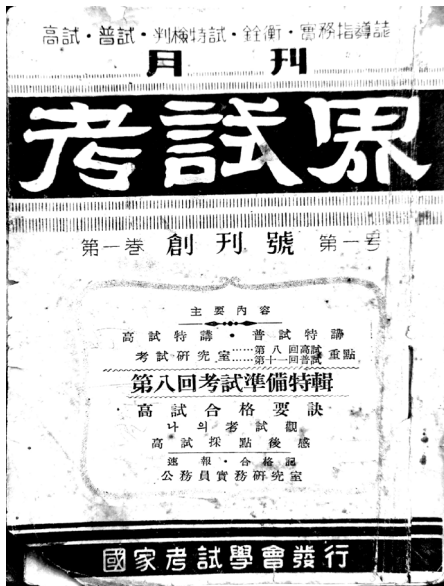


Fig.3-3 『考試界』創刊号の表紙  
(issued July 1956)



Fig.3-4 『考試界』創刊号の発刊情報  
(issued July 1956)

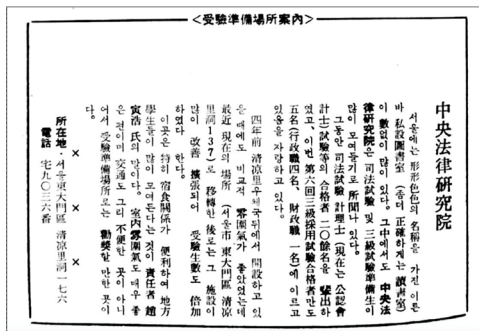


Fig.3-5 『考試界』に掲載された考試院関連の広告  
(issued October 1966)

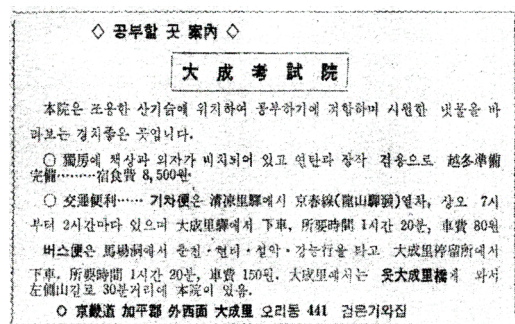


Fig.3-6 『考試界』に掲載された考試院関連の広告  
(issued September 1972)

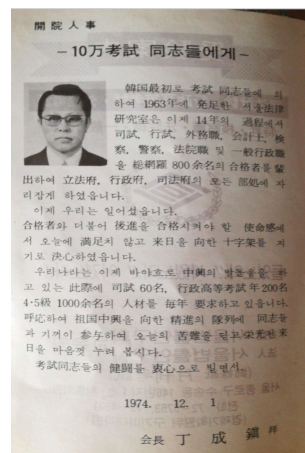
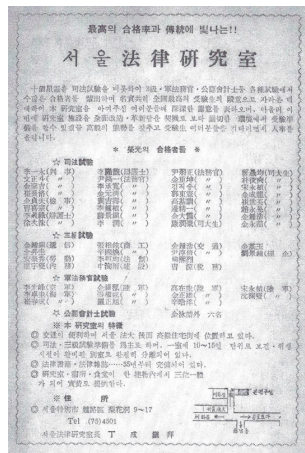


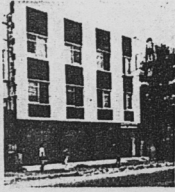
Fig.3-7,8,9 『考試界』に掲載された考試院関連の広告  
(左から issued 1969, 1970, 1974)

### 아이템플考試院

司法試験・行政高等考試・外務高等考試  
準備生の 研究院

<特 徴>

- ① 도서관으로 건 4층진물 설계 건립
- ② 최신 각종시설(에어콘, 냉온수기, 방송실, 샤워실, 휴게실, 기숙사, 식당)완전구비
- ③ 2구 1회 과목별 수석합격생초빙 세미나 개최
- ④ 각종수업과목(번글리, 판매법, 법사비회법)



주소 : 도봉구 미아1동 1226번지 (20동 3반)  
TEL (94) 9508-9509

Fig.3-10 『考試界』に掲載された考試院関連の広告  
(issued September 1975)

### 青雲考試研究院 開院

開院 : 1985. 12. 23

考試의 殿堂 - 生活空間을 兼한 國內最高級考試院 誕生

施 設

- 一層 : 호텔식 直營構內食堂(實費 터렛制) 38坪  
레스도랑식 休憩室(비디오, 音樂鑑賞) 35坪
- 二層 : 高級寢台, 옷장 100個  
參考書閱覽室(考試資料) 8坪
- 三層 : 最新型柵床, 椅子(이어폰·조명시설) 113席  
호텔식 세면장, 샤워장, 화장실 6坪
- 四層 : 最新型柵床, 椅子(이어폰·조명시설) 50席  
高級寢台, 옷장 50個  
호텔식, 세면장, 샤워장, 화장실 8坪
- 地下 : 最高級 사우나식 男子專用 70坪  
大象沐浴湯
- 屋上 : 造景, 運動施設 10坪  
茶·飲料, 김라던 自動販賣機 備置

環 境

- ★主居地域에 騒音, 公害가 없는 조용한 寮園氣
- ★사출대 入口 電鐵驛에서 200m距離
- ★徹底한 規律로 學習寮園氣 100%

位置 및 電話

冠岳區 奉天7洞1603-4(冠岳區廳 正門 건너편)  
☎ 877-7619 · 882-7174

Fig.3-11 『考試界』に掲載された考試院関連の広告  
(issued January 1986)

### 禾也, 三禾, 青冠, 考試院

本院은 北漢江 江淸, 淸平호반 下部에 자리잡고 있어 江과 山의 利點을 最大限으로 利用할 수 있는 考試準備의 최적장소입니다.

<특 징>

- 앞으로 유행하 요르는 강물이 보이고 우거진 숲속에 위치하여 맑은 공기와 조용하고 아늑한 분위기
- 교통편리(서울에서 1시간 20분거리)
- 전기시설 문화시설, 운동기구 완비
- 양질의 식사제공, 객실상 완비
- 독방제실
- 도서관은 도서관부담

<교통안내>

바랑동 시외버스정류장에서 춘천, 화천, 옥동, 인리, 신덕행 원행버스 (20분 거리)를 타고 대성의 정적중간 열차에서 하차 하물 건너 파출 마을에 오면 뒤 130-70 경기도 가평군 화서면 삼파리

정관 고시원 이은영  
삼파 고시원 박사현 연락처 정경 TEL. 527년  
화야 고시원 이근호 연락처 정경 TEL. 639년  
서울 TEL. 266-7437-33-9702

Fig.3-12 『考試界』に掲載された考試院関連の広告  
(issued June 1980)

### 해 화 고 시 원

본 원은 사법·행정·외무·C·P·A 기타 수험준비를 하시는 분들을 위해 쾌적한 시설과 공부할 수 있는 아늑한 분위기를 갖추고 여러분을 초대합니다.

= 특 징 =

- 방남방, 샤워장시설 완비
- 방송통신대 10분, 성균관대 5분거리
- 장군원대학장, 도서관이용가능
- 1인1실, 2인1실 (일반연말실생중 선택)
- 수도관내에서는 최저실비로운영
- 적정인내 운영

= 교통안내 =

- 지하철 4호선 (해월역 7분거리)
- 상설화차 : 5, 6, 8, 9, 84, 95, 205, 331
- 동성고화차 : 3, 16, 20, 25, 63-1

11100-5500 서울특별시 종로구 해화동 10-18 (2/6)  
☎ 762-2682/743-0321

Fig.3-13 『考試界』に掲載された考試院関連の広告  
(issued September 1993)

### 강남·시문 고시 연구원생 모집

나만의 공부방(고시원)을 원하는 男·女  
고시·승진·자격증시험 준비하실 직장  
男·女 (독신자 환영)

- 하숙·저녁식사 남녀 환영 저렴한 가격의 지정식당
- 넓은 공간의 1인1실 (중요인내반방 DUCT 시설 완비)
- 남녀 전용 샤워시설 및 세탁시설 완비
- 복잡한 교통·시간문제 해결 (시간절약, 자기발전)

강남역, 양재역, 역삼역에서 도보로 3분 내지 10분

시문T 2452-9494, 566-6570 주소 : 155-080  
강남T 556-7895, 566-6527 시문 : 서울 강남구 역삼동 840-5(구주 B/D 4동)  
FAX : 556-9597 강남 : 강남구 역삼동 827-44

Fig.3-14 『考試界』に掲載された考試院関連の広告  
(issued January 1995)

### 2000년 OPEN!! 11월 15일

동트기 직전의 새벽!  
더 어두운 밤입니다.  
그러나 먼동이 터면 곧 밝은 세상이 됩니다.  
그 밝은 세상을 함께 이끌어 갈 靑山 여러분!  
뜻을 이룰 靑山으로 오십시오!

## 靑山考試院

충청남도 천안시 병천면 불합3리 70 (석함저수지 위)  
TEL : (041) 554-7447 554-4472

경북·충청남도 : 경리·C·학원·C(특별기법반)·법원(이무생권력)·석함  
경북·충청남도 : 동서학·C·원리·C·법원(이무생권력)·석함  
천안(21동) : 동서학·법원(이무생권력)·석함  
충청남도(부서) : 법원(이무생권력)·500원짜리버스(법원학자)/40원짜리버스(총합)

\* 기타 자세한 사항은 홈페이지를 참조하시면 더 많은 정보를 얻을 수 있습니다.

http://chungsanone.in.dreamx.net

Fig.3-15 『考試界』に掲載された考試院関連の広告  
(issued December 2000)

このように『考試界』の広告内容から、ソウル市内外において「考試院」と名乗る施設広告が登場した時期や、「考試院」という名称の使用が広がっていった時期が明らかになった。

## 2) 考試院の掲載広告からみた時代の区分

広告の件数や記載内容に着目すると、韓国における考試院の変遷は次のように、3つの時期に区分できる。

- ・第一期は、1960年から1974年までの15年間で、1972年9月号で初めて「考試院」と名付けられた地方に所在する施設の広告がみられる。そして1975年9月号で初めてソウル市所在の「アイテンプル考試院」(Fig. 3-10)の広告がみられる。この時期を韓国における「考試院の登場期」と位置付けた。

- ・第二期は、1994年までの20年間で、考試院の掲載広告件数は1975年に前年の1.5倍と急増した後、1994年まで増加し続けたが、1994年10月号から減少に転じた。この頃から「〇〇考試院」という名称の広告が増加し、1989年には「〇〇考試院」と名付けた広告が、全体のうち56.5%を占める。特に1980年代には考試院専用(Fig. 3-11)と記載した広告が多数見つかри、この時期を「考試院の確立期」と呼ぶ。

- ・第三期は1995年以降で、掲載された広告の総数は減少する傾向が見られる。その変化はソウル市以外の地域よりソウル市内の方が著しい。それは、2000年に「考試院ネット」<sup>3-15)</sup>が登場し、考試院情報をインターネットで調べることが可能になったことが主な要因であると考えられる。

特に、ソウル市所在の考試院で『考試界』に掲載される広告が減少することになったのは、2000年以降インターネットの普及に伴い、ホームページなどを設けた施設(Fig. 3-15)<sup>3-16)</sup>が募集情報などを直接に発信できるようになり、募集の媒体が『考試界』などの刊行物からインターネット上に移ったことが要因と考えられる。

3-15) GOSIWON-net( <http://www.GOSI1.net/>)については、ソウル市政開発研究院(現ソウル研究院)が2010年に発刊した『ソウルにおける準住宅の実態と政策方向』で、著者の申らが研究方法の一つとして、民間情報提供業者である「考試院ネット」などのインターネット上の情報を取り入れ調査を行った。「考試院ネット」のホームページの紹介内容によると、「考試院ネット」とは、考試院利用者向けの検索サイトとして2000年8月1日に開設した韓国最初の考試院検索サイトである。(著者翻訳)

3-16) 2000年12月号に掲載された「青山考試院」(Fig. 3-15)の広告では、インターネット上のホームページから施設の情報が確認できるように案内されていた。



3-3. 考試院の分布の変化

本章で用いる「ソウル市」は韓国首都のソウル特別市であり、ソウル市25区を指す。「その他の市部」は、行政区域がソウル特別市以外の市部を、「その他の郡部」はそれら以外の郡部に該当する地域を指す。また、「ソウル市以外」は「その他の市部」と「その他の郡部」、「海外」から成るものとする。

3-3-1. ソウル市内の分布

1) 掲載広告の所在地からみた分布の変化

ソウル市内の掲載広告について⑩年間施設実数を用いて所在地の推移を明らかにする。ソウル市各区における5年おきの⑩年間施設実数をFig. 3-16に示す。

鍾路区と西大門区周辺など、ソウル市の四大門以内の旧市街地では、考試院の登場した1970年代から⑩年間施設実数が増加している。

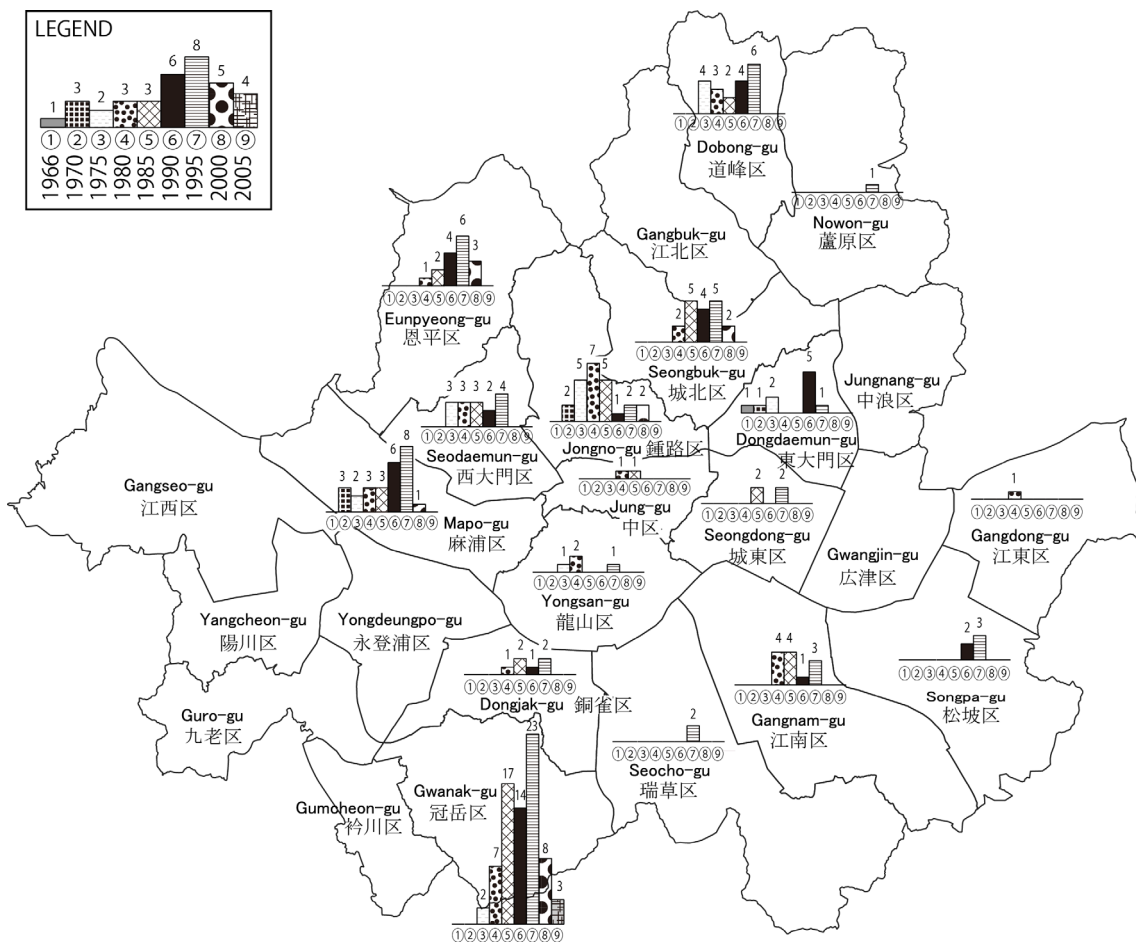


Fig.3-16 ソウル市各行政区における考試院の掲載広告の年間施設実数の変化 (⑩Facilities numerical value)



1980年代には道峰区(ドボング)や恩平区(ウンピョング)一帯の周辺部で⑩年間施設実数が増加しており、江南区や松坡区(ソンパグ)など新都心部でも広告に考試院の施設が現れてきている。

そして、現在冠岳区の次に考試院の登録数が多い銅雀区では、1980年代から考試塾が集まる鷺梁津洞を中心に数件の広告が見られた。

特に、新林洞のある冠岳区では1975年以降から⑩年間施設実数が急増し、1995年にはソウル全体の⑩年間施設実数の3割以上に当たる23件が見られた。

この時期の広告では新林洞一帯を「考試村」と記載した表記が多数見られた。1990年代後半以降は、冠岳区、城北区(ソンブグ)一帯と西大門区と接する麻浦区(マポグ)などなど、名門大学の所在地の周辺の施設については広告が掲載されていた。

また、ソウル市漢江の南側である江南区付近など、市域の拡張<sup>3-17)</sup>によって新たにソウル市に編入されたエリアに所在する考試院の広告も見られ、考試院の分布が市内に広がっていったことが窺える。



Fig.3-17 ソウル市域と行政区域の変化  
(※参考文献<sup>3-13)</sup>から引用)

3-17) ソウル研究所の研究データサービスによると、ソウル市は1949年にソウル特別市に改称された。その後、行政区域(以下市域)の拡張により面積が増加、市域は268.35km<sup>2</sup>になった。1963年、ソウルの市域は隣接の京畿道地域まで大幅に拡張され、市域は613.04km<sup>2</sup>になった。また、1973年に京畿道の一部が、ソウル市に編入、ソウルの市域は627.06km<sup>2</sup>となった。その後、ソウル市では自治区の新設により、行政区域が調整され、実測により面積が再調整された。2010年現在ソウル市域の面積は605.25km<sup>2</sup>である(Fig. 3-17)。(The Seoul Institute: Geographical Atlas of Seoul 2013 ; History (EXPANSION OF BUILT-UP AREAS, CHANGES IN ADMINISTRATIVE DISTRICTS), pp. 40~43, 2013. より引用, 著者翻訳)

第3章

2) ソウル市の市街地の変化と掲載広告の所在地

Fig. 3-18の1~4では、Fig. 3-16で示した『考試界』掲載広告による考試院の所在地を年毎に表す。

1970年では、鍾路区、東大門区、麻浦区に所在する広告が見られており、その結果をソウル市の市域の変化と照らし合わせてみると、前述のように旧市街地内に分布していたことが分かる。

1975年では、ソウル大学が東大門区から冠岳区へ移転することに伴って、冠岳区新林洞一帯が住宅地としての開発がはじめられた。この時期の掲載広告の分布を見ると、考試院の所在地が旧市街地の周辺に広まっており、当時はソウル市の境界に近い冠岳区や道峰区に所在する広告が確認できる。つまり、冠岳区ではソウル大学の移転に伴い考試院が登場したと考えられる。

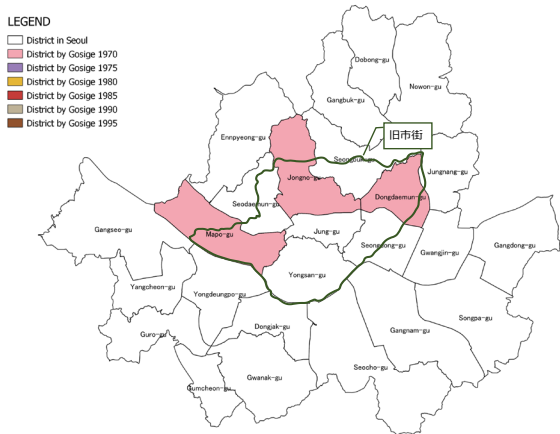


Fig.3-18-1 『考試界』掲載広告によるソウル市内の考試院の分布地域, 1970年 (※Fig.3-16の結果を基に再構成)

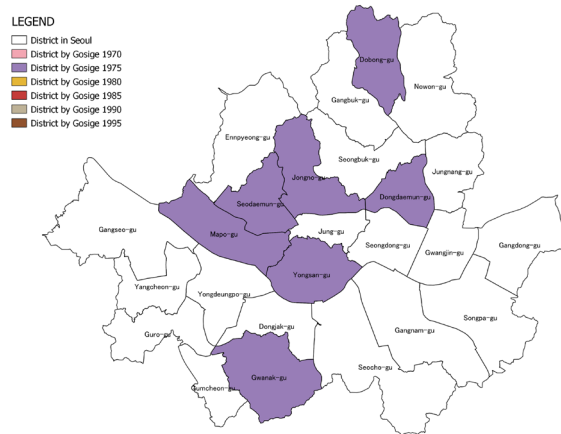


Fig.3-18-2 『考試界』掲載広告によるソウル市内の考試院の分布地域, 1975年 (※Fig.3-16の結果を基に再構成)

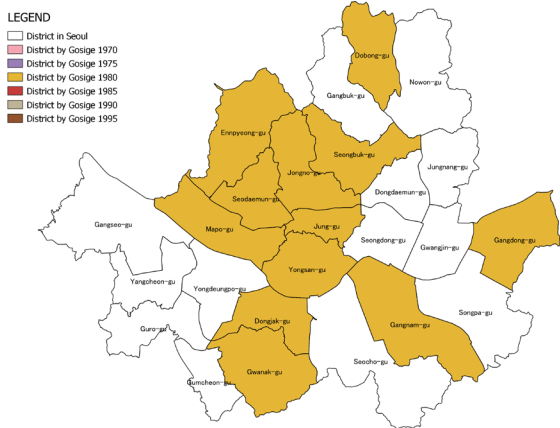


Fig.3-18-3 『考試界』掲載広告によるソウル市内の考試院の分布地域, 1980年 (※Fig.3-16の結果を基に再構成)

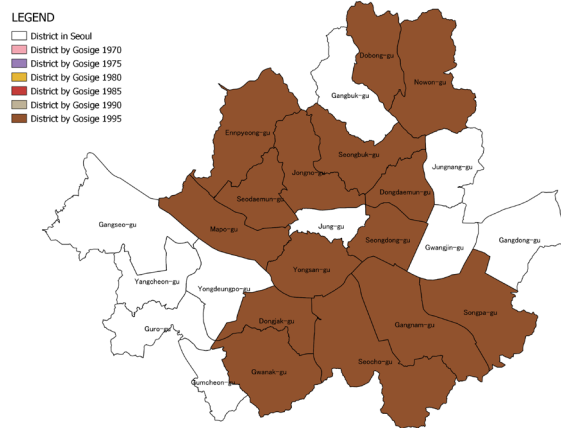


Fig.3-18-4 『考試界』掲載広告によるソウル市内の考試院の分布地域, 1995年 (※Fig.3-16の結果を基に再構成)

また、1980年では行政の政策により鍾路区などの旧市街地に所在した受験塾が漢江の南側に移転した。その頃鍾路区一帯に所在した多くの受験塾や予備校などが銅雀区鷺梁津洞に集まった。そして、1980年の掲載広告からは漢江の南側の銅雀区や江南区一帯に所在する考試院が見られており、旧市街地の受験塾と共に移転したことが分かる。

1995年の掲載広告では、ソウル市域の広い範囲に考試院が分布していたことが分かる。そして、その結果をソウル市内の大学の分布<sup>3-18)</sup>と照らし合わせると、大学の所在する行政区と考試院の所在地が同様である。つまり、1990年代ソウル市内の考試院は受験塾や大学の周辺に分布したことが分かる。



Fig.3-19 ソウル市内の大学の分布(※ソウル研究データサービス<sup>3-18)</sup>の公開情報から引用)

3-18) The Seoul Research Data Service(ソウル研究データサービス), 地図から見たソウル市\_大専校, <http://data.si.re.kr/node/68>, 2013

3-3-2. ソウル市以外の地域における考試院の分布

考試院の掲載広告の所在地からソウル市以外の地域については、韓国の行政区画の区画に従って「郡部」と「市部」に区分する。『考試界』に掲載された考試院の広告では、市部ではない地方都市の郊外である郡部に所在する施設が多く見られた。Fig. 3-20で示すように、1972年から地方の市部に所在する考試院が現れはじめ、地方の市部でも1998年まで増加する傾向が明らかになった。

本研究はソウル市内における考試院の変遷について注目しているため、ソウル市以外の地域に関しては、以下のようにその概要を簡単に触れる。

1) ソウル市以外の郡部

ソウル市以外の地域として、地方都市の郊外である郡部では、掲載広告の初期である1960年代後半から1996年まで考試院の広告が増加した。そして、1990年代後半からはソウル市内と同様に掲載広告が減少した。地方の郡部に所在する考試院は山奥の寺小屋のように分布していた。

2) ソウル市以外の地方の市部

地方の市部では、大学や考試関連の塾などを拠点として、その周辺に考試院が所在する傾向が見られており、地方の市街地で考試院はソウル市内と同様な経緯で変化していることがわかった。

3) 海外における考試院

1990年代の掲載広告では、考試院の所在地が海外の場合もみられた。その一例はアメリカのニューヨークに所在する施設であった。また、中国の延辺に所在する施設の広告も見られた。海外の事例は母数が極小であるため、本研究の分析対象からは除外する。

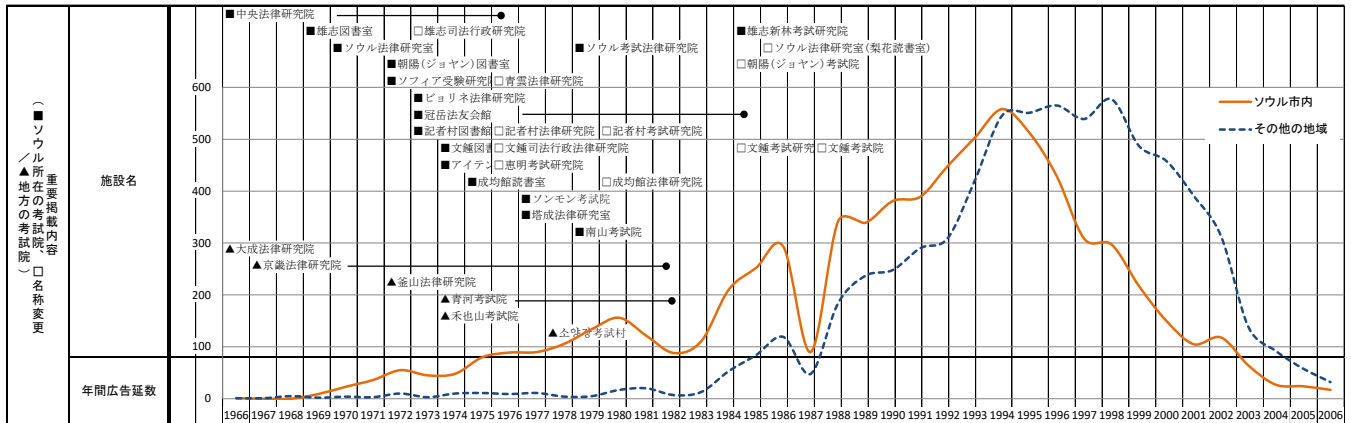


Fig.3-20 考試院関連の年間広告延数と地域の施設例 @Total numerical value, and the number

### 3-4. 考試院利用者の変化

次に、ソウル市内外の掲載広告について◎年間広告実数を用いて募集対象の変化を明らかにする。

#### 3-4-1. 考試院の利用者

広告の記載から、募集対象として「考試生(G)」と「考試生以外の利用者(O)」に関する記述のあった◎年間広告実数をTable3-6で示す。掲載広告の内容で、「考試生」や「受験生」に該当する記述があったものは、1974年から2001年までで142件であり、それ以外の年には見られなかった。

一方、「社会人」や「単身者」など、考試生以外も募集する記載は155件あり、それらは全て1993年から2001年までの間であった<sup>3-19)</sup>。1993年に掲載されたソウル市鍾路区所在の「恵化考試院」<sup>3-20)</sup>では、初めて利用対象として「会社員利用可能」の記載があり、1995年に掲載された「江南・シムン考試院」<sup>3-21)</sup>では「社会人、単身者歓迎」など考試生以外の利用者向けの記載があった。さらに、1997年からは冠岳区でも考試生以外の利用者を受け入れる広告が見られた。

#### 3-4-2. 考試院利用者の変化

このように、考試生向けの雑誌において、1993年以降ソウル市内では鍾路区・江南区を中心に考試生以外の利用者を受け入れる考試院の広告が増えていることは注目に値する。

このことから、少なくとも1990年代後半以降では、それまで考試生向けだった考試院が一般の単身者を受け入れるようになり、現在のように単身者用の居住施設として変容され始めたのではないかと考えられる。

3-19) 考試院の確立期までに掲載された広告からは、利用者として「考試生のみ」という記載が多く見られた。「考試生専用」などの記載は1974年1月号から1999年4月号までの間、総85件が確認できた。中でも1996年が最も多く、17件がみられる。

3-20) 1993年9月号に掲載されたソウル市鍾路区恵化洞所在の「恵化考試院」(Fig. 3-12)の広告では、施設の特徴として6つの内容が掲載されており、その6つ目には「会社員も歓迎」という記載が見られる。

3-21) 1995年1月号に掲載されたソウル市江南区所在の「江南・シムン考試院」(Fig. 3-13)では、「会社員の男女(独身者)歓迎」と書かれた記載が見つかっており、「個室・シャワールーム・洗濯室」など当時考試院の利用体制が見受けられる。

Table3-6. 『考試界』掲載の考試院利用者関連の廣告実数

©Contents numerical value

Year	Seoul area											Out of Seoul			Total		
	Gangbuk (江北区)	Jongno (鍾路区)	Gangseo (江西区)	Mapo (麻浦区)	Gangdong (江東区)	Songpa (松坡区)	Seocho (瑞草区)	Seodaemun (西大門区)	Seongbuk (城北區)	Gangnam (江南区)	Gwanak (冠岳区)	Total (Seoul)	City	the Other	Total (Out of Seoul)	Gosi students (考生)	The others (その他)
1974	0	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	6	-	3	3	9	0
1975	0	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	0	2	1	3	3	0
1976	0	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	0	-	2	2	2	0
1977	0	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	1	1	2	2	3	0
1978	0	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	1	1	-	2	3	0
1979	0	-	-	1	-	-	-	2	-	3	-	6	-	1	1	7	0
1980	0	-	-	4	1	-	-	-	-	1	-	6	-	-	0	6	0
1981	0	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	0	2	0
1982	0	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	0	1	0
1984	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	3	3	3	0
1985	0	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	14	14	18	0
1986	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	0	0
1987	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	4	4	4	0
1988	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	12	-	12	12	0
1989	0	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	5	-	-	0	5	0
1991	0	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	1	6	7	9	0
1993	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	0	8	4
1994	0	12	-	-	-	-	-	1	-	-	-	4	17	-	0	0	17
1995	0	12	-	-	-	-	1	-	13	-	-	26	2	6	8	6	34
1996	7	3	12	-	-	-	5	1	1	6	6	20	-	8	8	28	30
1997	0	12	-	-	-	-	-	-	-	3	3	3	1	4	5	8	25
1998	0	-	-	-	-	-	-	-	-	8	20	5	-	-	5	0	19
1999	0	1	-	-	-	-	-	-	-	16	17	2	-	2	0	4	15
2000	0	-	-	-	-	-	-	-	-	15	15	-	-	0	0	0	10
2001	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	1	-	1	1	1	1
Total	18	57	1	5	1	5	5	8	8	26	71	205	31	61	92	142	155

\*G: Gosi students, 0: the others

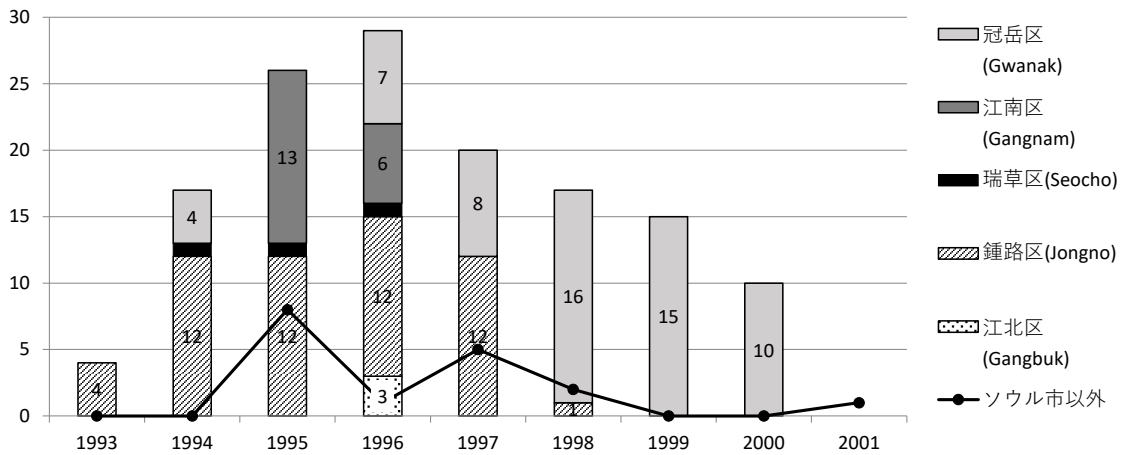


Fig.3-21 考生以外の記載のある廣告実数 ©Contents numerical value

### 3-5. 考試院の居住機能の変質

次に、ソウル市内外の広告を対象に個室の有無に関する記載や共用空間の種別の変化を①年間施設実数と②年間広告実数を用いて明らかにする。

#### 3-5-1. 専有空間：個室の形成

##### 1) 考試院の個室に関する事例と形成

1967年に掲載の韓国忠清北道所在の「大成法律研究院」の広告によると、施設の特徴として「学習のための騒音除去、宿食をまとめることによる経費の節約、交通の利便性」などが記載されており、「完全個室制」という表記がみられた。

一方、ソウル市内では1973年に当時永登浦区に所在した「ビョルイネ法律研究院」<sup>3-22)</sup>の広告で初めて個室に関する記載がみられた。

1980年から1981年に渡って掲載されたソウル市冠岳区所在の「ジフン考試研究院」<sup>3-23)</sup>では、個室の面積に関する記載がみられる。当時この考試院では1.5坪(4.96㎡)の個室と、共用のトイレと洗面場が設けられていた。

**별의내 法律研究院**

♡ ♡ ♡ 本 研究院은 都心地와 안전거리이며 계곡의 맑은 물과 울창한 숲으로 둘러싸여 무분하할, 맑은 공기, 흐르는 물소리만 내릴 수 있는 뜻깊은 위치인 嚴肅의 考試準備장으로서 많은 합격자를 배출한 경력을 모태로 여러 수험생들의 의견을 적극 반영하여 새로운 재단시설과 환경을 갖추고 자신을 갖고 여러 꿈을 조개하시니 오셔서 직접 보시고 頂上으로 向하는 여러분들의 踴躍으로 만큼의 보시지 않았습니까? ♡ ♡ ♡ ♡ ♡ ♡

**新築開館 73年 正月 1日**

特 徴・本 研究院은 시험생들이 직접 고안하여 내부시설을 갖추었음.

- ① 1인용복상과 2인용방의 2개 건물
- ② 개인용 대형차상과 대형침실
- ③ 개인용 배설물 (복속 이력 쪽에서 비설)
- ④ 시당, 휴게실 발음건물과 주비(티벳지)
- ⑤ 머러한 식리기 위한 배구장, 탁구대, 배드민턴장 시설 있음
- ⑥ 난방장치 완비
- ⑦ 방음장치는 필요없음(민가에서 300m 떨어진 완속)
- ⑧ 교통전리(신세에서 本院까지 시영버스 288번 운행)

★ 288번 시영버스……소요시간 40분

- 신세역 → ○ 서울역 → ○ 옥석동 → ○ 남죽거리 종점 → ○ 우면동(舊 송동에서 하차, 本院까지 도보 8분)

★ 78번 서울터미

- 한남동 → ○ 제3한강교 → ○ 남죽거리 종점(288번으로 바꾸어 탑) → ○ 우면동

서울특별시 영등포구 우면동 504(舊 송동)

**별의내 法律研究院 정 용 구**

**지훈고시연구원** 2019 (=2003)

사법·행정·외무·기술고시 및 각종 수험생의 전담!

1. 최고의 합격률
2. 밀폐된 개인방 1.5평의 절대 공간 확보.
3. 기온보일러 스텝: 18°C 항상 유지 및 온수 사용.
4. 영양가 있는 식사 절대 책임 (비켓제).
5. 넓은 옥상 맑은 공기, 약수터 15분 거리, 각종 간행물 완비.
6. 지방 수험생은 특별 우대함. (저렴한 비용).

수버제인

4층(본고시원) 1층

버스 정류장, 신원주유소, 모범약국, 버스 정류장, 버스정류장, 신원사거리, 서울대, 학교, 버스정류장, 버스정류장, 학교

【교통편】

25번(삼양동-서울대), 95번(청량리-서울대), 142번(추석-서울대)  
 121번(개봉동-서울대), 94번(교리동-서울대), 305번(목동-서울대)  
 289번(서울운동장-서울대), 26번(쌍문동-수출공단), 그외 111번 114번

서울 관악구 신림 5동 1425-8 TEL. 877-7085

Fig.3-22(左), 23(右) 『考試界』に掲載された考試院関連の広告 (issued January 1973(左), issued February 1981(右))

3-22) 1973年1月号に掲載されたビョルイネ法律研究院(Fig. 3-22)の広告では、施設の仕様に関する内容が記載されている。部屋としては個室と2人部屋を備え、部屋には机とベッドが用意された。食堂や休憩室は別館に設けられており、食事はチケット制で提供されるという記載が見られる。

3-23) 1981年2月号に掲載されたジフン考試研究院(Fig. 3-23)の広告では、個室の面積や共用の設備を確報、チケット制の食事、参考図書の完備、地方からの受験生優待など施設利用に関する詳細な情報が掲載されている。

第3章

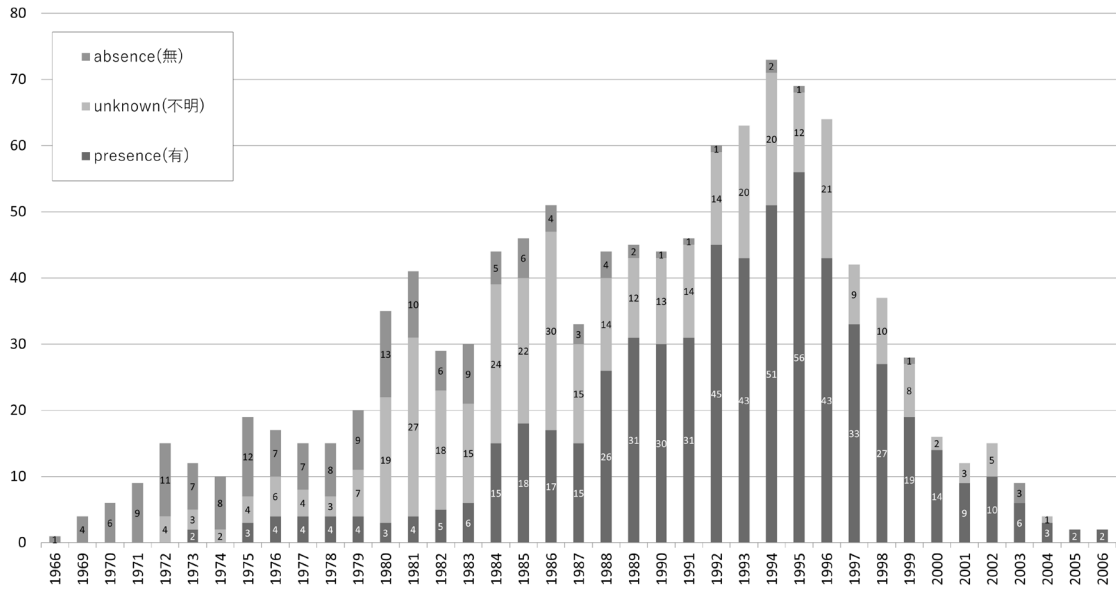


Fig.3-24 個室の有無に関する記載の年間施設実数(ソウル市内)  
(N=1128, ㉞Facilities numerical value)

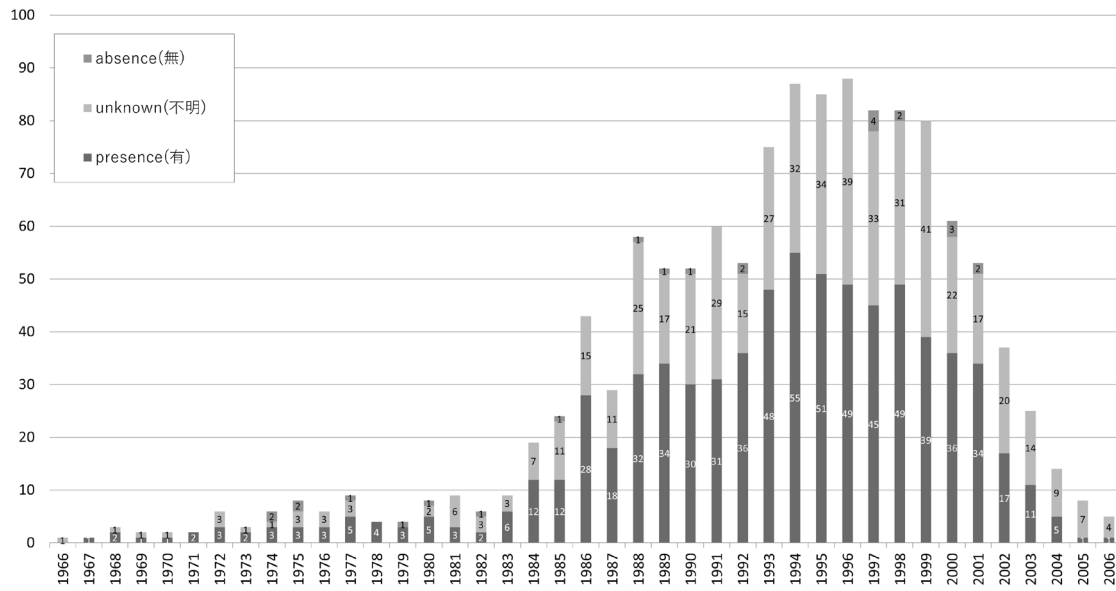


Fig.3-25 個室の有無に関する記載の年間施設実数(ソウル市以外)  
(N=1261, ㉞Facilities numerical value.)



Fig. 3-24で示すように、ソウル市内では、「個室のある」施設が1973年以降徐々に増加し、1984年には「個室のある」施設の⑩年間施設実数が「個室のない」⑩年間施設実数を超えている。1988年では掲載された広告の5割以上の施設が個室を備えていた。その後は2006年まで、個室に関する記載が7割以上の施設で見られた。

一方で、Fig. 3-25で示すように、ソウル市以外の地域では1967年から5割以上が個室を備えており、「個室のない」記載はほとんどみられない。

## 2) 地域における考試院の個室の仕様

広告の記載内容から、個室の面積に関する情報を取り出し、Table3-7のように「ソウル市内」と「ソウル市以外(市部)」、「ソウル市以外(その他)」に分けて、各年の平均値として表す。その結果、「ソウル市内」に所在する考試院の場合、個室面積の平均は $6.06\text{m}^2$ で、「ソウル市以外(市部)」に所在する考試院の個室面積の平均値 $7.36\text{m}^2$ より $1.3\text{m}^2$ 程度狭いことが分かる。「ソウル市内」と「ソウル市以外(その他)」を比較すると、その差は $1.5\text{m}^2$ 以上になる。

Table3-7で示すように面積の平均値の変化を見ると、「ソウル市内」の面積は小さく $6\text{m}^2$ 程度に抑えられているのに対して、「ソウル市以外(その他)」では $8\text{m}^2$ 以上に増加している。

つまり、考試院は専有空間としての個室を備えるようになったが、特にソウル市では個室が他の地域より狭い空間に滞っていたと考えられる。

Table3-7. 考試院の個室に関する掲載広告の平均面積の  
(N=1430, ©Contents numerical value.)

Year	Seoul (ソウル市)	Out of Seoul /City (その他の市部)	Out of Seoul /the Other (その他の郡部)
1981	4.95		
1985			6.58
1986		12.00	6.94
1987			6.70
1988			5.89
1989	6.61		7.50
1990	6.52		6.14
1991	6.00		6.48
1992	6.00		
1993	6.00	7.14	7.18
1994	6.11	6.90	6.99
1995	5.11	5.97	7.24
1996	5.86	6.41	8.04
1997	6.79	9.56	8.10
1998	6.87	6.93	7.62
1999	7.00	7.31	9.42
2000	5.43	6.16	8.76
2001	5.64	6.55	7.74
2002	6.21	7.33	8.78
2003	5.67	6.09	10.73
2004	6.25		
Average	6.06	7.36	7.60

## 3-5-2. 共用空間：居住機能の地域差と変化

『考試界』に掲載された考試院の広告では、個室のような専有空間だけではなく、受験生活を支えるために必要な共用施設の内容が確認できた。それらは、①食事用のKitchen、②休憩用のRestroom、③用便・洗面・浴室用のToiletやShower room、④自習用のStudy roomの4つであった。

そのうち、③ToiletやShower roomはどの広告にも記載があったが、①Kitchen、②Restroom、④Study roomは考試院によって記載の有無が分かれた。この①、②、④の有無について8種類の組み合わせを作り、それぞれの組み合わせの広告数を「ソウル市内」、「その他の市部」、「その他の郡部」に分けて、施設内の共用空間に関する◎年間広告実数の変化をFig. 3-27とFig. 3-28で示す<sup>3-24)</sup>。

「その他の市部」の場合は、1992年から94年以外の年では、食事の機能を備えた施設の広告が5割以上を占めており、食事の機能だけ備えた施設の広告の割合は徐々に増加し、1998年では35%を上回っていた(Fig. 3-27)。また、「その他の郡部」では、食事の機能を備えた施設が1980年以外の全ての年で5割以上であり、食事の機能だけ備えた施設の広告も1980年と1990年以外の各年で35%を上回っていた(Fig. 3-28)。

一方で「ソウル市内」の場合は、1980年頃から食事の機能を備えていない考試院の広告が多く見られた。特に1990年から1996年までは、施設中に食事の機能のない考試院が半数を超えている。これに関して、この時期、ソウル市内の考試院では提携関係の食堂<sup>3-25)</sup>に関する記載がみられるなど、周辺施設と考試院の提携によって機能を補っていたことが分かった。このような提携関係や関連施設の紹介する掲載内容を周辺施設との連携関係として捉え、その広告実数をFig. 3-29で示す。その結果、1985年頃から考試院と連携関係を表す記載が増加する傾向が見られた。すなわち、掲載広告の内容から考試院の共用空間として施設内食堂を設けずに周辺の食堂と連携する仕組みが明らかになった。

こうした考試院と周辺施設との連携関係は、現在のソウル市内の考試院密集地でも見られる。冠岳区や銅雀区では、考試院の利用者が使う食堂や学習室などの施設が多く見られ、居住者の生活機能を補完している<sup>3-26)</sup>。『考試界』の広告内容から、こうした状況が1980年代後半から始まっていたことが解明された。

3-24) 本稿で用いる「ソウル市内」は韓国首都のソウル特別市であり、ソウル市25区を指す。「その他の市部」は、行政区域がソウル特別市以外の市部を、「その他の郡部」はそれら以外の郡部を指す。また、「ソウル市以外」は「その他の市部」と「その他の郡部」、「海外」から成るものとする。

3-25) ソウル市冠岳区や銅雀区一帯の考試院密集地でみられる考試院の周辺には一般に「考試食堂」と呼ばれる施設があり、主に考試院の居住者を対象として、一定の利用料を月額で支払う仕組みで利用ができる。

3-26) 前述の3-2)を参考

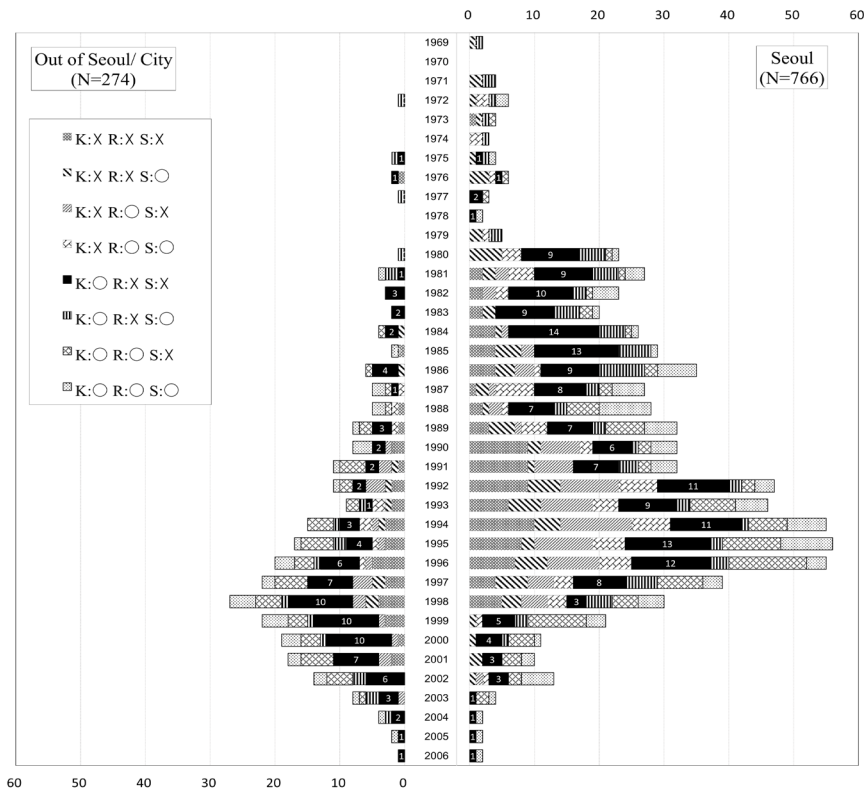


Fig.3-27 考試院の共用空間に関する広告実数の変化(ソウル市とその他の市部) Seoul(N=766) and The other area / City (N=274) ©Contents numerical value

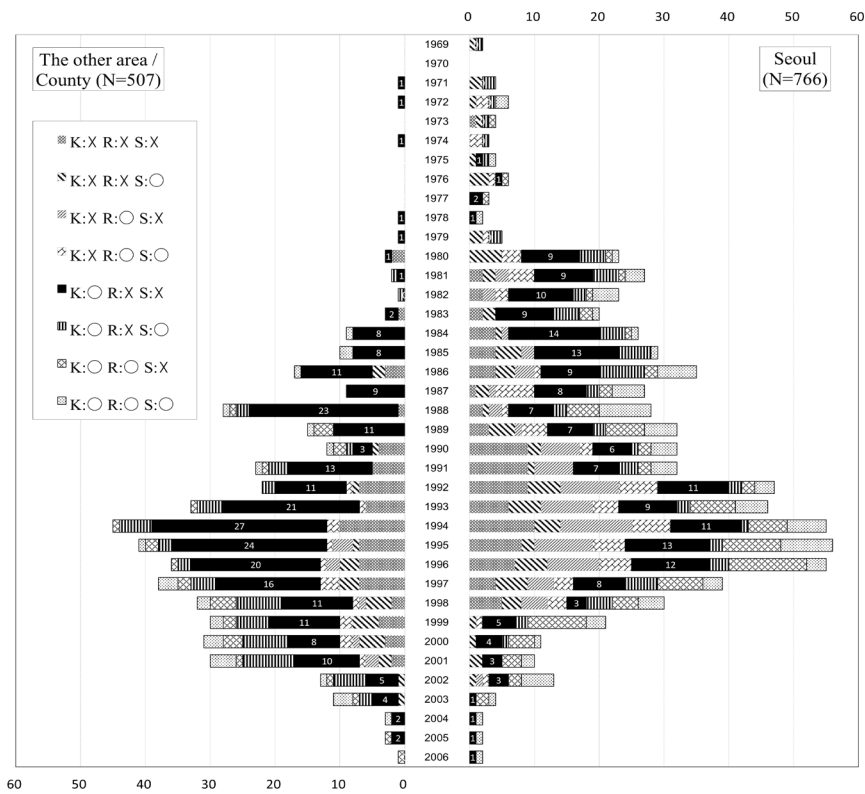


Fig.3-28 考試院の共用空間に関する広告実数の変化(ソウル市とその他の郡部) Seoul(N=766) and The other area / County (N=507) ©Contents numerical value

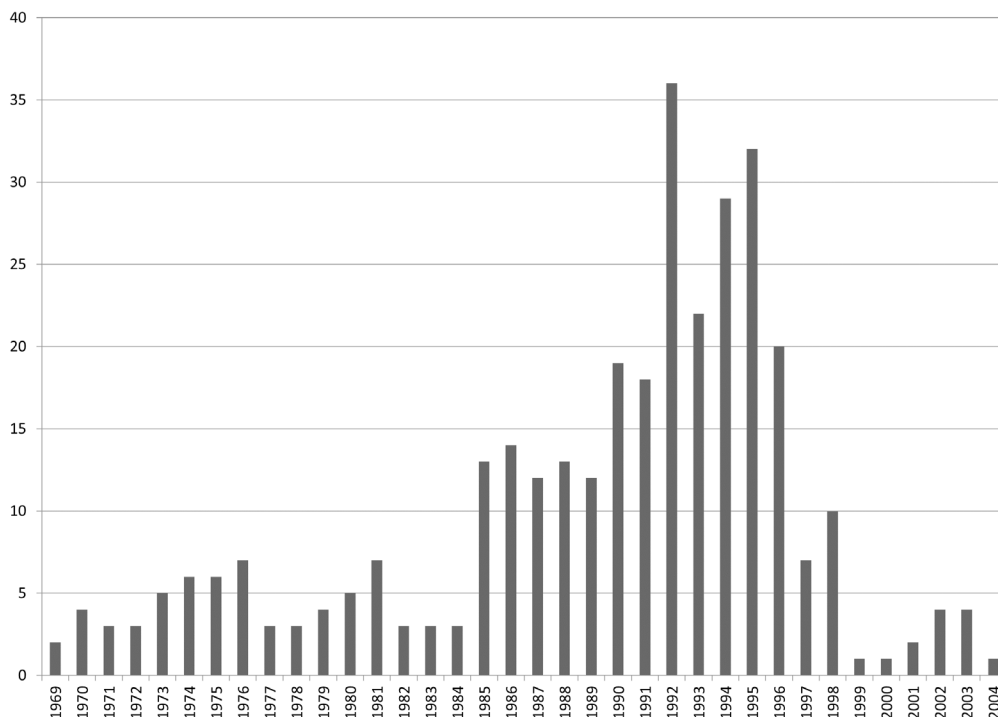


Fig.3-29 考試院の連携施設に関する広告実数(ソウル市内)  
((N=337, ©Contents numerical value)

### 3-5-3. 考試院の居住機能の変遷

韓国で考試院は専有空間として学習や就寝ができる個室と、共有空間として生活のために必要な機能を備えることで成立した。

専有空間としては、登場期にはソウル市以外の地域に所在する施設で個室が設けられたが、1980年代からソウル市内の考試院も「個室化」され、1990年代になると考試院の部屋として個室化が定着した。個室の面積は考試院の所在地により差があり、ソウル市内では約6㎡が平均であったが、ソウル市以外の市では平均約7.3㎡、その他では7.6㎡とソウルより広い部屋が設けられた。

共有空間に関しては、第一期の登場期から「食事・就寝・学習」の機能が考試生活上の重要な要素として挙げられ、共有部として食堂、学習室、シャワー室など受験生活に対する機能を備えるようになった。しかし、1980年代からソウル市内の考試院では、その3つの要素を揃えない考試院がみられた。そして、第二期の確立期ではソウル市内とソウル市以外の市やその他で違いが明確になった。

ソウル市内の考試院では、本来考試院に求められた居住機能が周辺施設との提携によって分担され、各機能に特化した施設が求められるようになった。

考試院の所在地による空間構成と居住機能の違いは、考試院の密集化による周辺施設との関係と、利用者による居住形式の変化が主な要因であると考えられる。

### 3-6. 小結

考試院については、これまで、施設が登場した時期や施設の分布、居住機能の変遷が明らかではなく、過去の施設実態を記録した資料も見られなかった。

本章では、国家公務員採用試験の受験情報誌『考試界』に着目して、掲載広告から考試院の変遷を把握することを試みた。広告内容の変化に注目した理由は、考試院の利用者の需要に応じた施設供給側の意図が見受けれるからである。

具体的には、『考試界』に掲載された考試院に関する施設の広告を史料として、考試院の登場時期から近年までの変遷過程の一端を「考試院の分布・利用者属性・空間構成」の三つの観点から考察した。

本章で明らかになった成果を以下のように年代毎にまとめる。

考試院に関する広告は1966年10月に登場し、1972年には初めて考試院と名付けられた広告が掲載された。1970年代ではソウル市の旧市街地や地方の郡部の考試院の広告が徐々に増加していた。この時期、ソウル市内に所在する考試院の広告では個室を備えない記載が大半を占めたが、ソウル市以外の郡部に所在する考試院では個室を備えたものが多く、現在の形に近い個室を持った考試院が登場し始めたことが分かった。

1980年代から1990年代前半は考試院に関する広告の増加が顕著であった。①年間施設実数でみると、この時期にソウル市内では考試院が旧市街地から漢江以南のエリアや市の境界部まで広がったと思われる。また、この時期にはソウル市内やその他の地域で個室に関する記載が増加しており、専有空間や共用空間の具体的情報も多く見られる。この時期の考試院では、専有空間は所在地によらず個室を備えている施設が大半を占めた。この時期に専有の個室や生活のための共用施設が考試院の空間構成として一般化されたと考えられる。

一方で、施設内の共用空間の構成については、ソウル市内とそれ以外の地域で異なる傾向が現れた。特にソウル市冠岳区などの考試院の密集する地域では、考試院が周辺施設と連携関係を持つことで、考試院利用者の生活と密着した食堂などの施設が考試院の機能を補完する仕組みが広告の記載内容から明らかになった。

1990年代後半からは㊤年間広告延数が減少し、2006年以降では考試院の広告が見られなくなった。㊤年間施設実数は、ソウル市内とその他の郡部では1995年から減少していた。1993年に初めて「会社員の利用可能」という記載が現れ、その後も社会人や単身者を歓迎する広告が増加していた。この時期に単身者や社会人など考試生以外の利用者に募集対象が広まることになり、利用者の変化と共に考試院は本来の学習施設から居住施設へ変容しはじめたと考えられる。

以上のように、本研究では1966年から2006年までのおよそ40年間に渡る『考試界』の広告内容を分析することで、考試院の変遷を明らかにすることができた。その結果、ソウル市内で考試院は考試生を対象にした学習施設として登場したが、生活のための共用施設と個室を設けることで、利用者の変化と共に居住施設に変容された。

次章は、2000年代から増加し続けてきた考試院の施設形態と分布を分析し、現状を利用者の観点から利用実態を把握する。

### 第3章



## 第4章 ソウル市内の考試院密集地における 考試院の分布と施設形態

## 目次

### 4章 ソウル市内の考試院密集地における考試院の分布と施設形態

4-1. はじめに	83
4-1-1. 背景と対象	83
4-1-2. 本章の位置付け	84
4-1-3. 調査の目的と方法	85
4-2. ソウル市における考試院の登録数の分布と変化	86
4-2-1. 行政区別の考試院登録件数の変化	86
4-2-2. 行政区域別の考試院の登録件数	86
4-2-3. 考試院の営業面積からみたソウル市と行政区の特徴	89
4-3. 考試院の営業面積と面積占有率	91
4-3-1. 調査対象と手法	91
4-3-2. 考試院密集地における考試院の営業面積と面積占有率	95
4-3-3. 使用承認年と考試院の営業面積	97
4-3-4. 考試院の施設形態からみた考試院密集地	97
4-4. ソウル市における考試院密集地の特徴	98
4-4-1. 考試院密集地の特定	98
4-4-2. 考試院密集地の基礎情報	98
4-4-3. 考試院密集地における考試院の施設形態と分布	102
4-4-4. 施設形態の分布からみた考試院密集地の特徴	115
4-5. 小結	117

## 4章 ソウル市内の考試院密集地における考試院の分布と施設形態

### 4-1. はじめに

本章ではソウル市内の考試院に対して、定量的データの分析を通じて施設形態を分類し、各考試院密集地における施設形態と分布の違いを比較する。

#### 4-1-1. 背景と対象

韓国消防庁で公開された予防消防行政資料統計<sup>4-1)</sup>によると、2020年現在、韓国には11,605カ所の考試院が登録されており、そのうち約49%がソウル市内に所在している。現在、考試院の利用者は、公務員試験を準備する受験生、いわゆる考試生(コシセン)だけでなく、大学生や低所得労働層などにも利用者が広がっていることが知られている。

多くは4~6㎡の個室群からなる考試院は、劣悪な住環境や防災上の課題から建築計画上で大きな問題を有している一方で、学生や留学生、単身低所得者など約20万人の都市居住者の受け皿として、現にソウル市において利用されている施設であり、この10年あまりで準住宅として法的な整備が進められている<sup>4-2)</sup>。

また、考試村(コシチョン)と呼ばれる考試院の密集地の中には、価格が手頃な食堂や学習施設など、考試院での生活を補完する施設があり、地域全体が一つの生活圏を形成している。このように、考試院は現代における都市居住の一つの形態として固有の居住環境を提供しており、その課題や可能性を検証すべき対象であるにもかかわらず、建築計画的あるいは地域計画的な実態把握は十分に行われてこなかった<sup>4-3)</sup>。

4-1) National Fire Agency, Korea : <http://www.nfa.go.kr/nfa/releaseinformation/statisticalinformation/main/>, accessed 2020.6.10 (in Korean)

4-2) 考試院に関わる法律に関しては第2章の2-3. 考試院に関わる法律規定とその変遷を参照。

4-3) Jaehyuk Jo, Shintaro Yamanaka : A study on the dwelling style of the GOSICHON in Korea-To focus on usage system and life pattern in Noryangjin GOSICHON, in Seoul, pp.2356-2359, Proceedings of the 11th ISAIA, 2016

4-1-2. 本章の位置付け

韓国では2005年以来、考試院の火災事故などの災難に対する建築計画的な研究<sup>4-4)</sup>や、若年単身世帯の居住施設として考試院の位置づけについて論じた社会学的研究<sup>4-5)</sup>、そしてソウル市の考試院分布や立地的特性について論じた都市計画的な研究<sup>4-6)</sup>などが行われている。

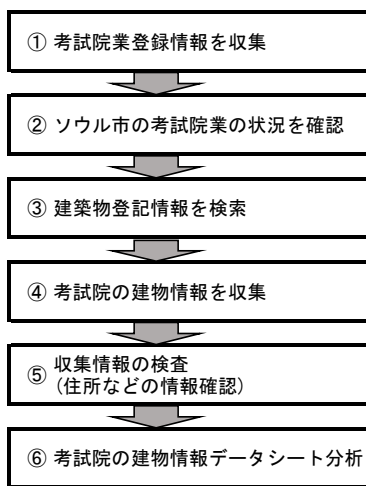
また、洪ら<sup>4-7)</sup>は2009年に住宅法第2条の改正に着目し、単身世帯向けの「都市型生活住宅」の規制緩和により、大学生を含む若年単身世帯を対象とした小規模の住宅がソウル市の大学キャンパス周辺に供給されたことを明らかにし、それらの立地特性などを分析している。

このようにソウル市における考試院を含む若年単身世帯向けの住宅に対する研究が進められているが、2010年の住宅法第2条の改正により準住宅となった考試院の居住機能に関する研究や考試院の利用実態に着目した定量的な研究は見られない。

本章は、考試院の施設分布やその推移、延床面積や床面積の占有率からみた施設形態に着目し、密集地域での考試院の建築的な特徴を明らかにするものである。

Table4-1. 第4章における調査と分析のプロセス

■ 考試院Data search process



②と④の情報不一致の場合

出典	方法	結果
ソウル災難本部	情報公開システムで申請	考試院リストを入手 (2015年登録施設)
考試院リスト (2015年)	施設の住所と営業面積を確認	ソウル市で登録された考試院を確認
考試院リストの住所	建築物台帳閲覧を申請 ( <a href="https://www.gov.kr/portal/main">https://www.gov.kr/portal/main</a> )	建物登記情報を確認
建築物登記情報	DATAクローリング	考試院の建物情報を収集しデータ化
考試院の建物情報データ	②と④の住所を照らし合わせる	住所が一致しない場合は③再検索をする
考試院の建物情報データシート	営業面積、面積占有率、使用承認年などを分析	住所を基に施設形態、使用承認年などを比較する

4-4) Park, H. J. and Shin, D. C. : A Study on Fire Safety Regulatory Codes for Boarding Occupancy Facilities used as KOSIWON through an Investigation to the Yong-In KOSIWON's Fire Case of with Global Fire Performance Codesystem, Journal of Architectural Institute of Korea, 24(12), pp.329-335, 2008 (in Korean)

4-5) Jung, M. W. : Questioning the Meaning of Normative 'Home': Youth Experience Living in GOSIWON. Korean Journal of Sociology, 45(2), pp.130-175, 2011 (in Korean)

4-6) Shin, S. Y. : Current State and Policy Directions for Quasi-Housing Establishments in Seoul, Seoul Development Institute, 2010 (in Korean)

4-7) 洪銅基,坂井猛,ブラサンナ デイビガルビティヤ : ソウル市の大学キャンパス周辺における単身者向け集合住宅の立地特性に関する研究,日本建築学会計画系論文集,第83巻,第752号,pp. 1939-1947, 2018. 10

## 4-1-3. 調査の目的と方法

本章では、考試院や考試院の密集地についての建築計画的あるいは地域計画的な観点から基礎的知見を得ることを目的に、現在のソウル市における考試院の分布の推移や床面積に着目した施設形態の特徴や考試院密集地における立地的特性について、以下のように分析する。

まず、ソウル市内に登録されている考試院の情報(以下、考試院リスト)<sup>4-8)</sup>を基に、施設登録数の推移や分布、考試院の営業面積<sup>4-9)</sup>について行政区や行政区域別に比較する。

そして、考試院リストと公開されている建物登記情報(以下、建築物台帳)<sup>4-10)</sup>を照合して考試院の営業面積と面積占有率を算定し、6つの考試院密集地における考試院の施設形態的な特徴や建築物台帳に記載された使用承認年と営業面積の関係を明らかにする。

また、GIS<sup>4-11)</sup>を用いた施設プロット図と現地調査を基に、各考試院密集地での施設分布や施設規模、施設利用者などの特徴を概観する。

小結では、これらの分析を総括して本章で行った分析の成果を明らかにする。

4-8) ソウル市内で考試院業として登録されている考試院の情報は、毎年ソウル災難本部<sup>11)</sup>により作成・管理されている。本稿ではこれを考試院リストと呼ぶ。考試院リストには、登録された考試院の「名称」、「住所」、「考試院の営業面積」などが記載されている。尚、考試院リストでは、個人情報に当たる詳細な住所や営業面積は公開されていないが、2015年の考試院リストに限り、ソウル災難本部より研究目的での使用を認められている。本稿では、それを元に考試院の所在地のプロットや営業面積の抽出を行なっている。

4-9) 考試院リストに記載される「考試院の営業面積」は、建物の中で考試院の用途として運営されている延床面積を指し、建物内の他用途施設の面積や共用の階段室と機械室などの面積は除外する。考試院の営業面積は多衆利用業所法第7条によって、考試院業の登録手続きの際に、消防設備や避難安全装置などの設置状況と共に消防庁への提出が求められている。本稿の第3章で取り上げる考試院の営業面積については、考試院リストを基に、建築物台帳の用途別面積と照合して、面積が一致する情報のみを分析の対象としている。

4-10) 建築物台帳では、建物の敷地・構造・用途・階数・床面積・使用承認年などの情報が公開されている。なお、この台帳は随時更新されており過去の台帳は閲覧できない。本稿では2019年の建築物台帳を使用している。

4-11) GISとは、Geographic Information System の略称で日本語では地理情報システムと訳されます。本研究では、QGIS(<https://www.qgis.org/en/site/>)を用いて情報分析を行った。

## 4-2. ソウル市における考試院の登録数の分布と変化

### 4-2-1. 行政区別の考試院登録件数の変化

Table4-2<sup>4-12)</sup>に示すように、ソウル市における2010年から2015年までの考試院の登録件数の変化をみると、2010年以降、考試院の登録件数はソウル市の全ての行政区（25区）で増加し続けている。

中でも、道峰区(ドボング)・江北区(ガンブク)・衿川区(グンチョング)の増加が著しいが、いずれもソウル市全体では1~3%程度にとどまっている。

一方で、ソウル市25区の中でも冠岳区(クァナグ)・銅雀区(トンジャグ)・江南区(カンナグ)・東大門区(ドンデムング)・永登浦区(ヨンドンポグ)・西大門区(ソデムング)に所在する考試院の登録件数が、上位を占めており、その6つの行政区では考試院数の合計が2010年から2015年までソウル市全体の登録件数の約50%を占めている。

2010年以降考試院の登録件数の増加数が100件を上回る衿川区・城北区(ソンブグ)・江北区に注目してみると、衿川区は冠岳区と永登浦区に隣り合う区であり、城北区と江北区は東大門区に隣接している。

また、Fig. 4-1で示すように、5年間で考試院の登録件数の増加率が100%を上回る行政区はソウル市の周縁部に位置していることが分かる。

つまり、2010年から2015年にかけて、ソウル市内の考試院は冠岳区・銅雀区・江南区・東大門区・永登浦区・西大門区の周辺に広がっていったと考えられる。

### 4-2-2. 行政区域別の考試院の登録件数

ソウル市の行政区域ごとの考試院の登録数を2015年の考試院リストを用いてFig. 4-1に示す。

(A)冠岳区では新林洞(シンリンドン)、(B)銅雀区では鷺梁津洞(ノリャンジンドン)、(C)江南区では駅三洞(ヨクサンドン)、(D)東大門区では里門洞(イムンドン)、(E)永登浦区では永登浦洞(ヨンドンポドン)、(F)西大門区では滄川洞(チャンチョンドン)に考試院の数が多いことが分かった。

中でも新林洞には、ソウル市全体の約12.4%の考試院が所在し、登録数が最も多かった。特に、新林洞や鷺梁津洞は一般に考試村と呼ばれる地域である。

4-12) 2010年から2015年までの考試院リストを基に著者らが作成。2014年についてはリストの提供を受けられなかったため、除外する。

Table4-2. ソウル市各行政区における考試院の登録件数の変化

District	Number of Gosiwon					Numerical change (2010/2015)	Rate of Changes (2010/2015)
	2010	2011	2012	2013	2015		
Gwanak-gu (冠岳区)	652 (17%)	810 (17%)	942 (16%)	997 (16%)	1037 (17%)	385	59%
Dongjak-gu (銅雀区)	373 (9%)	426 (9%)	472 (9%)	505 (8%)	514 (8%)	141	38%
Gangnam-gu (江南区)	295 (8%)	333 (7%)	393 (7%)	431 (7%)	468 (8%)	173	59%
Dongdaemun-gu (東大門区)	214 (5%)	269 (5%)	338 (6%)	360 (6%)	365 (6%)	151	71%
Yeongdeungpo-gu (永登浦区)	171 (4%)	236 (5%)	304 (5%)	320 (5%)	291 (5%)	120	70%
Seodaemun-gu (西大門区)	206 (5%)	230 (5%)	266 (5%)	281 (5%)	275 (4%)	69	33%
Seocho-gu (瑞草区)	200 (5%)	238 (5%)	259 (5%)	275 (4%)	273 (4%)	73	37%
Songpa-gu (松坡区)	194 (5%)	220 (4%)	239 (4%)	256 (4%)	256 (4%)	62	32%
Seongbuk-gu (城北区)	140 (4%)	221 (5%)	297 (5%)	315 (5%)	245 (4%)	105	75%
Gwangjin-gu (広津区)	175 (4%)	214 (4%)	212 (4%)	214 (3%)	235 (4%)	60	34%
Jongno-gu (鍾路区)	144 (4%)	160 (3%)	173 (3%)	177 (3%)	209 (3%)	65	45%
Gangdong-gu (江東区)	138 (4%)	173 (4%)	187 (3%)	192 (3%)	203 (3%)	65	47%
Mapo-gu (麻浦区)	149 (4%)	183 (4%)	196 (3%)	191 (3%)	198 (3%)	49	33%
Geumcheonu (衿川区)	68 (2%)	96 (2%)	148 (3%)	176 (3%)	181 (3%)	113	166%
Guro-gu (九老区)	80 (2%)	126 (3%)	137 (2%)	172 (3%)	170 (3%)	90	113%
Jung-gu (中区)	121 (3%)	126 (3%)	146 (3%)	149 (2%)	170 (3%)	49	40%
Seongdong-gu (城東区)	98 (2%)	102 (2%)	131 (2%)	141 (2%)	158 (3%)	60	61%
Gangbuk-gu (江北区)	56 (1%)	95 (2%)	127 (2%)	135 (2%)	156 (3%)	100	179%
Gangseo-gu (江西区)	86 (2%)	144 (3%)	178 (3%)	191 (3%)	152 (2%)	66	77%
Jungnang-gu (中浪区)	60 (2%)	84 (2%)	134 (2%)	152 (2%)	150 (2%)	90	150%
Eunpyeong-gu (恩平区)	68 (2%)	104 (2%)	123 (2%)	132 (2%)	144 (2%)	76	112%
Nowon-gu (蘆原区)	97 (2%)	113 (2%)	134 (2%)	141 (2%)	137 (2%)	40	41%
Yangcheon-gu (陽川区)	58 (1%)	84 (2%)	103 (2%)	106 (2%)	103 (2%)	45	78%
Dobong-gu (道峰区)	25 (1%)	49 (1%)	71 (1%)	77 (1%)	75 (1%)	50	200%
Yongsan-gu (龍山区)	60 (2%)	61 (1%)	67 (1%)	71 (1%)	75 (1%)	15	25%
<b>Seoul city</b>	3928	4897	5777	6157	6240	2312	59%

第4章

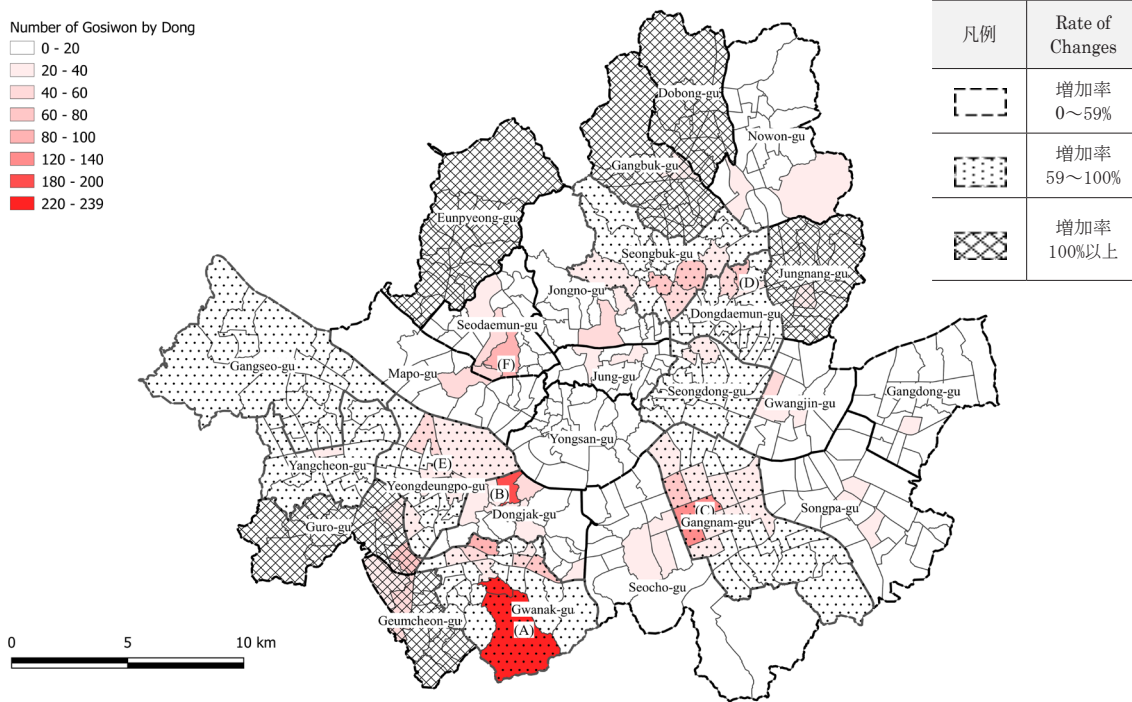


Fig.4-1 ソウル市各行政区における考試院の登録件数と変化(2015)  
 ※ソウル災難本部からの考試院リストを基に著者が作成

Table4-3. ソウル市の上位6つの行政区域における考試院の登録件数

Distriect by gu (行政区)	District by dong (行政洞)	Number of Gosiwon (%)
Gwanak-gu (冠岳区)	(A) Sillim-dong (新林洞)	772 (12.4%)
Dongjak-gu (銅雀区)	(B) Noryangjin-dong (鷺梁津洞)	214 (3.3%)
Gangnam-gu (江南区)	(C) Yeoksam-dong (駅三洞)	169 (2.7%)
Seodaemun-gu (西大門区)	(F) Changcheon-dong (滄川洞)	94 (1.5%)
Yeongdeungpo-gu (永登浦区)	(E) Yeongdeungpo-dong (永登浦洞)	79 (1.2%)
Dongdaemun-gu (東大門区)	(D) Imun-dong (里門洞)	73 (1.2%)



## 4-2-3. 考試院の営業面積からみたソウル市と行政区の特徴

## 1) ソウル市の考試院営業面積

2015年の考試院リストに登録されていた6,240件のうち、考試院の営業面積が確認できる5,887件について100㎡ごとの分布をFig. 4-2に示す。考試院の営業面積の平均は389.24㎡であった。

300㎡以上400㎡未満の考試院が1,441件（24.5%）と最も多い。次いで200㎡以上300㎡未満が1,406件（23.9%）、400㎡以上500㎡未満が851件（14.5%）、100㎡以上200㎡未満が779件（13.2%）であった。200㎡以上400㎡未満の登録数は、全体の半数近い48.4%（2,847件）、500㎡未満の登録数は4,564件で全体の77.5%占めており、比較的小規模な考試院が多いことが分かる。

一方、500㎡以上1,000㎡未満は1,228件（20.9%）、1,000㎡以上の考試院は95件（1.6%）であり、概ね施設の規模が大きくなるにつれて登録件数が少なくなっていることがわかる。

## 2) ソウル市各行政区別の考試院営業

考試院の規模について、所在地による違いを確認するため、考試院リストの住所情報を基に考試院の登録件数の多い6つの行政区（冠岳区・銅雀区・江南区・東大門区・永登浦区・西大門区）に対して考試院の営業面積を比較した。

その結果、Table4-4で示すように冠岳区では300㎡以上から500㎡未満が多く、ソウル市全体と同様な傾向であることがわかった。

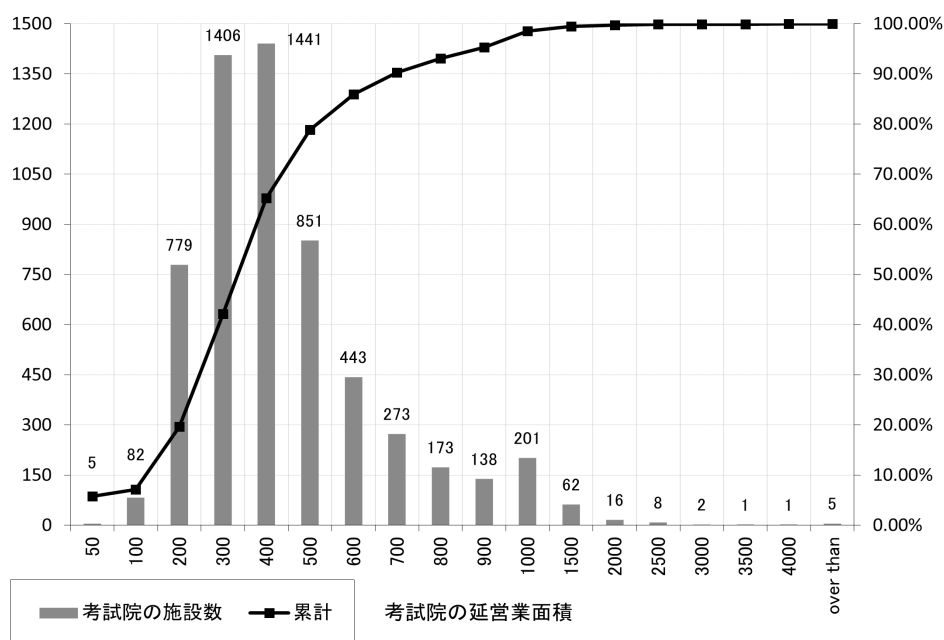


Fig.4-2 ソウル市に登録された考試院の営業面積(2015年の考試院リストから著者が作成)

#### 第4章

また、冠岳区と銅雀区では営業面積が500㎡以上の比較的大規模の考試院が多数確認できる。中では営業面積が1,000㎡を超える施設が21件(5%)で、ソウル市全の95件(2%)に比べて比率が高い。

一方で、江南区や東大門区、永登浦区、西大門区では考試院の営業面積が500㎡未満の比較的小規模の施設が多いことがわかった。

第2章の法令の規定内容に基づいて各密集地毎の考試院の規模を見ると、営業面積1,000㎡を超える大規模の施設が多い冠岳区や銅雀区では、2009年以前からの施設が多いことと、500㎡未満の小規模施設が多い地区は、2009年以降の施設が多いことが推測できる。

Table4-4. ソウル市と行政区別の考試院の営業面積 (2015)

営業面積	ソウル市 (比率)	冠岳区 (比率)	銅雀区 (比率)	江南区 (比率)	東大門区 (比率)	永登浦区 (比率)	西大門区 (比率)
50㎡未満	5 (0%)	1 (0%)	1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0%)	0 (0%)
50以上 100㎡未満	82 (1%)	5 (0%)	9 (2%)	6 (1%)	4 (1%)	4 (1%)	2 (1%)
100以上 200㎡未満	779 (12%)	94 (9%)	56 (11%)	50 (11%)	32 (9%)	36 (12%)	55 (20%)
200以上 300㎡未満	1406 (23%)	190 (18%)	110 (21%)	107 (23%)	77 (21%)	52 (18%)	78 (28%)
300以上 400㎡未満	1441 (23%)	227 (22%)	89 (17%)	123 (26%)	79 (22%)	56 (19%)	50 (18%)
400以上 500㎡未満	851 (14%)	179 (17%)	71 (14%)	52 (11%)	51 (14%)	46 (16%)	34 (12%)
500以上 600㎡未満	443 (7%)	108 (10%)	61 (12%)	35 (7%)	22 (6%)	23 (8%)	12 (4%)
600以上 700㎡未満	273 (4%)	80 (8%)	37 (7%)	10 (2%)	11 (3%)	13 (4%)	9 (3%)
700以上 800㎡未満	173 (3%)	51 (5%)	17 (3%)	5 (1%)	6 (2%)	14 (5%)	4 (1%)
800以上 900㎡未満	138 (2%)	35 (3%)	17 (3%)	6 (1%)	5 (1%)	9 (3%)	4 (1%)
900以上 1000㎡未満	201 (3%)	29 (3%)	21 (4%)	3 (1%)	3 (1%)	24 (8%)	7 (3%)
1000以上 1500㎡未満	62 (1%)	16 (2%)	17 (3%)	3 (1%)	5 (1%)	2 (1%)	1 (0%)
1500以上 2000㎡未満	16 (0%)	6 (1%)	3 (1%)	0 (0%)	1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
2000以上 2500㎡未満	8 (0%)	1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (1%)	1 (0%)	1 (0%)
2500以上 3000㎡未満	2 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
3000以上 3500㎡未満	1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
3500以上 4000㎡未満	1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0%)
4000㎡以上	5 (0%)	0 (0%)	1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0%)	0 (0%)
不明	353 (6%)	15 (1%)	4 (1%)	68 (15%)	66 (18%)	9 (3%)	17 (6%)
合計	6240 (100%)	1037 (100%)	514 (100%)	468 (100%)	365 (100%)	291 (100%)	275 (100%)

### 4-3. 考試院の営業面積と面積占有率

#### 4-3-1. 調査対象と手法

ソウル市内の考試院には、専用の建物と他の用途と併用された建物が見られる<sup>4-13)</sup>。これらの地域差を明らかにするため、Table4-3で示した考試院の登録数が多い6つの行政区について、最も登録数の多い行政区域（洞）（以下、「考試院密集地」と呼ぶ）を対象として、行政区域における考試院の含まれる建物の延床面積に対する考試院の営業面積の比を調査した。

考試院リストには考試院の営業面積は記載されているが、建物の延床面積は記載されていない。そのため本調査では、6つの考試院密集地に登録された考試院1,401件について、その登録住所をもとに公開されている住所地の建築物台帳と照合し、台帳の用途に考試院の記載があった921件<sup>4-14)</sup>を対象に、建物の使用許可を得た年（以下、使用承認年）<sup>4-15)</sup>及び建物の延床面積を抽出した。

そこから、建物の延床面積に対する考試院の営業面積の百分率（以後、「考試院の面積占有率」と呼ぶ）を計算した。本研究では、便宜的に延床面積の7/8以上を考試院の床面積が占める場合を、「専用施設 (Exclusive type)」、7/8未満の場合を「併用施設 (Complex type) とする<sup>4-16)</sup>。

#### 1) 各行政地区における考試院の営業と建物の延床面積

上記の分析の結果をFig. 4-3, Fig. 4-4の(A)～(F)に示す。

#### 2) 各行政地区における考試院の営業面積と施設形態

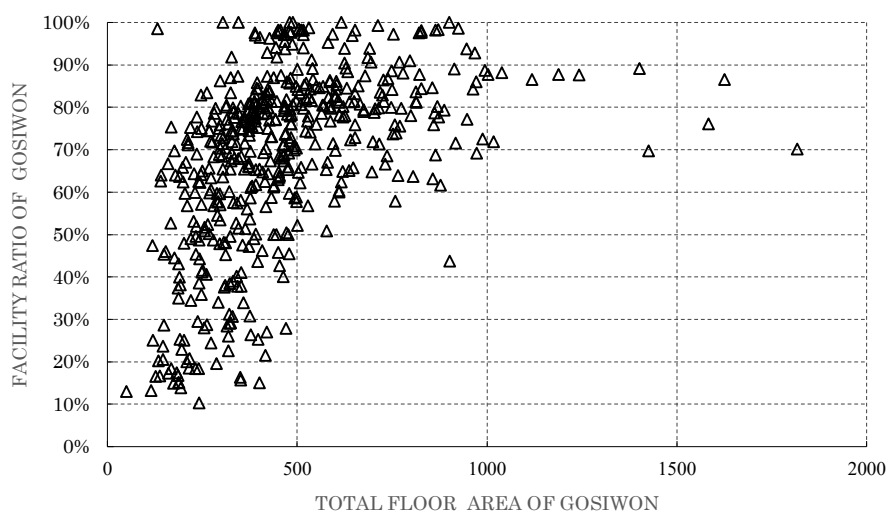
上記の分析の結果をTable4-5. 及びTable4-6. として示す。

4-13) ソウル歴史博物館により、ソウル市冠岳区新林洞一帯の考試院を対象にした調査報告書(前述の1-22)を参考)では、建物の一部を考試院として運営する施設と、建物全体が考試院である施設に関する記載がみられるが、その用語に関する規定はされていない。

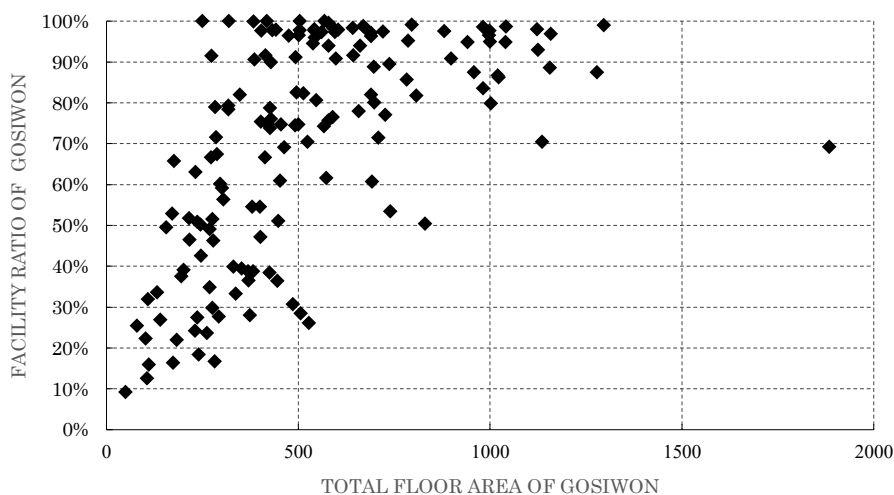
4-14) 本研究では、2015年の考試院リストと2019年の建築物台帳を照合し、住所と営業面積（用途別面積）が一致する921件を同一の考試院であると仮定して分析を行なった。

4-15) 韓国の建築法第22条により、建築物の工事が完了されたあと、その建築物を使用するためには、建築主から該当の行政に竣工報告と一定の書類を提出し、使用承認を得ることが求められている。そして、使用承認を得た建築物は建築物台帳に記載され、登記情報が管理される。本稿では建築物台帳に記載されている使用承認日から考試院の建てられた時期を分析した。2011年以降に使用承認の許可を得た500㎡以上の考試院で、新林洞、里門洞、永登浦洞に所在する13件は、2010年又は2011年に建築許可を得たもので、建築法による用途及び面積の規定は、建築許可を得た当時から変更がない限り使用承認を得ることができる。

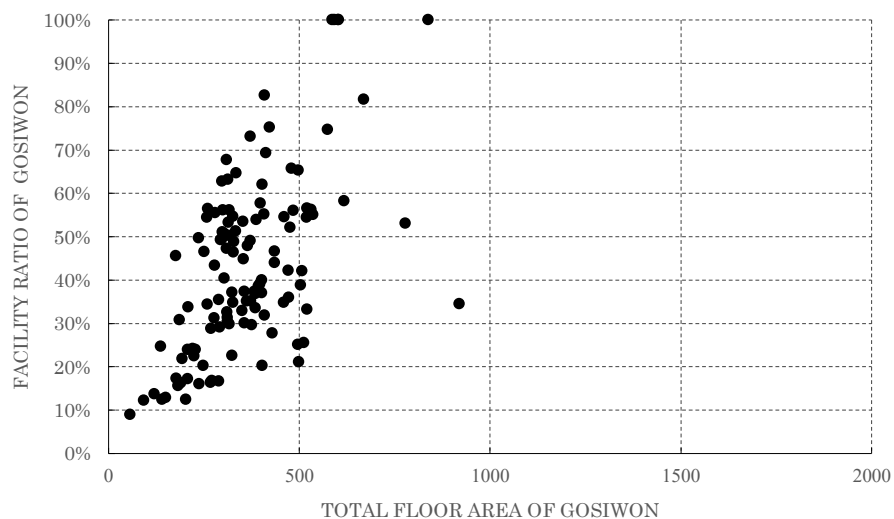
4-16) 韓国の建築法では、機械や階段室などの共用部は延床面積の1/8まで容積対象面積に参入されない。



(A) 新林洞における考試院の營業面積と建物延床面積 (N=509)

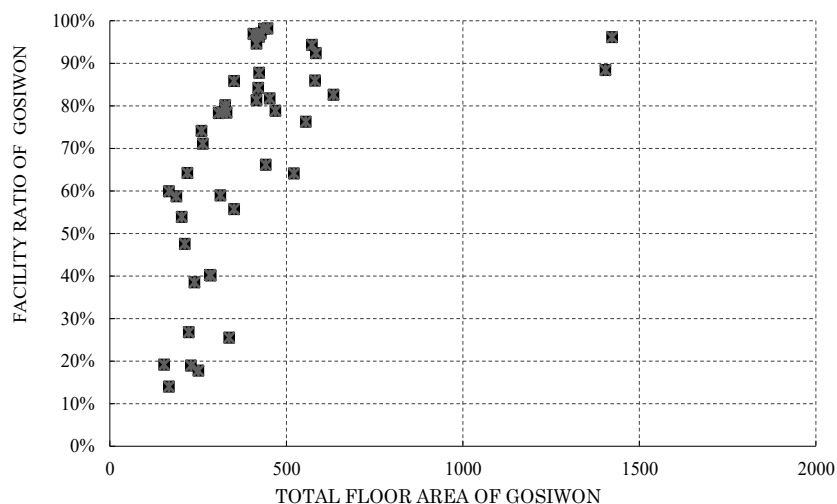


(B) 鷺梁津洞における考試院の營業面積と建物延床面積 (N=149)

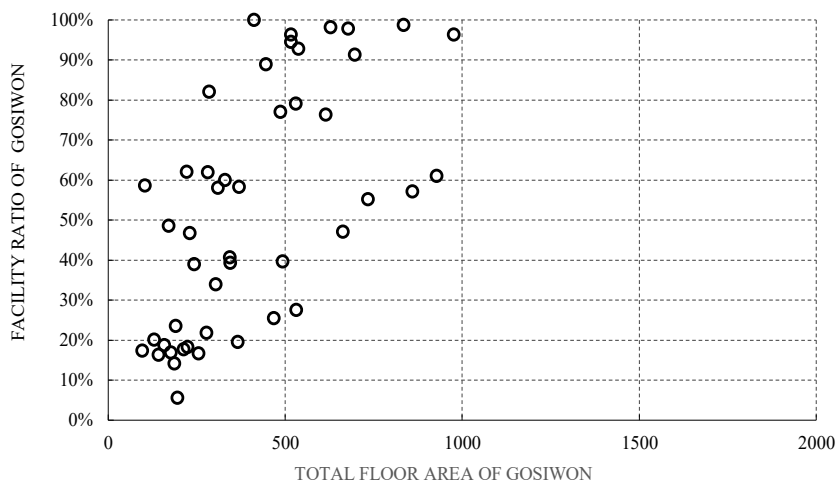


(C) 駅三洞における考試院の營業面積と建物延床面積(N=119)

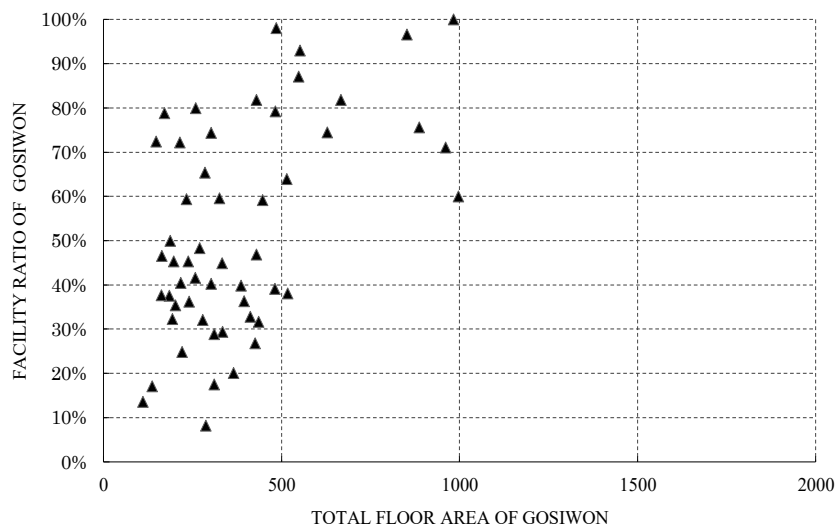
Fig.4-3 ソウル市の各地区における考試院の營業面積と面積占有率-1



(D) 里門洞における考試院の營業面積と建物延床面積 (N=45)



(E) 永登浦洞における考試院の營業面積と建物延床面積 (N=46)



(F) 滄川洞における考試院の營業面積と建物延床面積 (N=53)

Fig.4-4 ソウル市の各地区における考試院の面積と面積占有率-2

Table4-5. ソウル市と行政地区別の考試院の營業面積と施設形態

District-dong	Sillim-dong (A)		Noryangjin-dong (B)		Yeoksam-dong (C)		Imun-dong (D)		Yeongdeungpo-dong (E)		Changcheon-dong (F)		Total	
	Complex	Exclusive	Complex	Exclusive	Complex	Exclusive	Complex	Exclusive	Complex	Exclusive	Complex	Exclusive		
Average of Building total floor area	715.86㎡		706.88㎡		1241.29㎡		611.00㎡		825.15㎡		773.06㎡			
Average of Gosiwon total floor area	464.09㎡		525.85㎡		360.30㎡		399.40㎡		401.37㎡		430.95㎡			
Type of Facility	Less than 500㎡	less than 100㎡	0	0	2 (2%)	0	0	0	1 (2%)	0	0	0	0	
		100㎡~ less than 200㎡	37 (7%)	1 (0%)	12 (8%)	0	10 (8%)	0	4 (9%)	9 (20%)	0	10 (19%)	0	
		200㎡~ less than 300㎡	79 (16%)	0	23 (15%)	2 (1%)	28 (24%)	0	11 (24%)	9 (20%)	0	13 (25%)	0	
	500㎡~1000㎡	300㎡~ less than 400㎡	113 (22%)	5 (1%)	14 (9%)	3 (2%)	39 (33%)	0	9 (20%)	7 (15%)	0	10 (19%)	0	
		400㎡~ less than 500㎡	89 (17%)	19 (4%)	17 (11%)	8 (5%)	22 (18%)	0	5 (11%)	3 (7%)	2 (4%)	8 (15%)	1 (2%)	
		500㎡~ less than 600㎡	41 (8%)	12 (2%)	9 (6%)	14 (9%)	9 (8%)	2 (2%)	3 (7%)	2 (4%)	3 (7%)	3 (6%)	1 (2%)	
	More than 1000㎡	600㎡~ less than 700㎡	31 (6%)	10 (2%)	4 (3%)	9 (6%)	2 (2%)	1 (2%)	2 (4%)	2 (4%)	3 (7%)	2 (4%)	0	
		700㎡~ less than 800㎡	21 (4%)	6 (1%)	4 (3%)	4 (3%)	1 (1%)	0	0	1 (2%)	0	1 (2%)	0	
		800㎡~ less than 900㎡	14 (3%)	6 (1%)	2 (1%)	2 (1%)	0	1 (1%)	0	1 (2%)	1 (2%)	0	1 (2%)	
	Range of Gosiwon total floor area	900㎡~ less than 1000㎡	7 (1%)	6 (1%)	1 (1%)	6 (4%)	1 (1%)	0	0	1 (2%)	1 (2%)	2 (4%)	1 (2%)	
		1000㎡~ less than 1500㎡	3 (1%)	5 (1%)	5 (3%)	7 (5%)	0	0	0	0	0	0	0	
		1500㎡~ less than 2000㎡	3 (1%)	0	1 (1%)	0	0	0	0	0	0	0	0	
2000㎡~ less than 2500㎡		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2500㎡~ less than 3000㎡		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
Total number of each Type		439 (86%)	70 (14%)	94 (63%)	55 (37%)	114 (96%)	5 (4%)	33 (73%)	12 (27%)	36 (78%)	10 (22%)	49 (92%)	4 (8%)	
Total number of Gosiwon	509		149		119		45		46		53		921	

## 4-3-2. 考試院密集地における考試院の營業面積と面積占有率

Fig. 4-3、Fig. 4-4とTable4-5で示すように、考試院の營業面積は各洞で200㎡～600㎡の区間の分布が多くみられ、ソウル市全体の様子と同様であったが、考試院の面積占有率は考試院密集地ごとに分布の特徴が異なっている。

考試院の登録数が最も多い新林洞(A)では、考試院の營業面積が300㎡～500㎡程度で考試院の面積占有率が70～80%の建物が多い。この区域では、500㎡未満の小規模で占有率は高くない施設形態が多いが、500㎡以上の考試院専用の施設形態も多数見られる。

一方で、鷺梁津洞(B)では、考試院の面積占有率が90%以上で、考試院の營業面積が500㎡～700㎡及び1,000㎡程度の建物が多い。すなわち、この区域では、考試院専用で規模が大きい施設形態が多く見られることから、2009年あるいは2011年以前に營業が開始された施設が多いことがわかる。

駅三洞(C)では、新林洞と同様に考試院の營業面積が300㎡～500㎡が多いものの、考試院の面積占有率については30～50%が多かった。すなわち、この区域では他の用途を主とした建物の一部に小規模な考試院が含まれている施設が多いことがわかる。

里門洞(D)と永登浦洞(E)では、考試院の營業面積が400㎡～600㎡で面積占有率が80%以上と、考試院の營業面積が200～300㎡で面積占有率が30%以下に施設形態が分かれた。

滄川洞(F)では、考試院の營業面積が200～500㎡程度で面積占有率が30%～50%の施設が多かった。

また、永登浦洞(E)と滄川洞(F)では、考試院の營業面積が500㎡～1,000㎡の施設が多く、2011年以前に開業した施設が多いことがわかる。

なお、6つの考試院密集地の併用施設については、考試院の營業面積500㎡以上が178件(23%)であるのに対して、500㎡未満は587件(77%)であり、小規模の施設が大半を占めていた。一方、専用施設(Exclusive type)は營業面積500㎡以上が107件(69%)であり、併用施設(Complex type)に比べ大規模の施設が多い傾向が見られた。

Table4-6. ソウル市と行政地区別の考試院の營業面積と承認年度

District-dong	Sillim-dong (A)			Noryangjin-dong (B)			Yeoksam-dong (C)			Imun-dong (D)			Yeongdeungpo-dong (E)			Changcheon-dong (F)														
	Less than 500 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup> ~1000 m <sup>2</sup>	More than 1000 m <sup>2</sup>	Less than 500 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup> ~1000 m <sup>2</sup>	More than 1000 m <sup>2</sup>	Less than 500 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup> ~1000 m <sup>2</sup>	More than 1000 m <sup>2</sup>	Less than 500 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup> ~1000 m <sup>2</sup>	More than 1000 m <sup>2</sup>	Less than 500 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup> ~1000 m <sup>2</sup>	More than 1000 m <sup>2</sup>	Less than 500 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup> ~1000 m <sup>2</sup>	More than 1000 m <sup>2</sup>												
Year of Completion approval 使用承認年	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬												
1960	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
1961~1970	1	-	-	9	1	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-												
1971~1980	10	2	-	5	1	-	4	-	-	2	-	-	4	-	-	1	-	-												
1981~1990	34	-	-	21	2	1	41	6	2	3	1	-	8	-	-	11	-	-												
1991~2000	116	9	27	21	3	4	27	3	2	4	-	-	6	-	-	12	-	2												
2001~2005	54	5	50	6	6	12	20	6	2	1	2	-	2	-	1	1	2	-												
2006	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
2007	3	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1												
2008	-	-	-	-	-	4	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
2009	5	-	1	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-												
2010	33	4	17	-	-	1	2	-	-	4	-	1	-	2	1	1	4	7												
2011	30	6	10	4	-	1	-	-	-	7	8	-	-	-	4	3	3	1												
2012	15	1	3*	-	-	-	2	-	-	2	-	2*	-	1	-	-	-	-												
2013	9	-	1*	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-												
2014	2	-	1*	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
2015	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-												
2016	5	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-												
2017	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-												
2018	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
Unhown 年度不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-												
Total number of each type	319	25	114	40	6	5	68	13	20	35	6	7	101	-	13	5	29	8	4	2	-	2	29	2	7	8	41	1	8	3
Total number of Gosiwon	509						149						119						46						58					



### 4-3-3. 使用承認年と考試院の営業面積

6つの考試院密集地に対して考試院の営業面積を500㎡未満、500㎡以上1,000㎡未満、1,000㎡以上に分類し、さらに併用施設(Cm)と専用施設(Ex)に区分した。これらを基に使用承認された施設の推移をTable. 4-6に示す。

営業面積1,000㎡以上の考試院は合計26件であり、全てが2005年以前に承認されている。この規模の施設は主に新林洞(A)と鷺梁津洞(B)に所在している。営業面積500㎡以上1,000㎡未満の考試院は合計259件であり、そのうち246件(95%)が2011年以前に承認されている。この規模の施設も80%以上が新林洞(A)と鷺梁津洞(B)に所在している。

一方、営業面積500㎡未満の考試院は合計636件で最も多い。これらは2005年以前に承認されたものが多いが、建築法施行令別表1の改正により、考試院の面積規定が定められた2009年以降に承認された施設も各考試院密集地で確認できる。

全体的な傾向として2005年以前に使用承認を受けた施設は648件(70%)と多いが、面積規定が定められた2009年や2011年の前後の2008年から2012年の5年間で使用承認を受けた施設は225件(24%)であり、中でも新林洞(A)、里門洞(D)、永登浦洞(E)、滄川洞(F)で使用承認を受ける施設が急増していた。

2012年からは全体的に減少傾向転じており、2013年以降に使用承認を受けた32件の施設については、29件(91%)が営業面積500㎡未満(S)の併用施設(Cm)であった。

なお、営業面積が500㎡以上で2011年以降に使用承認が得られた考試院(Table4-6. の\*印)<sup>4-17)</sup>が、新林洞(A)、里門洞(D)、永登浦洞(E)に所在しているが、建築物台帳によると、この13件は全て2011年以前に建築許可を得ていた。

### 4-3-4. 考試院の施設形態からみた考試院密集地

ソウル市内の考試院密集地全体の合計921件のうち、併用施設は765件(83%)で、専用施設の156件(17%)を大幅上回っていた。そして、営業面積500㎡以上の比較的大規模の施設は、新林洞(A)に165件(58%)と鷺梁津洞(B)に68件(24%)が存在しており、全体の8割以上が新林洞(A)と鷺梁津洞(B)に集中していることが分かった。全体的に、500㎡以上の施設は1991年から2012年まで264件が使用承認され、各密集地で増加していた。その後、2013年以降に使用承認された32件の内29件(91%)は500㎡未満の併用施設であった。つまり、考試院の営業面積に関わる建築法の改正により施設規模が縮小されており、全体的に増加が抑制されたことが分かった。

4-17) 2011年以降に使用承認の許可を得た500㎡以上の考試院で、新林洞、里門洞、永登浦洞に所在する13件は、2010年または2011年に建築許可を得たもので、建築法による用途及び面積の規定は、建築許可を得た当時から変更がない限り使用承認を得ることができる。

#### 4-4. ソウル市における考試院密集地の特徴

ソウル消防災難本部から提供された、2015年度ソウル市登録の考試院情報データから、GISを利用して考試院の位置を地図上にプロットした分布をFig. 4-5とFig. 4-6に示す。ここでは考試院の分布を行政区域別に数え、考試院の数が多い区域を濃い色で示している。また、カーネル密度分析を用いて考試院の密集するエリアとその行政区を示す。その結果、考試院はソウル市内ほぼ全域に分布しているが、中でもいくつかの特定の場所に密集していることが分かる。

##### 4-4-1. 考試院密集地の特定

調査対象を、考試院の密集地のうちFig. 4-5に示す6つのエリア(A~F)とする。ソウル市内の6つの考試院密集地における考試院の分布の様子と立地条件について、全体的な分布の様子や交通状況などが分かる広域図(縮尺1/20,000)と、エリア内における考試院の距離や形態などが分かる部分図(縮尺1/5,000)を示し、それぞれの密集地の特徴を記述する。

冠岳区では新林洞のソウル大学周辺(A)に、銅雀区では鷺梁津洞の鷺梁津駅周辺(B)に、江南区では駅三洞の地下鉄江南駅と駅三駅周辺(C)に考試院が密集している。また、東大門区では里門洞の慶熙大学などの大学や回基駅周辺(D)に、永登浦区では永登浦洞の永登浦駅周辺(E)に、西大門区では滄川洞の延世大学などの大学や地下鉄駅周辺(F)に考試院が多く分布している。

ソウルで考試院の登録が最も多いのは冠岳区と銅雀区である。冠岳区では新林洞(シンリムドン)一帯に、銅雀区では鷺梁津洞(ノリャンジンドン)一帯に考試院が集中している。考試院の分布図から、区内で特に密集しているエリアを6ヶ所抽出し、法政洞及び行政洞の区域ごとTable4-7.に示す。

##### 4-4-2. 考試院密集地の基礎情報

Table4-7で示すように、各考試院密集地の概要を下記で示す。

###### 1) 冠岳区新林洞一帯

冠岳区新林洞の平均世帯人員<sup>4-18)</sup>は1.62で、冠岳区全体の2.06とソウル市全体の2.40に比べて低い。冠岳区新林洞一帯は、1975年に冠岳区に移転してきたソウル大学に隣接している。このエリアは地下鉄線から離れたところであり、交通の条件が不便なため、大規模の開発事業は止まっている。

4-18) 平均世帯人員とは、世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数値である。ここでは韓国の統計庁より公開された2015年土のソウル市各行政区域別の住民数を基準に示す。(著者作成)

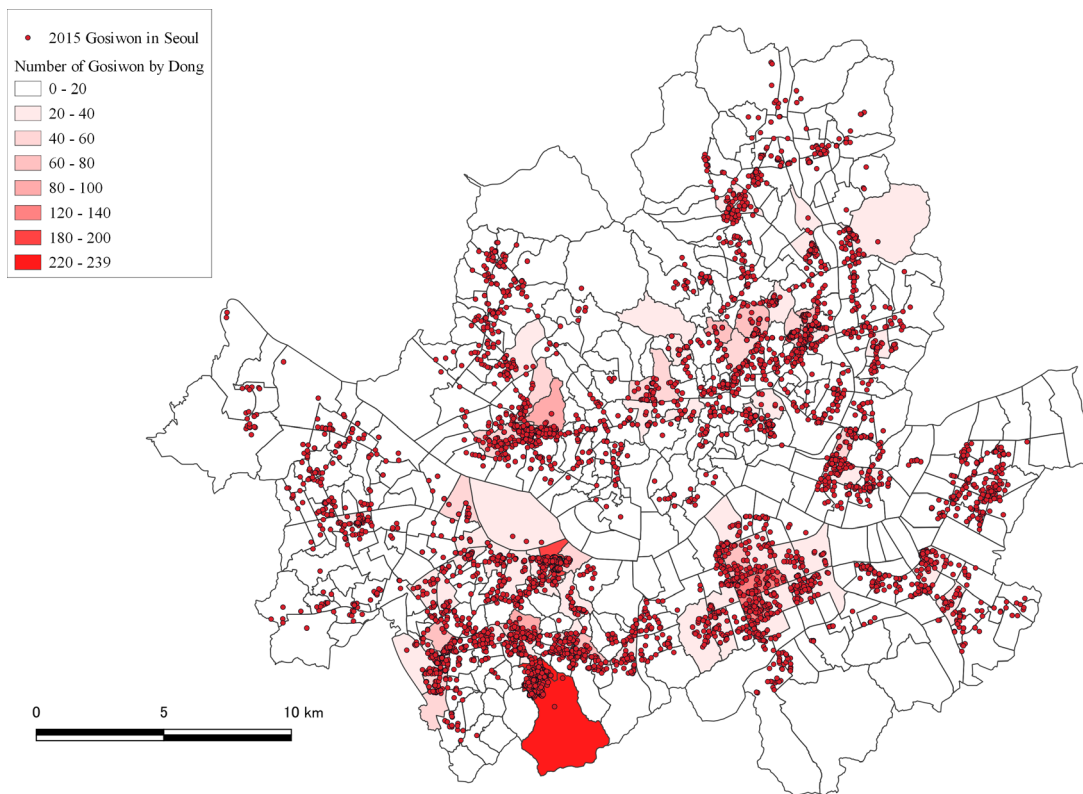


Fig.4-5 ソウル市における考試院の分析

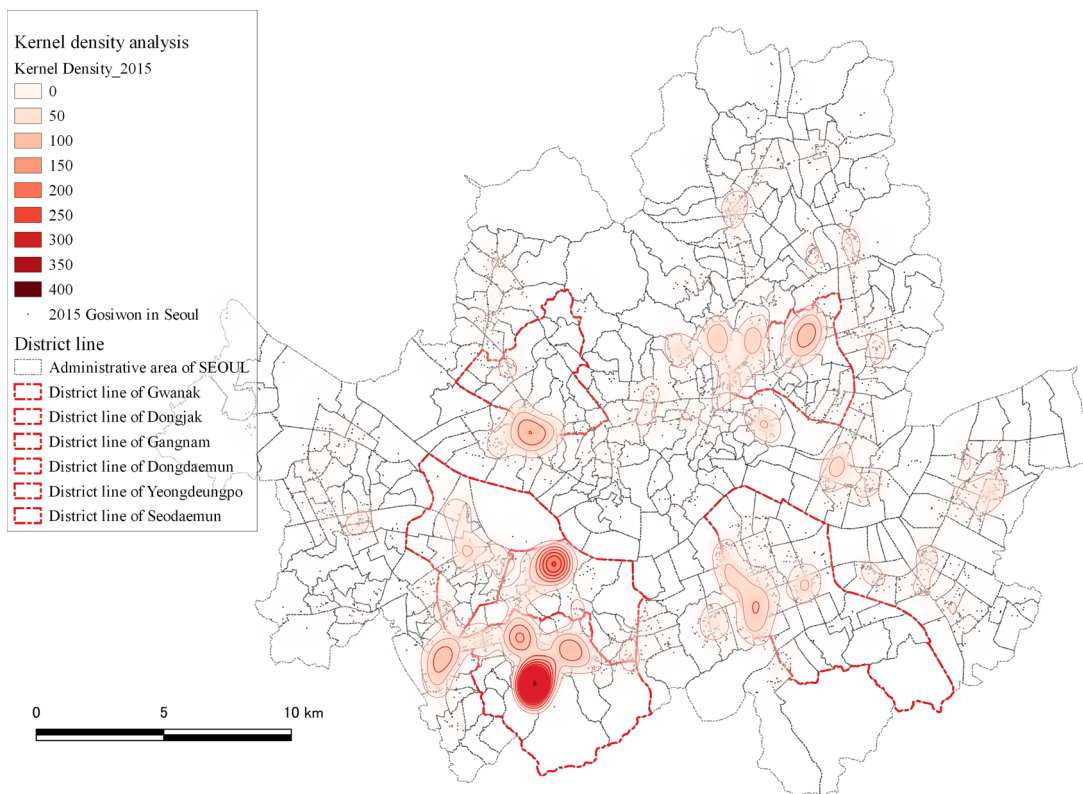


Fig.4-6 ソウル市における考試院の密集地域(カーネル密度分析)

2) 銅雀区鷺梁津洞一帯

銅雀区鷺梁津1洞は平均世帯人員が2.33で、銅雀区全体の2.36と同程度である。銅雀区鷺梁津洞一帯は、広域鉄道と地下鉄1号・9号線の駅があり、1971年に開業した水産物の卸売場が位置している。

3) 江南区駅三洞一帯

江南区駅三1洞の平均世帯人員は1.64で、江南区全体の2.43と比較して差が大きい。これは冠岳区大学洞と近い数値で、居住者のうち単身世帯が多い地域であると考えられる。駅三1洞には広域バスと地下鉄2号線、地下鉄新盆唐線が接続しており、ベンチャーや大手企業の高層オフィスと多世帯住宅が数多く分布している。

4) 東大門区徽慶洞一帯

東大門区徽慶1洞の平均世帯人員は1.95で、東大門区全体の2.27に比べて低い。徽慶洞に隣接する回基洞・里門洞にはそれぞれ大学のキャンパスが存在し、清涼里洞には1960年開設した京東市場を含めて青果物などの卸売市場が位置している。そして、清涼里駅は京畿道の北東部と江原道、忠清北道、慶尚北道を結ぶ4つの鉄道が集まる交通の中心地であり、駅前の幹線道路には30以上のバス路線が通っている。

5) 永登浦区永登浦洞一帯

永登浦区永登浦洞の平均世帯人員は1.60で、永登浦区全体の2.27に比べて著しく低い。これは大学洞を下回る数値で、今回の調査対象では最も低いことである。

永登浦洞にはソウルと釜山を結ぶ韓国の新幹線であるKTXが停車する永登浦駅が位置し、駅周辺には百貨店と共に永登浦市場がある。一方、新吉洞の地下鉄7号線新風駅周辺ではソウル市の住居再整備事業の一環として2011年から新吉ニュータウン事業が行っている。

6) 西大門区滄川洞一帯

西大門区新村洞の平均世帯人員は1.65であり、西大門区全体の2.30に比べて著しく低い。これは冠岳区大学洞、江南区駅三1洞と同じような数値である。新村洞一帯には延世大学や梨花女子大学が位置しており、近くに地下鉄2号線が通っている。大学と駅の周辺には百貨店と飲食店などが分布する繁華街があり、平日でも若い学生などが集まる賑やかなエリアとなっている。

Table4-7 ソウル市における考試院密集地の基本情報

密集地	項目	内容		分布図 [塾尺1:5,000]	現地調査写真
(A) 冠岳区 新林洞 一帯	行政区域	大學洞	冠岳区		
	人口	23,085	514,219		
	世帯数	14,245	249,748		
	考試院の数	772(新林洞)	1,037		
	立地の特性	大学, 塾, 住宅街			
	交通条件	バス			
(B) 銅雀区 鷺梁津洞 一帯	行政区域	鷺梁津1洞	銅雀区		
	人口	33,939	407,613		
	世帯数	14,331	172,798		
	考試院の数	214(鷺梁津)	514		
	立地の特性	塾街, 鷺梁津水産市場			
	交通条件	鉄道, 地下鉄, バス			
(C) 江南区 駅三洞一帯	行政区域	駅三1洞	江南区		
	人口	35,331	578,361		
	世帯数	21,536	237,996		
	考試院の数	169(駅三洞)	468		
	立地の特性	オフィス街, 繁華街, 予備校			
	交通条件	地下鉄, バス			
(D) 東大門区 清涼里洞 一帯	行政区域	徽慶1洞	東大門区		
	人口	15,453	363,767		
	世帯数	7,933	160,384		
	考試院の数	76(徽慶洞)	365		
	立地の特性	大学, 駅舎, 青果物市場			
	交通条件	鉄道, 地下鉄, バス			
(E) 永登浦区 永登浦洞 一帯	行政区域	新村洞	西大門区		
	人口	19,953	382,665		
	世帯数	12,440	168,706		
	考試院の数	79(永登浦洞)	291		
	立地の特性	駅舎, 市場, 住宅街			
	交通条件	鉄道, 地下鉄, バス			
(F) 西大門区 滄川洞 一帯	行政区域	永登浦洞	永登浦区		
	人口	18,568	309,243		
	世帯数	11,282	134,583		
	考試院の数	94(滄川洞)	275		
	立地の特性	大学, 繁華街			
	交通条件	地下鉄, バス			

### 4-4-3. 考試院密集地における考試院の施設形態と分布

#### 1) 冠岳区新林洞 (Table4-8\_A)

ソウル大学周辺の約100haの広い範囲に分布している。このエリアでは、広い範囲に考試院の密集が見られるが、専用施設の比率は高くなく、分散している。(Table4-8(A)の①と②)

このエリアに所在する考試院のうち、「考試院\_A#1」は地下1階から5階のうち3階～5階が考試院で他の階は店舗である。3階と4階は男性用、5階は女性専用で、約4.4m<sup>2</sup>の個室には机とベッドは備えているが、トイレ・シャワーとキッチンが共用となっている。Fig. 4-3とTable4-8のAに示すように、このエリアでは、考試院の面積占有率が60%以上の施設が多く、使用承認年が2005年以前の中規模や小規模の考試院が数多く分布している。

施設A#1の管理者によると、利用者の2割は公務員採用試験を準備する受験生(考試生)であるが、大学生を含む考試生以外の若年単身者の利用も多くなってきている。

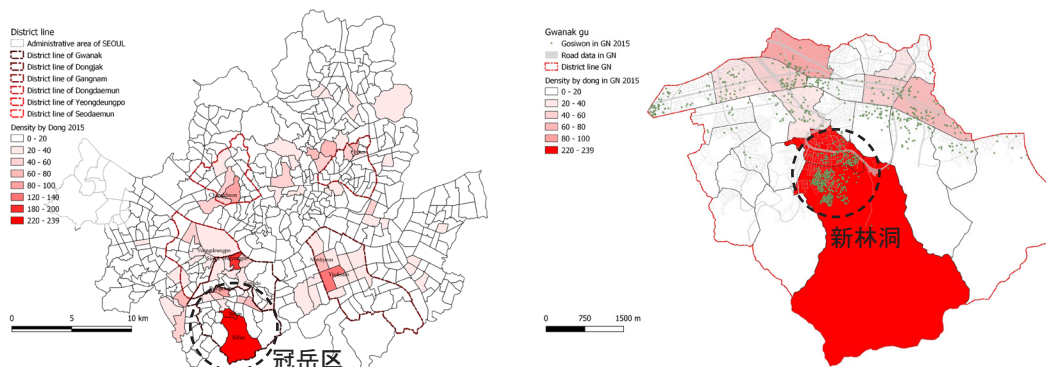
2015年度ソウル消防災難本部からの資料によると、冠岳区新林洞には772ヶ所の考試院が登録されており、冠岳区全体(1,037ヶ所)の74.4%が集まっている。

この地域では考試院が新林洞に隣接のエリアまで幅広く分布している。特に新林洞では、交通が便利な大通り周辺にあった考試院をワンルームに改修するケースが増加している。しかし、交通が不便である坂の奥側には空室の多い考試院が残っている。さらに、建物のオーナーが管理を行わず、空き家のように放置されている考試院が見られた(Table4-9「S考試院」)。

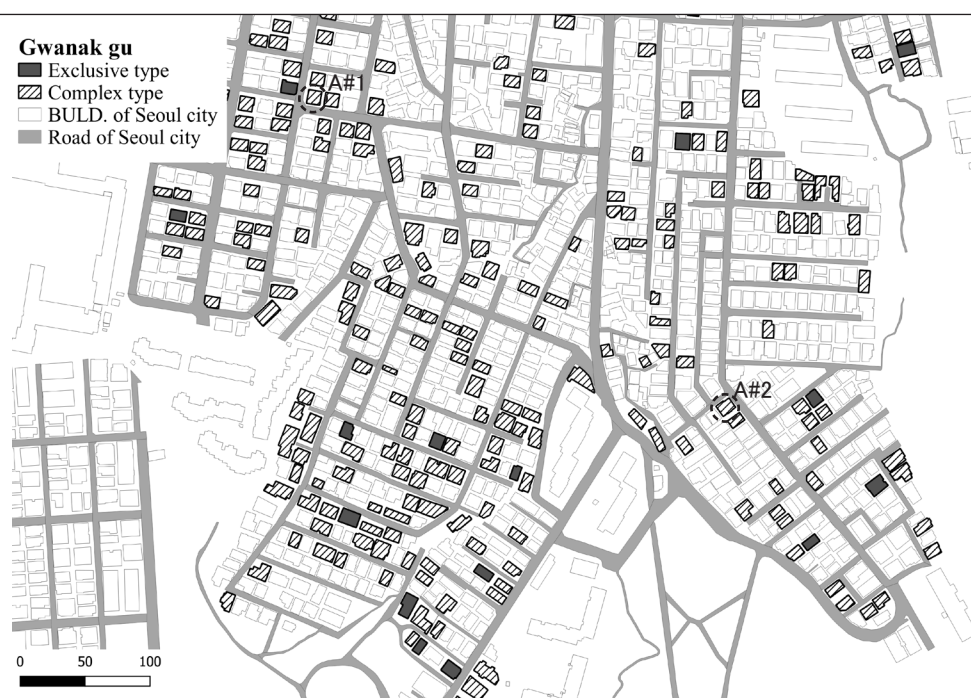
一方、新林地区では築20年以上の古い考試院を改修した、シェアハウスを運営する若手建築家・玄昇憲<sup>4-19)</sup>の事務所が注目されている。彼らは2014年から、空室率が高い考試院を借りて、約1年にかけて改修を行い、2015年10月からシェアハウスの入居者を受け入れた。このシェアハウスは、個室の集合であった考試院を同居する居住者人数の設定から、1人・2人・3人・6人のユニットにしたのが特徴で、2016年の調査時点では満室の状態であった。さらに、近年では元考試院を「SHARE US」2号店と3号店にする改修工事が行われた。

4-19) 玄・昇憲、(株)SUNLAB 建築士事務所代表、<https://share-us.kr/>

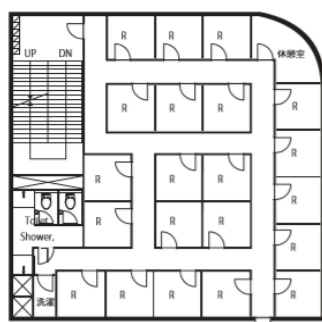
Table4-8(A) 冠岳区新林洞における考試院の施設形態と事例



① 冠岳区の行政区域と考試院の分布



② 冠岳区新林洞の考試院の施設形態と分布



■ Case A#1  
 Complex type  
 Façade of Build (left)  
 Gosiwon : 3rd~5th Floor  
 Total Floor area : 1045.29㎡  
 Gosiwon area : 488.49㎡  
 Area of Private room : 4.4㎡  
 Width of corridor : 0.9m  
 Completion approval : 1990.9.7

3F 平面図 S=1/200

利用者は考試生と就職活動中の大学生が大半を占める。  
 管理員は常駐しない。食材等は提供しない。

③ 冠岳区新林洞の考試院の事例

2) 銅雀区鷺梁津洞 (Table4-8\_B)

鷺梁津駅周辺の幹線道路沿いを中心に約50haの範囲で分布している。鷺梁津洞では新林洞に比べて建物の規模にばらつきがある反面、狭い範囲に考試院が密集していることが特徴である。さらに、考試院専用施設が多く、それらも密集していることが特徴である。(Table4-8(B)の①と②)

このエリアにある「考試院\_B#1」は、8階建ての建物全部が考試院として運営される専用施設で、階別に男女の部屋が区分されている。個室は約3.8㎡で狭いが、共用空間が充実しており、シャワー室や食堂の他に、自習室やまちが見下ろせる休憩室が設けられている。また、B#1の管理者によると、この施設は大学生や考試生以外の利用者を受け入れない方針で管理されている。

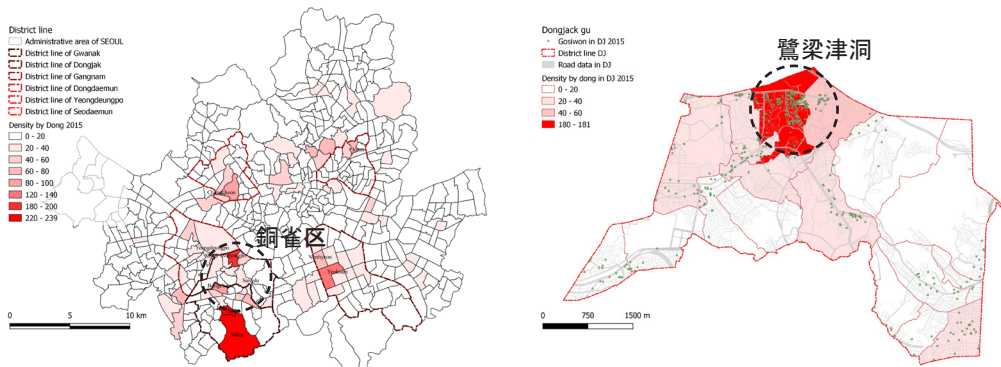
銅雀区鷺梁津洞には214ヶ所の考試院が登録されており、銅雀区全体(514ヶ所)の41.6%が集まっている。この地域の考試院は鷺梁津駅前の幹線道路を渡った南側の住宅地に集中している。

鷺梁津は全国から受験生が次々に訪ねてくる地域で、大学の夏休みと冬休みの時期には考試院の空室を探すのが難しくなるほどである。現在も新築や改修の考試院の工事が活発に行なわれている。

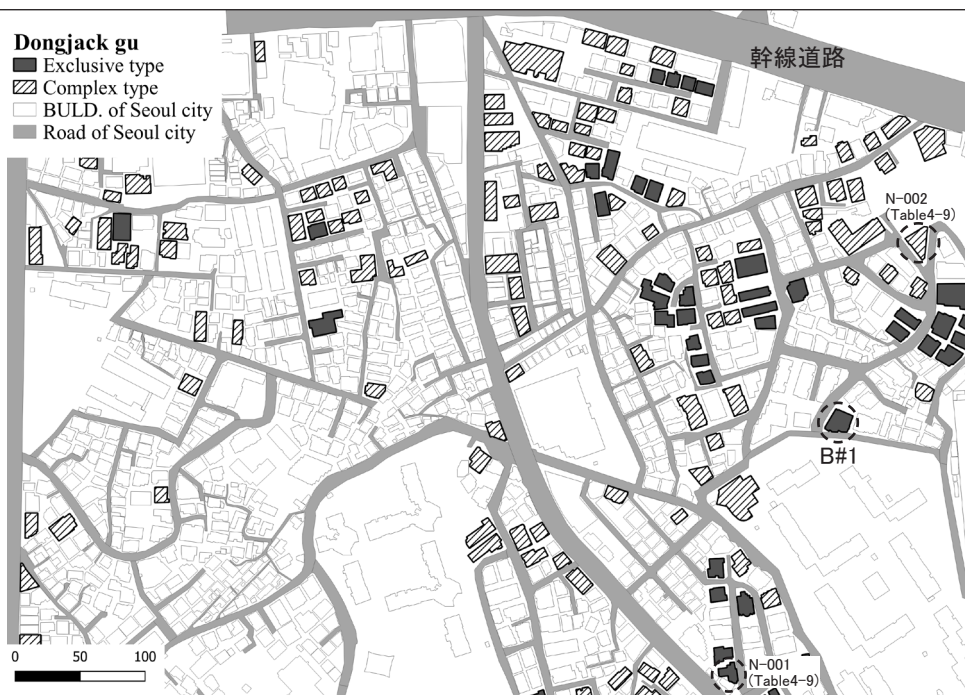
特に、鷺梁津洞では4～5階の建物の全階が考試院の施設である専用の考試院が多数見られる。専用の考試院にはキッチンだけではなく、自習室や休憩室などの共用施設が設けられている。



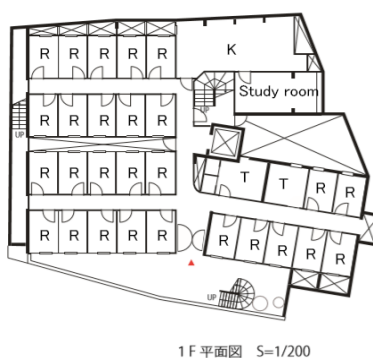
Table4-8(B) 銅雀区鷺梁津洞における考試院の施設形態と事例



① 銅雀区の行政区域と考試院の分布



② 銅雀区鷺梁津洞の考試院施設形態と分布



■ Case\_B#1  
 Exclusive type  
 Façade of Build (left)  
 Gosiwon : B2~6th Floor  
 Total Floor area : 1498.33㎡  
 Gosiwon area : 1482.57㎡  
 Area of Private room : 3.8㎡  
 Width of corridor : 1.1m

Completion approval :  
 2007.12.12

利用者は考試生のみで、階別に男性用・女性用に区分されている。  
 管理員が常駐する。キムチなどのお惣菜が提供される。

③ 銅雀区鷺梁津洞の考試院事例

3) 江南区駅三洞 (Table4-8\_C)

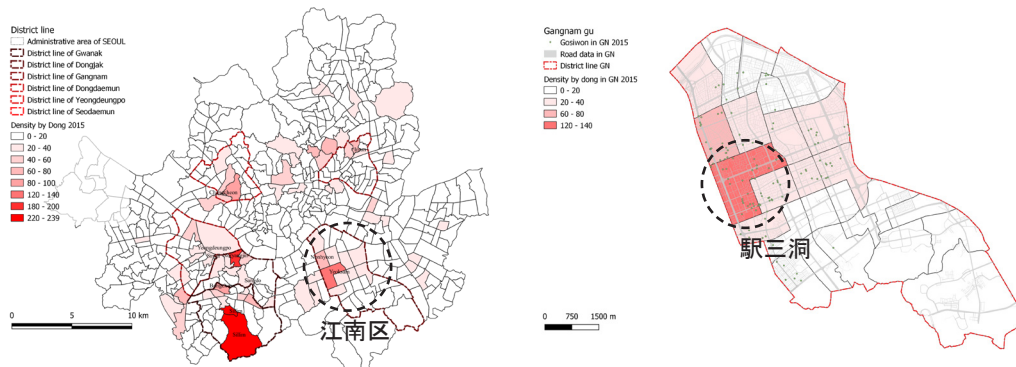
オフィス街と繁華街として有名な駅三洞では、新林洞や鷺梁津洞のような密集がみられず、100ha以上の広い範囲に分散している。この地域で考試院は幹線道路沿いではなく、8m以下の道路沿いに分布している。また、専用施設は新林洞と同様に密集してはいなかった。(Table4-8(C) の①と②)

このエリアで見られた「考試院\_C#1」は、建物の3階と4階が考試院で、他の階は店舗である。階による男女の区分はなく、約3.6㎡の狭い個室と各階に共用のトイレ、シャワー室、キッチンが設けられている。このエリアの考試院は比較的大規模の建物の一部を考試院として運営する併用施設が多かった。

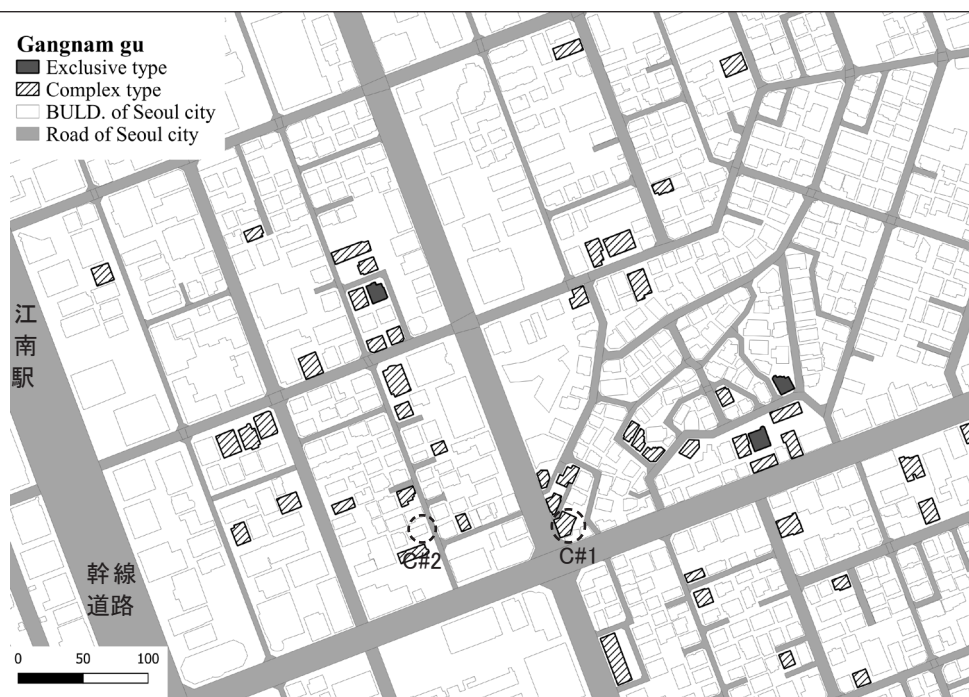
C#1の管理者によると、この施設では7割の若年単身者と3割程度の留学生が居住している。

駅三洞一带の考試院では予備校に通う受験生以外にも、大学生、一般の会社員など、利用者の属性が様々である。料金は30万から60万ウォンまで幅広く、個室にトイレが付いているワンルームタイプの料金が高い。なお、このエリアでは別の用途から考試院又はコシテルに改修した施設が多く見られた。

Table4-8(C) 江南区駅三洞における考試院の施設形態と事例



① 江南区の行政区域と考試院の分布



② 江南区駅三洞の考試院施設形態と分布



■ Case\_C#1  
 Complex type  
 Façade of Build (left)  
 Gosiwon : 3rd,4th Floor  
 Total Floor area : 1004.25㎡  
 Gosiwon area : 400.9㎡  
 Area of Private room : 3.6㎡  
 Width of corridor : 1.0m  
 Completion approval :  
 1984.8.14

社会人、就職活動中の単身者、留学生が主に利用する。  
 管理者が常駐する。キムチなどの惣菜が提供される。

③ 江南区駅三洞の考試院事例

4) 東大門区里門洞 (Table4-8\_D)

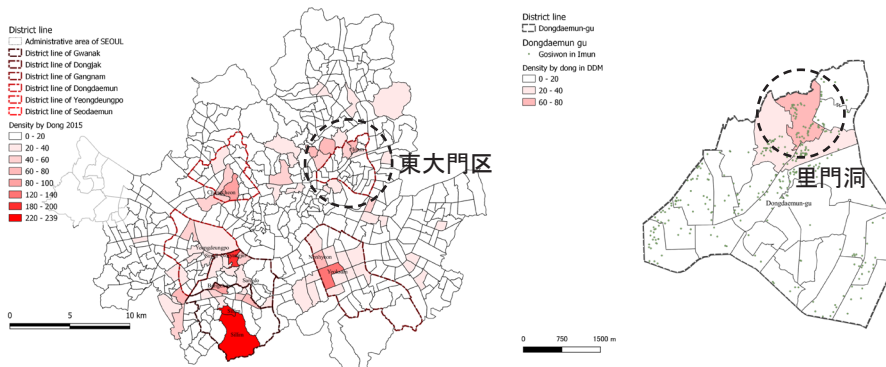
大学や電車駅などの拠点を中心に、10件未満の考試院が小規模なまとまりを形成している。(Table4-8(D) の①と②)

Dエリアに所在する「考試院\_D#1」は、地下1階から5階までの建物が考試院専用として建てられた専用施設で、1階から3階が女性用、4階から5階が男性用として運営されている。約3.6㎡の個室には机とベッドが備えており、各部屋には外部向けの窓が設置されている。D#1の管理者によると、利用者の2割は大学生で、8割程度の留学生が施設を利用している。

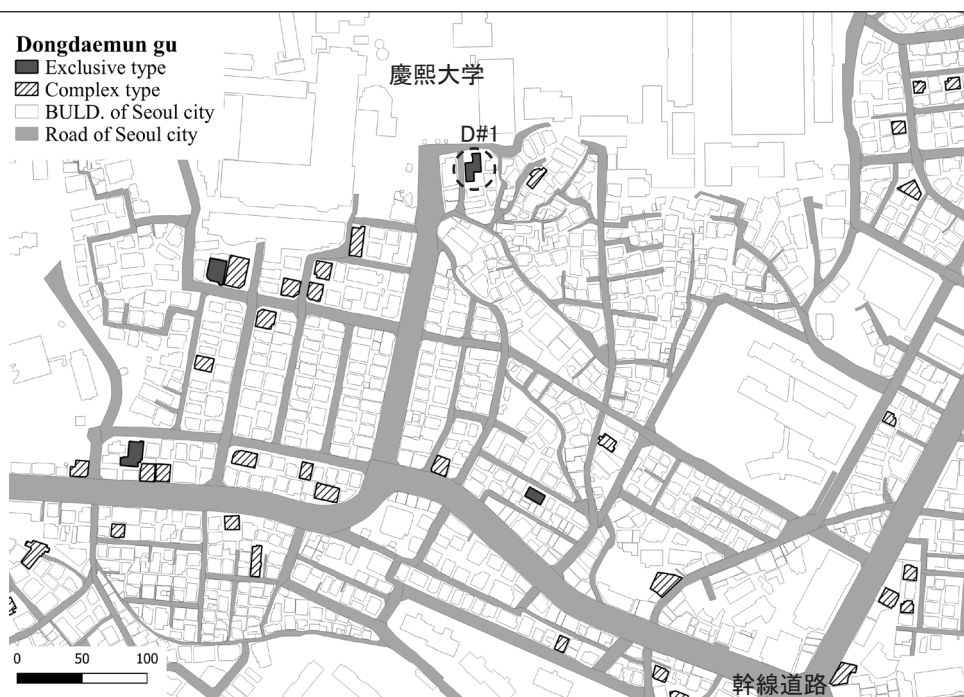
徽慶洞には東大門区全体(365ヶ所)の20.8%である76ヶ所の考試院が登録されている。地下鉄入口の近くに位置する建物の5階にあるH考試院(Table4-9)は、月々の料金が30万ウォンで、主な利用者は中国からの労働者と基礎生活受給者である。H考試院の利用者には共用のキッチンからご飯とキムチが提供される。このエリアでは清涼里駅から回基駅に渡って道路沿いに考試院が分布し、特に典農洞・回基洞・里門洞の大学の周辺には大学生が利用する考試院が集まり、場所によって利用者の属性が違うようである。

清涼里駅の周辺には伝統市場と商業施設が集中している。しかし、このエリアで学生や考試生が試験勉強をする施設などは見つからなかった。ソウル市立大学が位置する典農洞一帯、慶熙大学と韓国外国語大学が位置する回基洞・里門洞一帯には住宅街と共に道路沿いに商業施設が分布するものの、新林洞や鷺梁津洞のような考試生のための施設は見つからない。

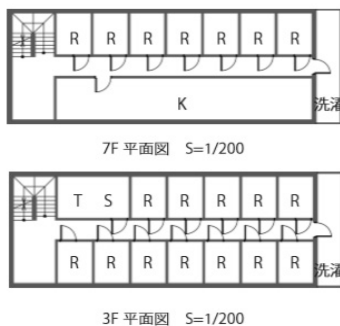
Table4-8(D) 東大門区里門洞における考試院の施設形態と事例



① 東大門区の行政区域と考試院の分布



② 東大門区里門洞の考試院施設形態と分布



■ Case\_D#1  
 Exclusive type  
 Façade of Build (left)  
 Gosiwon : B1~5th Floor  
 Total Floor area : 466.48㎡  
 Gosiwon area : 466.48㎡  
 Area of Private room : 3.6㎡  
 Width of corridor : 0.9m  
 Completion approval :  
 2001.2.26

大学生と留学生が主な利用で、留学生が8割を占める。  
 管理員は常駐しなく、通勤する。キムチなどのお惣菜が提供される。

③ 東大門区里門の考試院事例

5) 永登浦区永登浦洞 (Table4-8\_E)

この地域は市場の近くに繁華街が形成されている。地方とソウルを繋ぐ鉄道の拠点で交通の利便性が良い。考試院は駅周辺に小規模の考試院併用施設が分布する。駅の北側には繁華街、南側には住宅街が形成されている。

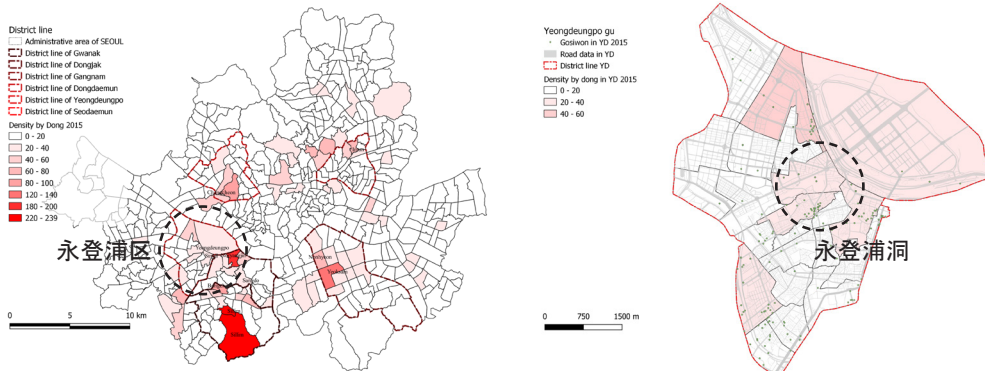
(Table4-8(E) の①と②)

Eエリアに所在する「考試院\_E#1」は、建物の4階のみが考試院である併用施設で、約3.4m<sup>2</sup>の狭い個室と各階に共用のトイレとキッチンが設けられている。階による男女の区分がなく、窓のない部屋も多くあり、居住環境は劣悪であった。このエリアの考試院は、この施設と同様に、面積占有率が60%未満で施設環境の劣悪な施設が多い傾向がある。利用者は日雇い労働や生活保護受給など経済的困窮者が大半を占める。

永登浦洞に登録された考試院の数は79ヶ所で、永登浦区全体(291ヶ所)の27.1%がこのエリアで分布する。永登浦駅の近くにあるRコシテル周辺では中国語で書いているお店などが見つかる。Rコシテルでは月25万ウォンで生活ができるため、主に日雇い労働者や基礎生活者が居住している。

ニュータウン事業が進んでいる新吉洞のP考試院(Table4-9)には66ヶ所の個室と共用のキッチン、トイレ・シャワー室がある。オーナーが直接に管理するP考試院の利用料金は月25万ウォンで、主な利用者は近所の建設現場で働く労働者である。

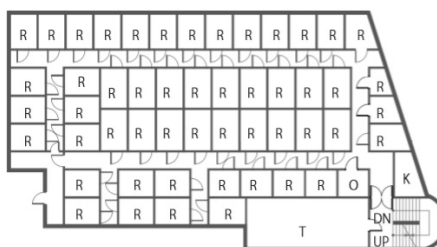
Table4-8(E) 永登浦区永登浦洞における考試院の施設形態と事例



① 永登浦区の行政区域と考試院の分布



② 永登浦区永登浦洞の考試院施設形態と分布



■ Case\_E#1  
 Complex type  
 Façade of Build (left)  
 Gosiwon : 4th Floor  
 Total Floor area : 1833.73㎡  
 Gosiwon area : 367.03㎡  
 Area of Private room : 3.6㎡  
 Width of corridor : 0.9m

Completion approval :  
 1997.10.16

日雇い労働や生活保護受給など経済的貧困な利用者がほとんど。  
 管理員は常駐する。ご飯とキムチなが提供される。

③ 永登浦区永登浦洞の考試院事例

6) 西大門区滄川洞 (Table4-8\_F)

地下鉄駅や大学周辺の繁華街で、10件以上のまとまりが見られた。幹線道路の裏側に考試院の併用施設が多い。地下鉄駅と大学との広いエリアに様々な商業施設と住宅が混在する。(Table4-8(F) の①と②)

このエリアの「考試院\_F#1」は、建物全体が考試院の専用施設である。約3.4㎡の個室には約0.5㎡の専用シャワー室が設けられている。

また、階によって男女が区分されており、各階には共用のトイレが設置されている。地下1階の共用部には約27㎡の共用キッチンと、コインランドリー、事務室が設けられている。F#1の管理者によると、利用者は社会人や就職活動中の単身者、そして留学生などである。

滄川洞には94ヶ所の考試院が登録されており、西大門区全体(275ヶ所)のうち34.2%が集中している。滄川洞は大学と繁華街、地下鉄駅の近接する立地なため、大学生や若い単身の会社員、そして外国からの留学生などが集まっている。考試院情報サイト<sup>4-20)</sup>で掲載された広告内容によると、利用料金は30万～50万代まで様々であるが、近所には月25万程度の安い考試院も存在する。

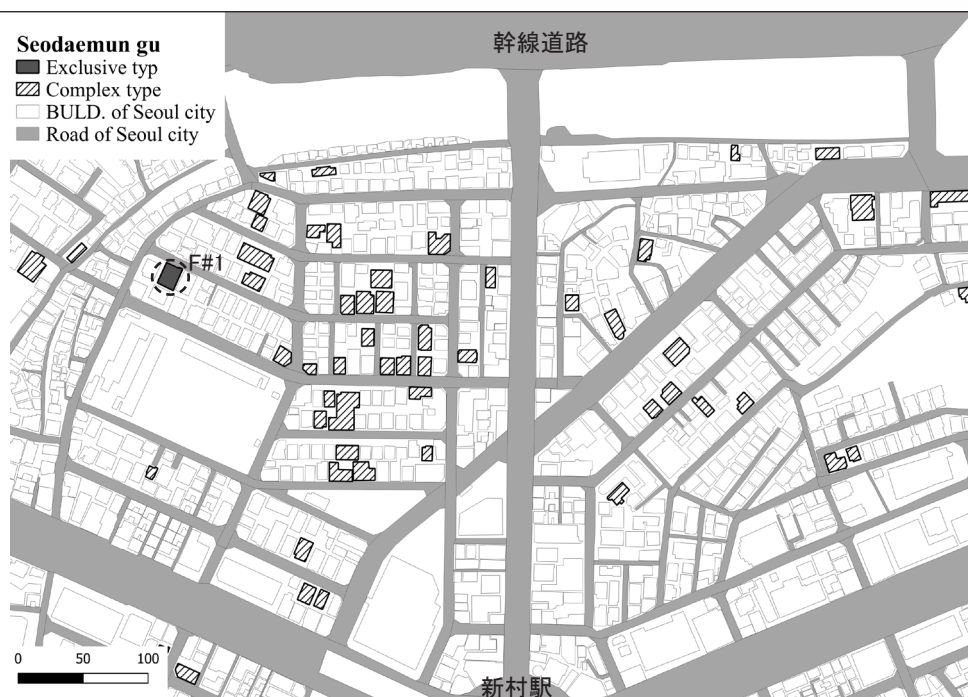
4-20) 考試院ネット(<http://www.gosil.net/>)は、募集情報や管理職求人情報など考試院に関する様々な情報交換のサービスを提供する民間のポータルサイトである。



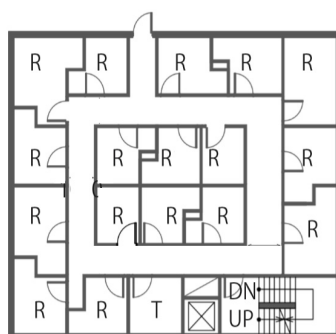
Table4-8(F) 西大門区滄川洞における考試院の施設形態と事例



① 西大門区の行政区域と考試院の分布



② 西大門区滄川洞の考試院施設形態と分布



■ Case\_F#1  
 Exclusive type  
 Façade of Build (left)Gosiwon :  
 B1~4th Floor  
 Total Floor area : 771.32㎡  
 Gosiwon area : 692.92㎡  
 Area of Private room : 3.9㎡  
 Width of corridor : 1.0m  
 Completion approval :  
 2007.8.14

大学生、留学生、社会人など様々な人が利用する。管理員は常駐する。  
 1階に共用のキッチンと洗濯室がある。

③ 西大門区滄川洞の考試院事例

第4章

Table4-9. 考試院密集地における考試院の事例

名称	A#2 [S考試院]	B#1 [T考試院(※)]	C#2 [Rハウス]	D#2 [H考試院]	E#2 [P考試院]	F#2 [W考試院]
住所地	冠岳区新林洞	銅雀区 鷺梁津洞	江南区駅三洞	東大門区 清涼里洞	永登浦区 新吉5洞	麻浦区 大興洞
用途	併用	専用	併用	併用	併用	併用
建物階数	B1~3	B2~6	B1~4	1~6	B1~5	B1~4
考試院階	1,2,3	B2~6	2,3,4	5	4	4
考試院の延床面積	307.80㎡	1482.57㎡	365.62㎡	211.57㎡	357.40㎡	232.43㎡
個室の数	27	163	40	37	66	26
トイレ付室の有無	なし	なし	あり (2,3階)	なし	なし	なし
2人室の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし
共有施設	トイレ, シャワー, キッチン, 洗濯	トイレ, シャワー, キッチン, 洗濯, 休憩室, 自習室	トイレ, シャワー, キッチン, 洗濯	トイレ, シャワー, キッチン, 洗濯	トイレ, シャワー, キッチン, 洗濯	トイレ, シャワー, 洗濯
提供物	不明	米, 飲料水	米, 飲料水	米, キムチ, 飲料水	米, キムチ, 飲料水	不明
利用料金(ウオン)	不明	32万~34万	35万~50万	30万~35万	23万~25万	30万
利用者属性	学生, 考試生	学生, 考試生	学生, 会社員	基礎生活受給者, 労働者	基礎生活受給者, 労働者	学生, 会社員, 労働者
運営者	個人	個人	個人	個人	個人	個人
管理者	なし	総務(居住者)	運営者	運営者	運営者	総務(職員)
連携施設	不明	読書室, 塾	なし	なし	なし	読書室
調査日付	H28.8.19	H28.11.3	H28.11.24	H28.11.11	H28.11.15	H28.11.18
外観写真						
内部写真	 廊下	 個室	 個室	 廊下	 個室	 個室

(※は調査員の趙が調査期間中滞在した考試院である)

#### 4-4-4. 施設形態の分布からみた考試院密集地の特徴

以上のように、考試院の施設形態を面積占有率から、専用施設と併用施設に分類した。また、考試院に関わる法令の規定内容の変遷内容に着目し、建築法施行令で定められた用途別面積基準の変化に基づいて、考試院の営業面積を比較的小規模の500㎡未満、500㎡～1,000㎡未満、そして大規模の1,000㎡以上に区分し、各考試院密集地に対して施設形態の分布を示した。

中でも、営業面積500㎡以上の考試院や考試院専用施設が密集する冠岳区新林洞(A)や銅雀区鷺梁津洞(B)は「考試院専用施設の密集地」として位置づけられる。

##### 1) 「考試院専用施設の密集地」

一般に考試村と呼ばれる地域である冠岳区新林洞(A)や銅雀区鷺梁津洞(B)では、比較的に大規模である500㎡以上の考試院専用施設が多数分布しており、面積占有率が60%以上の併用施設も多くみられる。このエリアは他の地域に比べて比較的に考試院の密集度が高く、広い範囲で考試院のまとまりが形成されていることが見られた。

特に、銅雀区鷺梁津洞(B)は専用施設が37%を占めており、さらに1,000㎡以上の施設は13件で、大規模の考試院が最も多いエリアである特徴が見られた。

##### 2) 「考試院専用施設の密集地」以外

東大門区里門洞(D)や西大門区滄川洞(F)では、大学の周辺に考試院が集まっており、専用施設は少ないが、面積占有率の60%を超える併用施設は数多く分布している。このエリアでは10件程度の考試院が小さいまとまりを形成している特徴が見られた。

江南区駅三洞(C)や永登浦区永登浦洞(E)は、他の考試院密集地に比べて比較的に平均世帯人員の数値が低い地域で、単身世帯が多い地域である。このエリアの考試院の分布は広い範囲に分布しており、主に5～6件程度の併用施設が小規模のまとまりを形成している。特に江南区駅三洞(C)では面積占有率の60%以下の併用施設が多く、専用施設や面積占有率の高い施設は少ない。


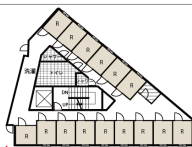
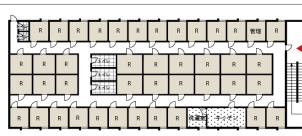

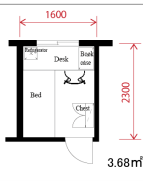
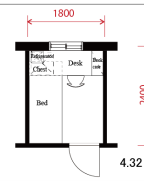
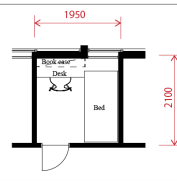
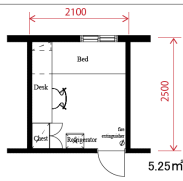
第4章

3) 考試院密集地の特徴

以上のように、ソウル市内で考試院の密集地する6つの地域では、考試院の分布と施設形態が地域によって異なっていることが明らかになった。

特に、Table4-8(B)で表すように、銅雀区鷺梁津洞(B)では、専用施設と併用施設が比較的狭い範囲に密集しており、中では施設内にキッチン空間を備えていない考試院も確認できる(Table4-10のN-002)。

Table4-10. 雀区鷺梁津における考試院の事例(参考文献4-3)より抜粋)

名称	H考試院(N-001)	K考試院(N-002)	Mコシテル(N-004)	S考試院(N-008)
タイプ	専用型	併用型	その他	専用型
平面図				
個室	 3.68m <sup>2</sup>	 4.32m <sup>2</sup>	 4.10m <sup>2</sup>	 5.25m <sup>2</sup>
階数 (考試院/建物)	1階(1~5階/5階)	3階(2~5階/6階)	2階(2階/5階)	1階(1~6階/6階)
個室の数	67	83	41	80
共用施設	キッチン、トイレ、シャワー、洗濯室、自習室、保管庫	トイレ、シャワー、洗濯室、休憩室(屋上テラス)	キッチン、トイレ、シャワー、洗濯室	トイレ、シャワー、洗濯室、自習室、PCルーム
利用料金	310,000 ウォン(約3万1千円)	350,000 ウォン(約3万5千円)	340,000 ウォン(約3万4千円)	300,000 ウォン(約3万円)
居住者	Dさん	Cさん	居住者情報なし	Bさん

## 4-5. 小結

本章では、考試院データや登記情報をもとにソウル市内の考試院の分布や変化の実態を明らかにした。ソウル市内で考試院は2010年以来5年間で1.5倍以上に増加した。

ソウル市25区の全域に広がる傾向が見られ、特に周縁部で増加率が高かったものの、冠岳区・銅雀区・江南区・東大門区・西大門区・永登浦区への集中は続いている。その中でも、特定の行政区域への施設の密集が確認できた。これらの考試院密集地域については、考試院の営業面積や考試院の面積占有率に違いが見られた。ソウル市全体では営業面積500㎡未満の考試院が大半を占めるが、施設形態のバリエーションは各地域によって異なっていた。

中でも、冠岳区新林洞と銅雀区鷺梁津洞では1,000㎡以上の比較的大規模の専用施設が多いことが明らかになった。また、各考試院密集地では2005年以前に使用承認を受けた建物が大半であるものの、建築法施行令の改正により面積規定が定められた2009年や2011年の前後に使用承認を受ける施設が急増していた。そして2013年以降は使用承認を受けた施設が減少しており、ほとんどが小規模の併用施設であった。

このようにソウル市内の各考試院密集地における施設形態の違いや使用承認年、考試院の密集地における施設分布の特徴を明らかにした。そして、現地調査をもとに、これらの分布傾向や施設形態の特徴を検証し、考試院密集地毎の特徴を示した。第3章で示したように、考試生や大学生の学習施設として利用されてきた考試院が、ソウル全域に広がりながら、さらにいくつかのエリアに密集していることを明らかにした。ソウル市内でも使用承認を受けた時期や施設形態、分布傾向は地域ごとに異なっていることを示した。

一方で、考試院の規模や分布は各密集地毎に差があるものの、考試院の専有空間である個室の面積には差がなく、どの地域の施設でもほとんど4㎡程度であった。また、施設内の共用空間の場合、生活のために必要な設備が設けられているものの、同時には2～3人しか利用できない状況の施設が多かった。

つまり、どの考試院密集地でも個室の面積や仕様は同様に、考試院の居住機能は最低限の役割を担っていた。一方で、施設形態に着目すると各考試院密集地は、専用施設の多い地区と併用施設の多い地区に区分できた。

そして、考試院密集地で考試院の利用状態は考試院と周辺施設に影響を及ぼしていると推測できる。

第5章では、各考試院密集地における考試院の利用実態を調べることで、考試院と周辺施設との関係性について考察する。

## 第4章

## 第5章 考試院密集地における利用実態

## 目次

### 5章 考試院密集地における利用実態

5-1. はじめに	121
5-1-1. 調査の目的と位置づけ	121
5-1-2. 調査の方法と流れ	122
5-2. 考試院の運営と管理	124
5-2-1. 考試院の管理・運営者	124
5-2-2. 考試院の管理と契約方法	125
5-2-3. 考試院の管理者の特徴	126
5-3. 考試院利用者の属性と利用の目的	127
5-3-1. 考試院密集地における考試院の利用者	127
5-3-2. 考試院の利用目的	129
5-4. 考試院密集地における考試院利用者の生活パターン	131
5-4-1. 考試院を利用する時間帯	131
5-4-2. 考試院の利用者が利用する周辺施設	132
5-4-3. 考試院利用者の生活パターン	134
5-5. 周辺施設の利用と居住形式	135
5-5-1. 考試院密集地における周辺施設	135
5-5-2. 考試院と周辺施設の関係	148
5-5-3. 考試院密集地の居住形式の特徴	148
5-6. 小結	152



## 5章 考試院密集地における利用実態

### 5-1. はじめに

本章では、6つの考試院密集地における考試院に対して施設の管理・運営や利用実態を把握するため、後述のように考試院の管理者と利用者に対して聴き取り調査を実施し、その結果を周辺施設との関係から居住形式として考察する。

#### 5-1-1. 調査の目的と位置づけ

##### 1) 調査の目的

前述のように現在ソウル市内で考試院はソウル市内全域に分布し、幾つかの密集地区を形成している。既往研究によって考試院の利用者は国家公務員試験の受験生である考試生だけではなく、一般の単身世帯にも広がりを見せていることが明らかになりつつある。

こうした考試院の施設形態はソウル市内でも地域によって異なっており、一般に考試村と呼ばれる地区の考試院では日常生活のための食堂などの機能を備えていない施設も存在する。そこで、住宅として居住機能を満たしていない考試院の居住形式が日常生活で成立するためには、考試院だけではなく周辺の施設から足りない機能を補う必要があると考えられる。

しかし、考試院密集地に対する、考試院やその関連施設に関する利用実態は十分に把握できておらず、様々な考試院の利用形態を同一に取り扱わざるを得ない状況である。「考試村」の居住形式に関する研究を行うためには、考試院密集地の実態と成立条件を明確にする必要がある。

本章では考試院密集地における考試院の利用実態と居住形式を解明する目的で、①考試院の管理運営、②利用者の属性と利用目的、③利用者の生活パターンと地域施設の関係性について考察し、その結果をまとめる。

##### 2) 本章の位置づけ

第4章では、ソウル市内における冠岳区新林洞を含めて、考試院の登録件数の多い6つの行政区域に所在の考試院921件に対して考試院の施設形態を分析し、各密集地における施設の分布と考試院の特徴を明らかにした。そこでは、考試院の施設形態や規模は各密集地により差があるものの、考試院の個室や施設構成はほぼ同様であることが明らかになった。本章では引き続き、ソウル市内で考試院の密集する6つのエリアを対象に、考試院の利用実態と周辺施設の関係性を確認し、考試院密集地における居住形式について考察する。

5-1-2. 調査の方法と流れ

1) 調査の方法

本研究ではソウル市内の考試院密集地の利用実態に着目し、①ソウル消防災難本部からの考試院業登録データにより、GISを利用して韓国のソウル市内で考試院の数が最も多い6つの地域を選定する。②各地区の利用実態を把握するため、施設管理者と利用者に対してヒアリング・アンケート調査を実施する。

現地調査に当たっては、GISを用いて考試院の分布図を作成し、6つの考試院密集地を特定した。そして、各密集地に所在する考試院の管理者に対して、研究協力の依頼を行い、研究協力に同意した施設に対して聴き取り調査と実測調査を実施した。

聴き取り調査については、共通の一般情報6項目、管理運営者向けの施設管理及び運営に関する質問21項目、利用者向けの利用目的や生活に関する質問の20項目で行った。

2) 調査の流れと結果

現地調査は、Table5-1. で示すような流れで行った。

まず、考試院の密集エリアを特定し、現場の半径500m内の考試院を調査員が立ち入り、聴き取り調査と地域施設の概観調査を行った。

聴き取り調査では、2018年から2019年までの2年間で、1回の予備調査と3回のアンケート調査を実施した。

考試院の利用実態に対するアンケート調査のため、1回目は予備調査として施設の管理者に対する研究協力の依頼を行った。

Table5-1. 現地調査の方法と流れ

Research process	出典	方法	結果
① 考試院業登録情報を収集	ソウル災難本部	情報公開システムで申請	考試院リストを入手 (2015年登録施設)
② 考試院の分布図から密集地を確認	考試院リスト (2015年)	考試院リストの住所を基に GISを用いて分布図を作成	ソウル市で登録された考試院 の現状を確認
③ 考試院の管理者へ調査協力を依頼	考試院リストの 住所	考試院密集地の考試院を訪問し管理者へ研 究協力の依頼をする	総40ヶ所の考試院管理者から 協力の同意を得た
④ 考試院の管理者ヒアリング調査	調査協力同意書	管理者に考試院の施設及び運営状況に 関して聞き取り調査を実施	3回の調査で合計40件
⑤ 考試院の利用者アンケート調査	利用実態調査書	調査協力を得た考試院の利用者に対してア ンケート調査を実施	3回の調査で合計120件
⑥ 考試院の実測及び周辺施設概観調査	考試院の分布図 (GIS)	① 考試院の間取り実測調査 ② 利用者の生活関連施設の概観調査	①36件の間取り図を作成 ②GISで施設分布図を作成

初回以降は③④⑤の手順で行う

第2回調査からは、1回目の調査で研究協力依頼に同意した施設を訪問し、管理者及び利用者へのアンケート調査を実施した。

聞き取り調査と共に施設の実測と概観調査を実施するために、現地では1人以上の研究補助員を同行した。

管理者及び利用者へのアンケート調査に対しては、研究協力に同意した管理者に対してアンケート調査を実施し、管理者から利用者への調査依頼を要請を行った。その後、要請に応じた利用者に対してインターネットによるアンケート調査<sup>5-1)</sup>を実施した。

Table5-2で示すように、2018年9月から2019年10月までの調査結果、6つの地区の考試院36施設を訪問し、管理者から40件、利用者から120件、合計160件の回答を受けた。



Table5-2. 現地調査の結果

調査回数	1回 (2018年9月)		2回 (2018年11月)		3回 (2019年6月)		4回 (2019年10月)		結果 (2019年11月 回収終了)			
	調査対象	管理者	管理者	利用者	管理者	利用者	管理者	利用者	施設調査	管理者	利用者	聞き取り
冠岳区(A)		5	4	13	4	3	0	4	6	8	20	8
Gwanak_A												
銅雀区(B)		2	8	12	0	0	0	8	済	8	20	8
Dongjak_B												
江南区(C)		2	6	6	0	7	0	7	6	6	20	5
Gangnam_C												
東大門区(D)		5	5	10	1	3	0	7	6	6	20	5
Dongdaemun_D												
永登浦区(E)		3	6	5	0	8	0	7	4	6	20	5
Yeongdeungpo_E												
西大門区(F)		4	4	8	2	4	0	8	4	6	20	5
Seodaemun_F												
合計		21	35	54	7	25	0	41	26	40	120	36

5-1) Google form : <https://docs.google.com/forms/d/1-Dy0Xgx0wWFjXzPt4cJo5Eh9QGt1Y57K9vePSyncoC8/edit>

5-2. 考試院の運営と管理

5-2-1. 考試院の管理・運営者

第2章で、考試院に関わる法令として前述したように、韓国の消防施設法では考試院に対して多衆利用業所の多衆生活施設として分類され、考試院の運営のためには考試院業として登録することが求められる。従って、ほとんどの考試院は個人の業者により、所在地の各管轄の消防署に考試院業の登録手続きが行われている。考試院の運営・管理に対するヒアリング調査では、考試院の運営者に対して年齢や性別、居住地、運営期間、建物の所有、利用料金、部屋数、提供サービスの内容などの質問を行った。

1) 管理者の通勤方法

管理・運営者へのヒアリングによると、考試院専用施設の場合は、考試院の建物を所有している運営者が多い反面、併用施設では賃貸して施設を運営している場合が多かった。

考試院までの通勤方法に関しては、Fig. 5-1で示すように、全体の40件のうち18件(45%)が常駐しながら勤務しており、6件(15%)が徒歩で通勤していると回答した。全体的には、管理・運営者の大半は考試院の近所に居住していることが分かった。一方、各密集地で比較すると、冠岳区(A)では常駐する管理者が7割以上であるが、江南区(C)では3割未満で、地区によっては通勤方法に差が見られた。

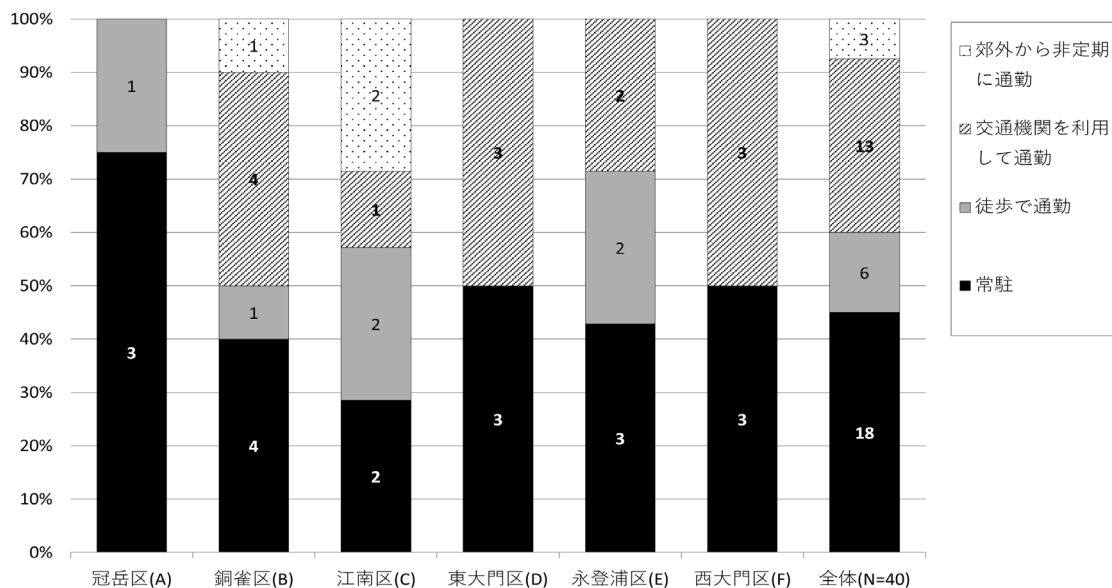


Fig.5-1 考試院管理者の通勤方法 (N=40)

2) 考試院管理者の在職期間

考試院の在職期間に関しては、Fig. 5-2で示すように、全体的には10ねん未満の施設が25件で62.5%であった。各密集地で比較すると、銅雀区(B)や永登浦区(E)では、10年以上の運営者が5割以上を占めるが、江南区(C)や東大門区(D)では6年以下の運営者が8割を超え、地区毎に差が見られた。

5-2-2. 考試院の管理と契約方法

1) 考試院の管理者

考試院の運営者は、考試院業として登録した事業主であり、考試院の管理者は職業として考試院の管理と利用者応対などを行う職員である。

小規模の考試院では運営者が管理まで行う場合もあるが、「総務」と呼ばれる管理職員を雇うことが一般的である。

「総務」の場合、勤務時間が決まっており、契約条件によっては考試院の居住しながら管理職員の仕事を行う場合もあった。特に、考試村と呼ばれる冠岳区新林洞や銅雀区鷺梁津洞では、考試生が考試院の管理者として務めることで、考試院の利用料を免除される場合が多かった。考試院の管理者は、運営者と直接に契約する場合が一般的であった。

2) 考試院の利用契約

考試院の利用契約は基本的に月毎に更新される。一般的な賃貸住宅とは異なり、考試院の場合は保証料がかからず、保証人も必要としない。

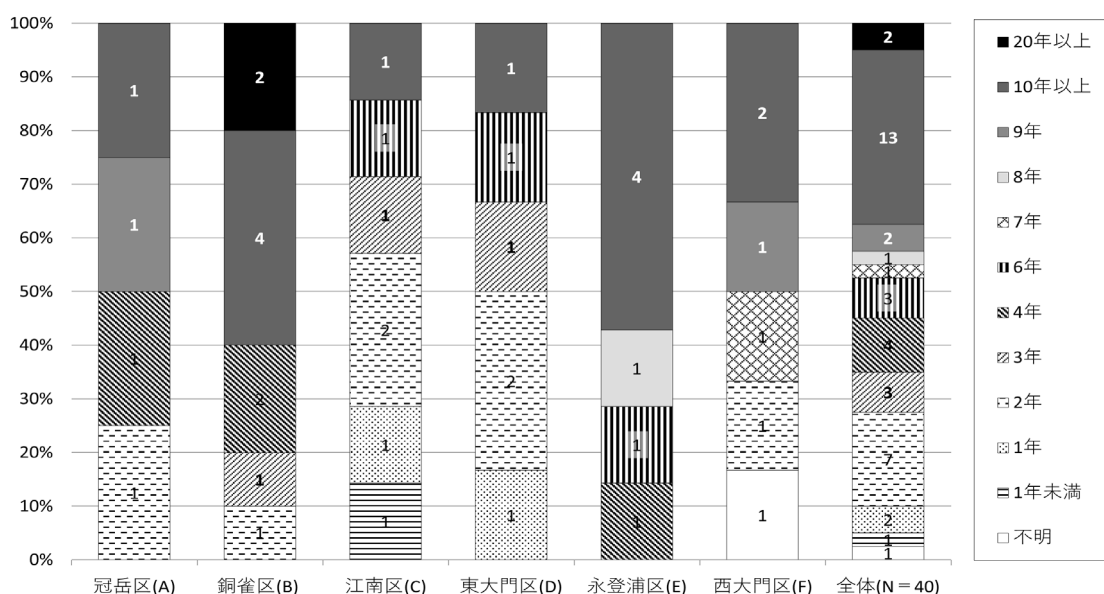


Fig.5-2 考試院管理者の在職期間 (N=40)

契約するに当たり、部屋に空きがある場合は1か月間の料金を支払うことで入居ができる。退去は事前に話すように言われるが、特に退去の申し出がなければ、そのまま契約は更新される。利用料金は契約時から1か月毎に支払うことが一般的である。

### 3) 考試院の利用料金

Fig. 5-3で示すように、考試院の利用料金は考試院の所在地や施設によって差があるが、1か月の料金には考試院で生活するための光熱費などが含まれている。冷暖房や上下水道料金も含まれており、場合によってはご飯やインスタントラーメン、キムチなどの食材や洗剤などの生活用品までも提供される考試院もある。特に、江南区(C)は他の地域より料金が高く、永登浦区の考試院は比較的安価で、食材や洗剤などの生活の備品が提供される施設がほとんどであった。

## 5-2-3. 考試院の管理者の特徴

考試院は主に民間の個人事業者により運営されている。考試院の運営仕組みとしては、運営者が直接管理する場合と職員を雇って運営する場合がある。冠岳区(A)・東大門区(D)・西大門区(F)では、考試院の運営者が常駐しながら管理する場合が5割以上であった。銅雀区(B)・江南区(C)・永登浦区(E)では、「総務(チョンム)」と呼ばれる管理職員を雇って運営する方法が大半を占め、特に銅雀区鷲梁津洞(ドンジャクノリヤンジンドン)の考試院では、考試院の利用者が施設利用料の免除やアルバイト代を受給し、管理職員となっている場合が多く見られた。

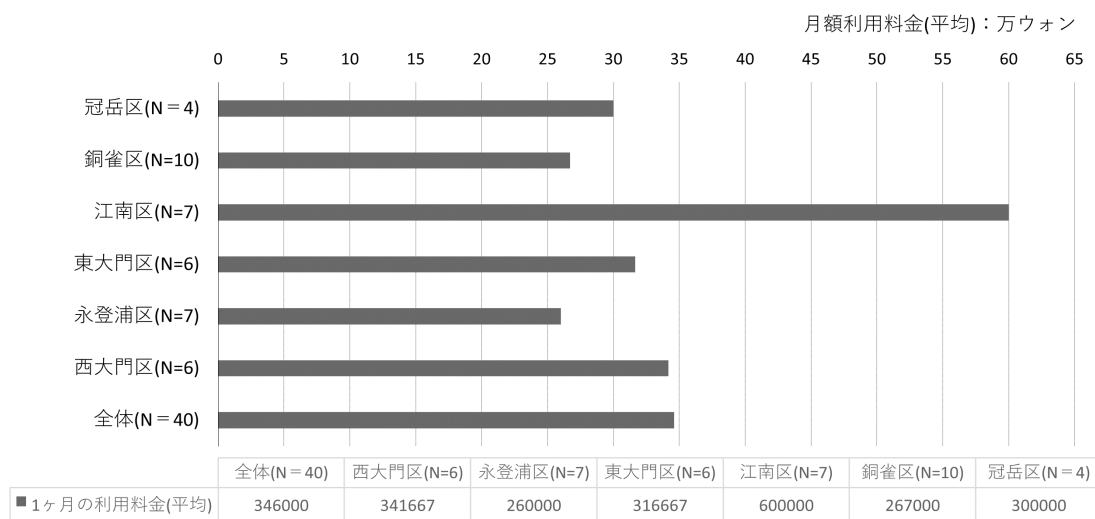


Fig.5-3 考試院の月額利用料金(平均) (N=40)

### 5-3. 考試院利用者の属性と利用の目的

考試院の利用実態に関するアンケート調査のうち回答を得られた、考試院利用者120名の職業と利用の目的に関する回答を分析し、利用者の属性と利用の目的について考察する。

#### 5-3-1. 考試院密集地における考試院の利用者

##### 1) 考試院の利用者の職業

(A) 冠岳区新林洞に所在する考試院では考試生(7件)や大学生(3件)が半分を占めた。また、会社員(4件)や就職活動者(3件)も利用している。

(B) 銅雀区鷺梁津洞では、主に考試生(17件)が考試院を利用しており、考試生以外の利用者は少なかった。

(C) 江南区駅三洞では、利用者の4割が大学生(5件)や留学生(2件)で、6割が若年の就職活動者(6件)や会社員(4件)、そして労働者(2件)であった。

(D) 東大門区里門洞では、留学生(10件)や大学生(7件)の利用者が大半で、考試生やその他の利用者は少なかった。

(E) 永登浦区永登浦洞では、考試生や大学生の利用は少なく、日雇い労働者(12件)や生活保護者(5件)が大半を占めた。

(F) 西大門区滄川洞では、大学生(5件)や留学生(5件)の利用が半分を占めるものの、生活保護者(3件)などの比率も多く、様々の利用者が混在する特徴が見られた。

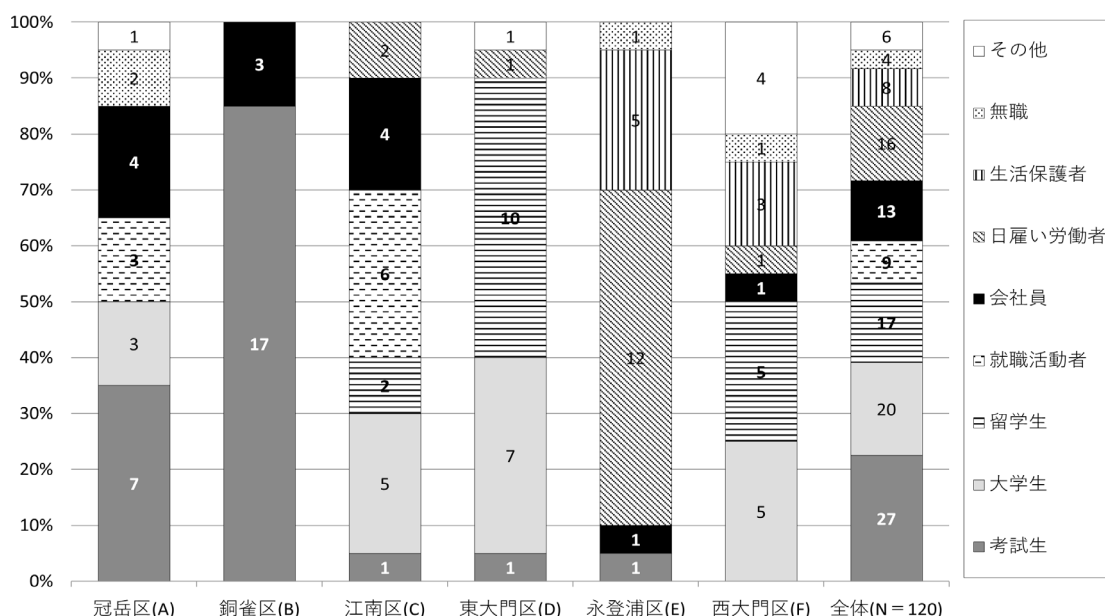


Fig.5-4 各地区別の考試院利用者の職業 (N=120)

2) 考試院の利用期間

Fig. 5-5で示すように、考試院の利用者120名からのアンケート回答によると、現在の考試院での利用期間は3ヶ月から6ヶ月未満が36件(30%)で最も多かった。次に6ヶ月から1年未満が30件(25%)であり、利用期間が1年未満の利用者が88件で全体の7割を超えた。一方、利用期間が1年以上の利用者は約3割、2年以上の利用者は14件で11.6%を占めた。

調査の結果から見ると、考試院での利用期間は他の居住施設に比べて短期間であるといえる。

ほとんどの考試院は、契約期間を1ヶ月毎に更新する仕組みで運営されている。入居時に簡易契約として1ヶ月の利用料を支払い、毎月利用料を払うことで契約が継続される。他の一般的な賃貸住宅の契約とは異なり、保証などが必要ないため不動産業者の立入も行っていない。

このように、1ヶ月毎で簡易に行っている考試院の契約方式が考試院利用者の居住期間に影響を与えていると考えられる。

一方で、考試院の利用期間を各密集地で比較すると、冠岳区(A)・銅雀区(B)・江南区(C)は全体の傾向と同様であるが、東大門区(D)・西大門区(F)では6ヶ月未満の比率が高い傾向が見られた。特に、永登浦区(E)では利用期間が1年以上の場合が8件(40%)で他の地区に比べて長期間の利用者が多い特徴が見られた。

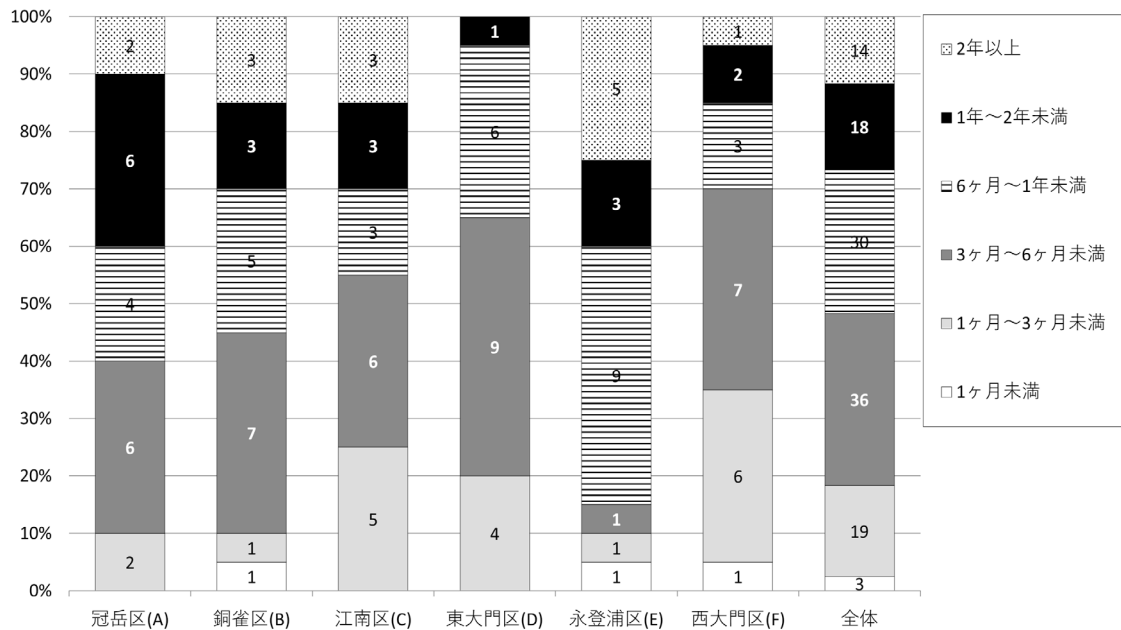


Fig.5-5 考試院の利用期間 (N=120)



### 5-3-2. 考試院の利用目的

#### 1) 各考試院密集地における考試院の利用目的

Fig. 5-6で示すように、考試院の利用目的に対するアンケート調査回答の132件を6つの地区で比較する(Fig. 5-7)。

(A) 冠岳区新林洞では利用目的に対する回答の24件のうち、生活の必須条件である「睡眠」や「食事」を挙げた回答が10件(41.7%)、「仕事・学習」が7件(29.2%)を占めた。

(B) 銅雀区鷺梁津洞では、16件のうち「仕事・学習」を目的とした回答が9件(56.3%)を占めており、「食事」を目的とした回答はなかった。

(C) 江南区駅三洞では、新林洞(A)と同様に「睡眠」や「食事」の目的が9件(45.0%)で多いが、「仕事・学習」を目的にした回答も8件(40.0%)が多かった。

(D) 東大門区里門洞では「睡眠」が12件(38.7%)と、「食事」が4件(12.9%)で、生活関連の「睡眠」や「食事」の目的とした回答が半分を超えた。

(E) 永登浦区永登浦洞では「睡眠」が8件(47.1%)と、「食事」が5件(29.4%)を目的とした回答が13件(76.5%)で、他の地域に比べて非常に多い。

(F) 西大門区滄川洞では新林洞(A)と同様に「睡眠」と「食事」の目的が10件(41.7%)で、「仕事・学習」は7件(29.2%)であった。

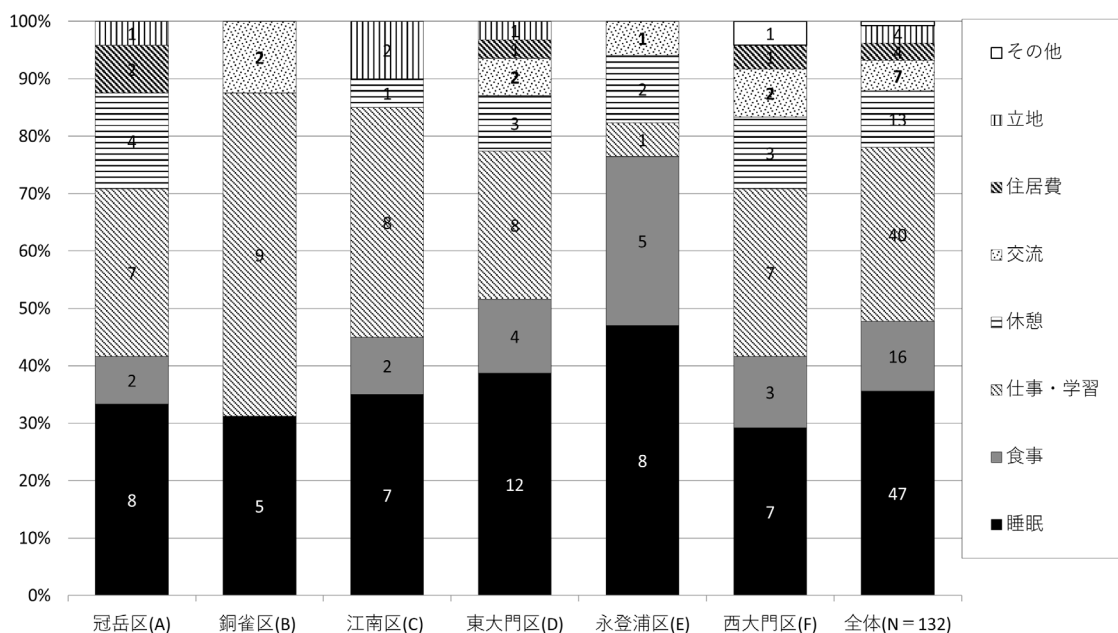


Fig.5-7 各地区別の考試院の利用目的 (N=132, 複数回答有り)

2) 考試院利用者の属性と利用目的

Fig. 5-7の「全体」で示したように、考試院利用の目的は「睡眠」の次に「仕事・学習」の回答が多い。Fig. 5-8で示すように、考試院利用の目的を利用者の職業別に見ると、考試生や大学生、留学生は「睡眠」の次に「仕事・学習」を理由とした回答が多く、全体と同様であった。

一方、日雇い労働者は「睡眠」と「食事」のために考試院を利用する回答が12件(42.9%)で生活の必須条件の回答が多いが、「交流」の回答も5件(17.9%)であった。また、就職活動中の若年の利用者や会社員、そして生活保護者からは、「住居費」と答えた回答も見られた。

3) 考試院において利用の目的

考試院を利用する目的として「仕事・学習」と答えた利用者のうち、考試生・大学生・留学生は「学習」の目的で考試院を利用していると考えられる。特に銅雀区鷺梁津一帯の考試生からの回答が多く、考試生や大学生の利用者が多い地域では同様の傾向が見られる。

「睡眠」や「食事」を取り上げた利用者は、主に「居住」の目的で考試院を利用していると考えられる。この回答は日雇い労働者の比率が高い永登浦区永登浦洞一帯が著しく、留学生や生活保護者らの多い地域でも同様の傾向が見られた。

つまり、考試村と呼ばれる地域で考試院は、主に考試生により本来の学習施設として利用されており、その他の地域では単身者の居住施設として利用されていることが分かった。

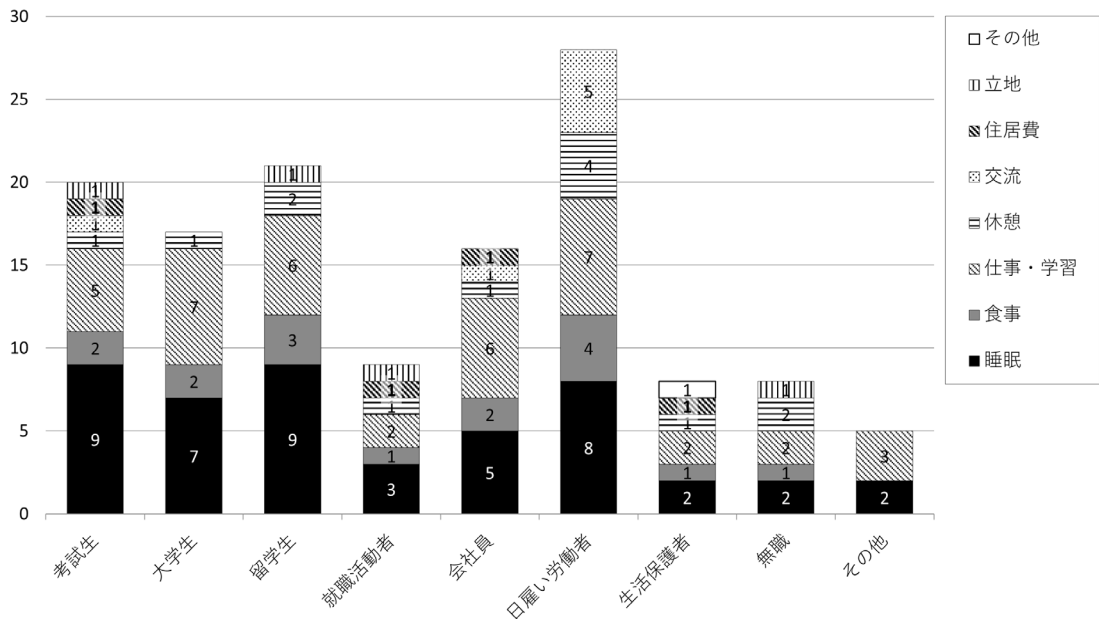


Fig.5-8 利用者の職業による考試院の利用目的 (N=132, 複数回答有り)

### 5-4. 考試院密集地における考試院利用者の生活パターン

考試院利用者に対する、「①考試院の利用時間」と「②日常で2時間毎の利用する地域施設」に関するアンケート調査の回答を分析し、考試院利用者の生活パターンについて考察する。

#### 5-4-1. 考試院を利用する時間帯

考試院利用者の生活パターンを把握するために、平日考試院に滞在する時間帯を2時間毎に調査した。その結果、Fig. 5-9で示すように、午前8時までは103人(85.6%)が滞在したが、その後考試院に滞在する人は減少し、12時から16時までは18人(15%)が利用していた。そして、22時には90人(75.0%)が滞在しており、に戻ってくるパターンが大半であることがわかった。

考試院の利用時間帯を各地区で見ると、銅雀区の利用者は最も考試院の滞在時間が短く、朝6時頃に考試院から出かけて夜10時以降に戻るパターンが大半であった。また、永登浦区の利用者は朝8時頃に出かけて18時以降に戻るパターンで、一日の半分以上を考試院で過ごしていた。

一方で、西大門区の利用者は日中も考試院から出かけず、考試院の中でほとんどの時間を過ごしている人が多く見られ、ひきこもりの問題が潜在していることが分かった。

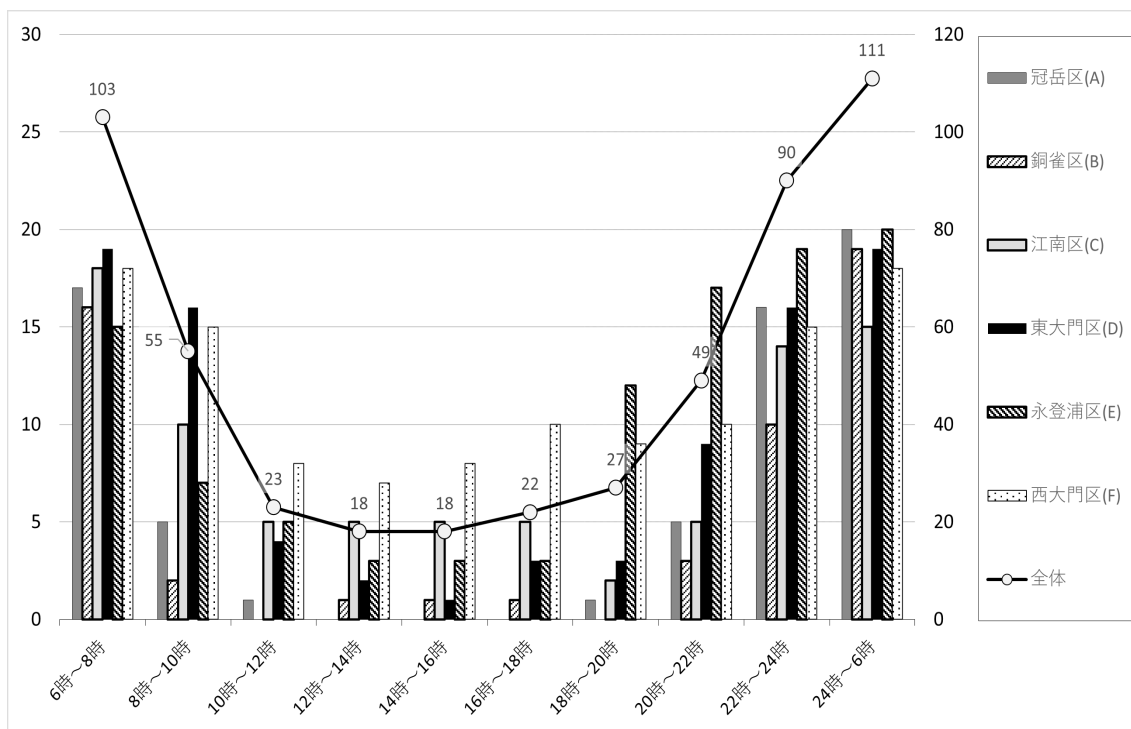


Fig.5-9 考試院の利用時間帯 (N=120)

5-4-2. 考試院の利用者が利用する周辺施設

1) 考試院密集地と利用する施設の種類の種類

考試院の利用者の生活パターンを把握するため、日常的に利用している周辺施設について、2時間ごとに回答してもらった。

その結果、Fig. 5-10で示すように、各考試院密集地では、日常的に利用する施設の種類の種類に差が見られた。

冠岳区新林洞(A)と銅雀区鷺梁津洞(B)、江南区駅三洞(C)では、考試院を含めて4ヶ所以上の施設を利用している場合が50%以上を占めている。

一方、東大門区(D)と永登浦区(E)や西大門区(F)では、3ヶ所以下の施設を利用している場合が50%以上を占めた。中でも、永登浦区(E)や西大門区(F)では考試院のみで他の施設を利用していない回答(5件)も見られた。

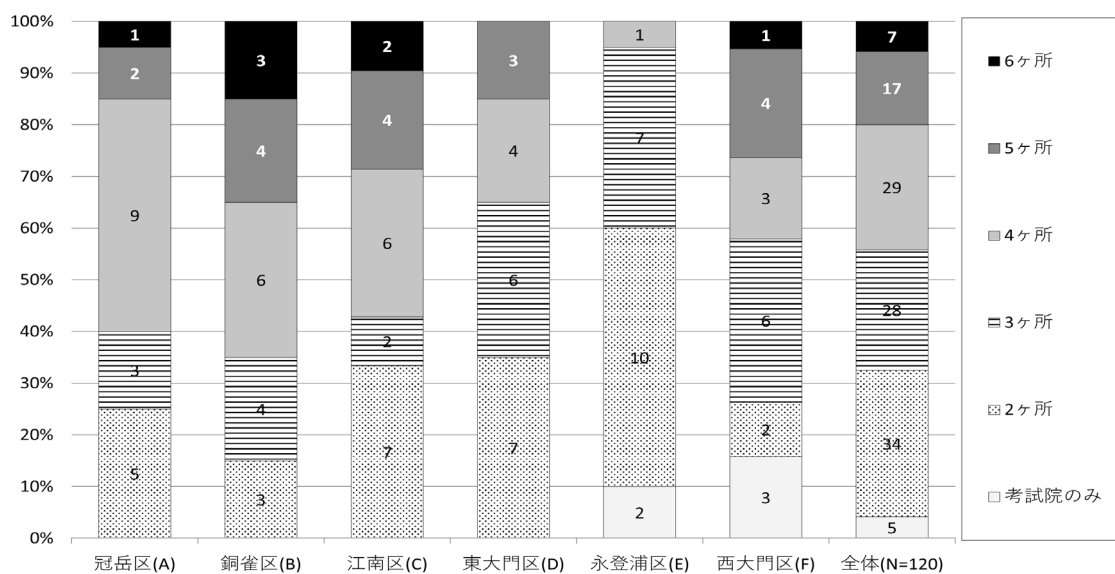


Fig.5-10 各地区で日常的に利用する施設の種類の種類数 (N=120)

2) 利用者属性と利用する施設の種類の種類

Fig. 5-11では、考試院利用者が日常的に利用している周辺施設の種類の利用者の職業別に示す。

考試生(27件)や大学生(20件)は、4ヶ所以上の施設を利用しながら日常生活を過ごしている場合が考試生の19件と大学生の12件で、60%以上の利用者が考試院以外の周辺施設を利用していた。

比較的収入が安定する会社員(13件)は、4ヶ所以上の施設を利用しながら日頃の時間を過ごしている場合が4件(30.8%)であった。

一方で、日雇い労働者(16件)は、日常生活で2ヶ所の施設を利用している場合が11件(68.8%)で大半を占めた。特に、考試院以外の施設を利用せずに、考試院の中でほとんどの時間を過ごしている生活保護者(2件)や無職(1件)などの利用者は、考試院に引きこもっていることが推測される。

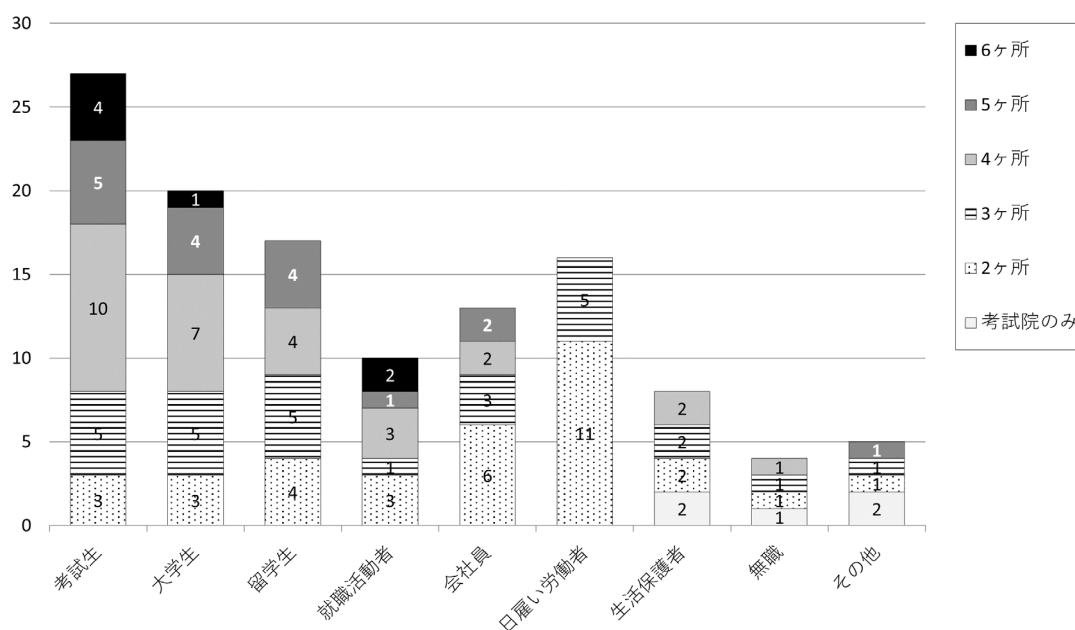


Fig.5-11 利用者職業別の日常生活で利用する施設の種類の種類 (N=120)

## 5-4-3. 考試院利用者の生活パターン

Fig. 5-4で示したように、本来の考試院利用者である考試生は主に銅雀区の考試院を利用している。そして、東大門区では留学生が、永登浦区では日雇い労働者が主な利用者としてみられ、利用者の属性は地区ごとに違いがあることが明らかになった。

また、Table5-3で示すように利用者の属性により考試院の滞在時間が異なっていた。

銅雀区の利用者は最も短い時間を過ごしていて、朝6時頃に考試院から出かけて夜10時以降に戻るパターンが大半であった。そして、日中は街中の塾など地域の関連施設で生活していることが分かる。

一方、永登浦区の利用者は朝8時頃に出かけて18時以降に戻るパターンで、一日の半分以上を考試院で過ごしていた。なお、西大門区の主な利用者である生活保護者は日頃に考試院から出かけず、考試院の中でほとんどの時間を過ごしている生活パターンがみられた。

以上のように、考試院の利用者は地区別に異なっており、利用者によって考試院の利用実態が異なっていた。しかし、どの地区でも考試院は主に就寝のために利用されていることが分かった。

Table5-3. 考試院の利用実態から見た地域の特徴

区分	主な利用者	管理者の特徴	主な利用期間	主な滞在時間	主に利用する周辺施設の種類の種類	関連施設
冠岳区新林洞 (A)	大学生・会社員	運営者	1年以上	22時～8時 (10時間)	4ヶ所以上	考試塾、 読書室
銅雀区鷺梁津洞 (B)	考試生	考試生	1年以上	22時～6時 (8時間)	4ヶ所以上	考試塾、 読書室
江南区駅三洞 (C)	就職活動・大学生	管理職員	1年以上	22時～8時 (10時間)	3ヶ所以下	職場、 予備校
東大門区里門洞 (D)	留学生・大学生	運営者	1年未満	21時～9時 (12時間)	3ヶ所以下	大学
永登浦区永登浦洞 (E)	日雇い労働者	管理職員	2年以上	18時～7時 (13時間)	2ヶ所以下	職場 (職業紹介 所)
西大門区滄川洞 (F)	留学生・大学生	運営者	1年未満	21時～10時 (13時間)	3ヶ所以下	大学

## 5-5. 周辺施設の利用と居住形式

考試院利用者の日常生活に対するアンケート調査の結果から分かるように、考試院の利用実態は利用者の属性に伴って各地区で差が見られた。また、日常的に求められる周辺施設は考試院利用者の属性によって異なることが分かった。

ここでは、考試院の利用実態と周辺施設の関係を確認することで、各考試院密集地における考試院の居住形式について考察する。

### 5-5-1. 考試院密集地における周辺施設

ソウル市内の考試院密集地の6地区に対して、考試院の利用実態の調査から確認できた考試院利用者の日常的に求められる周辺施設について、施設の分布と利用実態を調査した。

考試院の施設形態と分布に関しては、第4章の分析結果を用いる。

周辺施設の種類は、アンケート調査の結果に基づいて、その分布をGIS上で表す。また、周辺施設に関しては現地で概観調査を行い、位置と種類を確かめた。さらに、各考試院密集地の考試院と周辺施設の関係を管理者や利用者の聴き取り調査の結果と絡めて考察し、以下のTable5-4のA~Fでは、各地域の施設と考試院の関係を事例と共に表す。

関係性については、利用上で考試院との間に提携の仕組みがある場合は積極的な連携関係を持つ施設として「◎」を、提携の仕組みはないが特定の施設を考試院の利用者が定期的に利用している場合は「○」を、特定の施設ではないが定期的に利用する施設である場合は「△」を、特定の施設ではなく定期的に利用する施設でもない場合は「×」として表す。

① 冠岳区新林洞 (A)

ソウル大学周辺の約100haの広い範囲に分布している。このエリアでは、広い範囲に考試院の密集が見られるが、専用施設はある程度の距離を離れて位置している。このエリアでは、面積占有率が60%以上の建物が多く、築年数が30年以上と思われる老朽化した建物が多く見られた。

利用者の多くは公務員採用試験を準備する受験生(考試生)であるが、近年は若年単身者の利用も増加している。

新林洞一帯には考試院を含めて、月極めで利用する読書室(専用机・棚のある自習コーナーを個人に貸し出す施設)や食堂、各種の塾、そして考試関連の古本屋など、公務員試験などを準備する考試生に必要な施設が分布する。このエリアでは高等公務員試験を受ける人が集まり、中でも司法試験を受ける人が多い。

考試院の周辺では、考試生らが利用する読書室が密集している。また、考試受験のための考試塾が分布しており、この地域の考試院利用者である考試生は塾と読書室で日頃の受験生活を過ごしている。



Fig.5-12 冠岳区新林洞における考試院と周辺施設  
(①、②、④はTable5-4.の関連施設を示す)



Table5-4. 冠岳区新林洞の考試院関連施設

関連施設	内容と特徴	関係性	事例
考試塾	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種公務員試験に対する受験教育</li> <li>・各考試に対する期間制の専門塾で、受験生が通学する</li> <li>・周辺の読書室又は考試院と連携関係がある</li> </ul>	○	 <p>① 考試塾の事例</p>
読書室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験生が自習する場所</li> <li>・月極めの料金で専用の座席を利用する</li> <li>・考試塾や考試院と連携関係があるが提携の仕組みはない</li> </ul>	○	 <p>② 読書室の事例</p>
考試食堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月極めの料金若しくはチケット制で利用する</li> <li>・食事の時間が決まっている</li> <li>・比較的朝早い時間(6時頃)から食事ができる</li> <li>・考試院と連携関係はあるが提携の仕組みはない</li> </ul>	○	 <p>③ 考試食堂の事例</p>
カフェ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低価格のテイクアウト品が多い</li> <li>・比較的朝早い時間(7時頃)から営業する</li> <li>・勉強やグループスタディーを行う人が多い</li> <li>・利用者は定期的にご利用するが、専用の場所には確保できない</li> </ul>	△	 <p>④ カフェの事例</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の地域に比べてコンビニエンスストアが多い</li> <li>・考試院の利用者がアルバイトする場合があるが、連携関係はない</li> <li>・考試院の利用者に向けた商品がみられる</li> </ul>	△	 <p>⑤ その他</p>

② 銅雀区鷺梁津洞 (B)

鷺梁津駅周辺の幹線道路沿いを中心に約50haの範囲で分布している。鷺梁津洞では他の地域に比べて建物の規模にばらつきがあることと、狭い範囲に考試院が密集している様子が確認できる。さらに、考試院専用施設が多く、それらも密集していることが特徴である。

鷺梁津洞一带には一般公務員受験生の利用が多いため、幹線道路沿いには大規模な予備校や教員・公務員試験の塾が密集している。そして、塾の周囲には考試院はもちろん読書室やグループで勉強するカフェ、ジムなどの考試関連施設が分布する。

特にここでは、キッチンの機能を備えていない考試院も確認されており、考試院利用者は日常的に考試院の周辺にある「考試食堂」などで食事をしている。

このように鷺梁津洞では新林洞と同じ仕組みで月極めの読書室や食堂などの施設が地域内で考試院と連携関係を持って分布している。

そこで、考試村では日常生活のために必要な単機能の施設が地域内で連携する仕組みで居住環境を形成しているといえる。

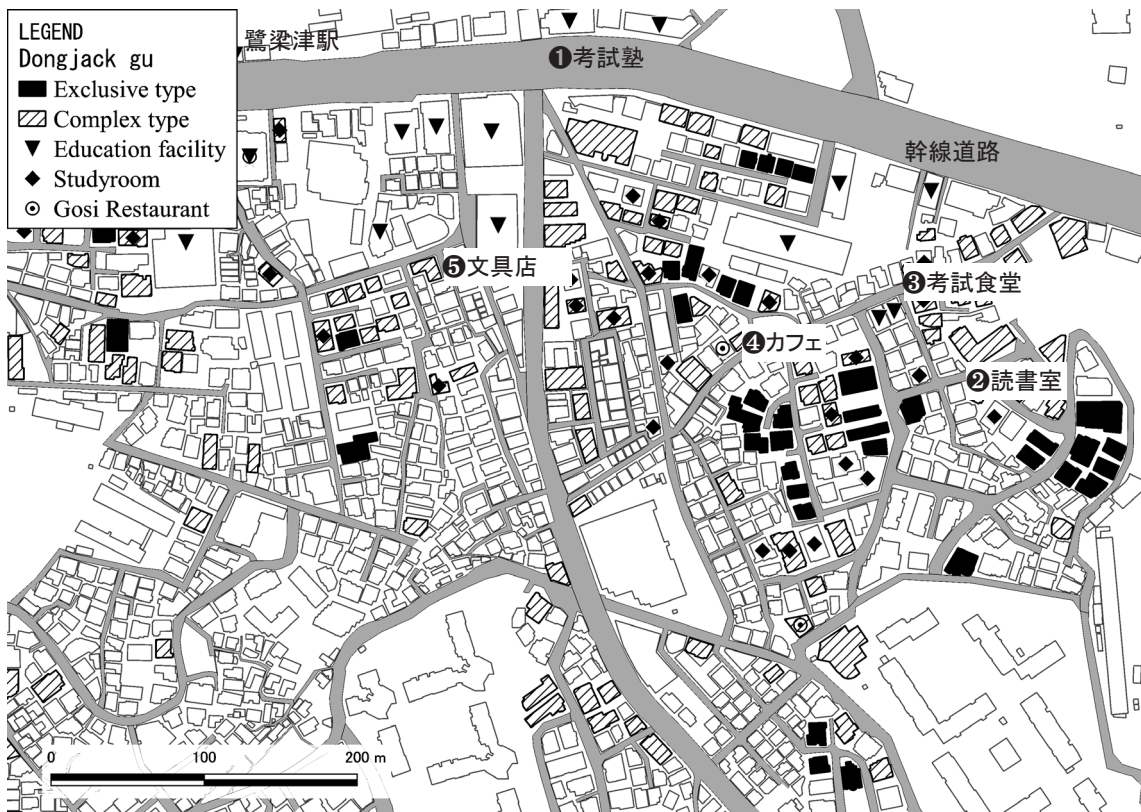


Fig.5-13 銅雀区鷺梁津洞における考試院と周辺施設

(①、②、③、④はTable5-5.の関連施設を示す)

Table5-5. 銅雀区鷺梁津洞の考試院関連施設

関連施設	内容	関係性	事例
考試塾	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種公務員試験に対する受験教育</li> <li>・各試験に対する期間制の専門塾で、受験生が通学する</li> <li>・周辺の読書室や考試院と連携関係がある</li> <li>・大規模の施設が多い</li> </ul>	◎	 <p>① 考試塾へ登校する受験生</p>
読書室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・考試生が自習する場所</li> <li>・月極めの料金で専用の座席を利用する</li> <li>・考試塾や考試院と連携関係がある</li> <li>・ある読書室では周辺施設と提携関係を組んで情報を提供している(Fig.5-18)</li> <li>・24時間利用可能</li> </ul>	◎	 <p>② 読書室の事例</p>
考試食堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月極めの料金若しくはチケット制で利用する</li> <li>・食事の時間が決まっている</li> <li>・比較的朝早い時間(6時頃)から食事ができる</li> <li>・考試院や読書室と連携関係があり、提携の仕組みにより低価格で食事ができる</li> </ul>	◎	 <p>③ 考試食堂の事例</p>
カフェ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低価格のテイクアウト品が多い</li> <li>・比較的朝早い時間から営業する</li> <li>・勉強やグループスターディを行う人が多い</li> <li>・塾や読書室と連携関係がある</li> </ul>	○	 <p>④ カフェの様子</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・考試生向けの文具店や印刷専門店が分布</li> <li>・考試院から管理職(総務)を募集する広告がみられる</li> <li>・街の中で考試生同士のコミュニティが強い</li> </ul>	△	 <p>⑤ 考試生向けの文具店の事例</p>

③ 江南区駅三洞 (C)

オフィス街と繁華街として有名な駅三洞では、新林洞や鷺梁津洞のような密集がみられず、100ha以上の広い範囲に分散している。この地域で考試院は幹線道路沿いではなく、8m以下の道路沿いに分布している。また、考試院は併用施設が多く、部分的に10件未満の施設のまとまりがみられる。

駅三洞一带には高層オフィスと共に、語学塾や予備校用の建物が分布している。このエリアでは、一般の飲食店やカフェ、コンビニエンスストアなどは数多く分布しているものの、新林洞や鷺梁津洞のような地域施設との連携関係は見られない。

一方、最近予備校の周辺には、月々の料金が10万ウォン以上で予備校生(大学浪人)専用の「学舎(ハクサ)」と呼ばれる私設の寮が増えている。

近年、このエリアの考試院では海外からの留学生の利用が増加し、施設内では周辺施設や地域に関する英語の案内板なども見られた。

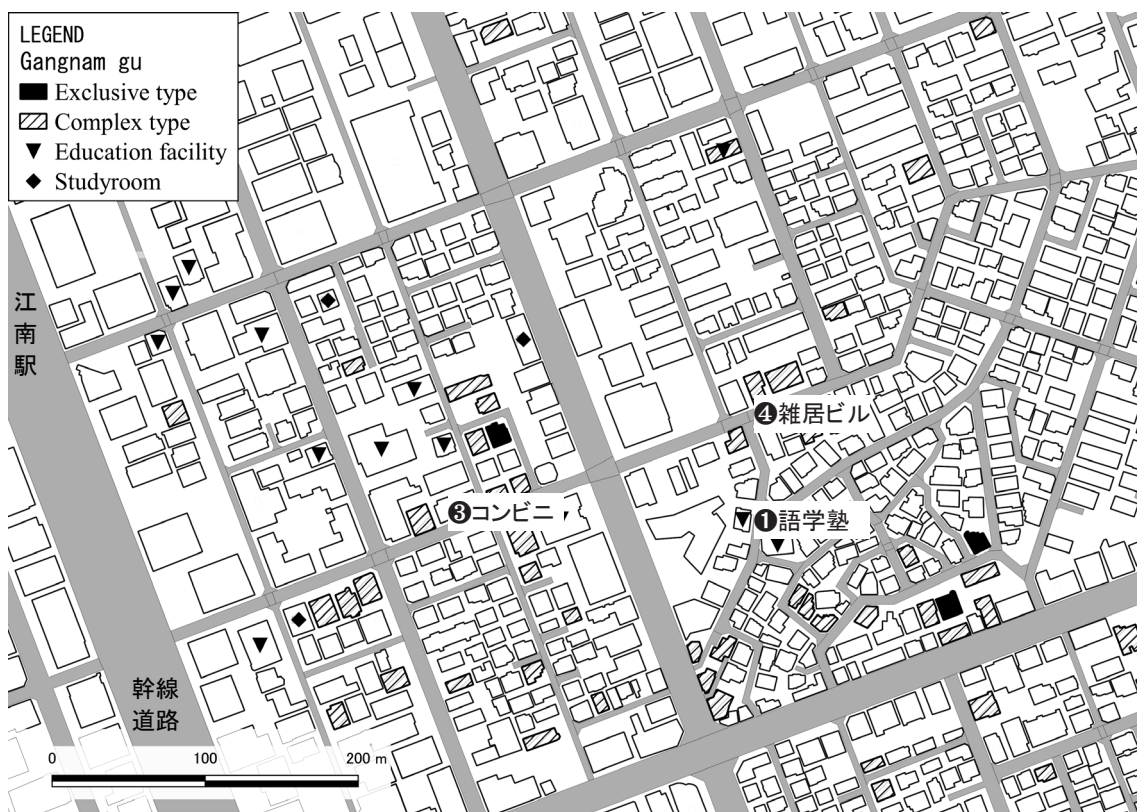


Fig.5-14 江南区駅三洞における考試院と周辺施設  
(①、③、④はTable5-6の関連施設を示す)

Table5-6. 江南区駅三洞の考試院関連施設

関連施設	内容	関係性	事例
語学・受験塾	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職活動のための英語塾</li> <li>・韓国語を学ぶ留学生向けの語学塾</li> <li>・大学などの進学に対する専門の予備校</li> <li>・考試院と連携関係はない</li> <li>・オフィスビルの一部が塾として利用される場合が多い</li> <li>・地域内の考試院居住者より外部からの通学する人が多い</li> </ul>	△	 <p>① 語学塾の事例</p>
職場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィスや商店、飲食店などで仕事をする人が多い</li> <li>・職住近接のため平日は考試院を利用し、週末は実家に帰る2拠点居住者が多い</li> <li>・考試院と連携関係はないが、考試院居住者の日常生活に密着している</li> </ul>	○	 <p>② オフィスと雑居ビル</p>
コンビニエンスストア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・考試院の周辺でも一般の利用者が多い</li> <li>・考試院と連携関係はない</li> <li>・考試院利用者は不定期的に利用</li> </ul>	×	 <p>③ 考試院周辺のコンビニ</p>
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の利用者が多い</li> <li>・考試院と連携関係はない</li> <li>・雑居ビルの低層部には飲食店などが位置し、上部に考試院の施設が位置する場合が多い</li> </ul>	×	 <p>④ 雑居ビルの事例</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・考試院の利用者としての特徴がみられない</li> <li>・考試院と連携関係の施設がなく、他の施設と混在している</li> </ul>	×	 <p>⑤ 街並み</p>

④ 東大門区里門洞 (D)

大学や駅などの拠点を中心に、5～6件の考試院が小規模なまとまりを形成している。ソウル市立大学が位置する典農洞一帯や、慶熙大学と韓国外国語大学が位置する里門洞・回基洞一帯の大学の周辺に考試院が分布している。

駅の周辺には伝統市場と商業施設が集中しており、考試院の分布するエリアでも数多くの商業施設が存在するものの、考試院と連携関係を持った施設はみられない。

考試院の利用者は大学生や留学生が大半を占めており、考試生はほとんどいない。また、考試村でみられる考試塾や読書室はほとんどない。

近年、このエリアの考試院では、駅三洞と同様に海外からの留学生の利用者が増加しており、考試院の利用する留学生からは個室でプライバシーが確保できるため、考試院の方が学生寮より人気がある。

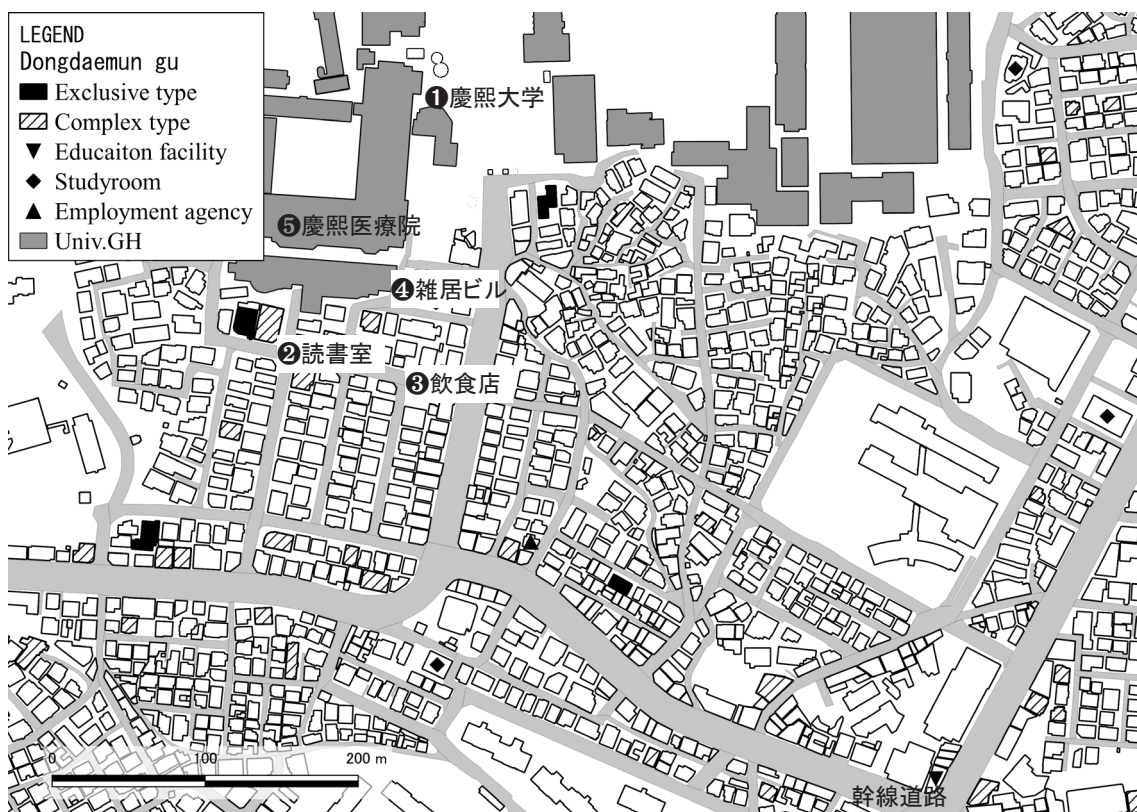


Fig.5-15 東大門区里門洞における考試院と周辺施  
(①、②、③、④、⑤はTable5-7の関連施設を示す)

Table5-7. 東大門区里門洞の考試院周辺施設と利用実態

関連施設	内容	関係性	事例
大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職活動のため英語の塾を通う</li> <li>・韓国語を学ぶ留学生</li> <li>・考試院と連携関係はないが、考試院の居住者は大学に通うために考試院を利用している</li> </ul>	○	 <p>① 大学の周辺</p>
読書室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内に分布する施設の数が少なく、主に大学生や地域の住民が利用する</li> <li>・考試村の読書室のような提携の仕組みは見られない</li> <li>・月極め料金で専有の座席が利用できるが、時間制や日付制などの利用方法もある</li> </ul>	×	 <p>② 読書室の事例</p>
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学生や一般の利用者が多い</li> <li>・考試院と連携関係はないが、考試院居住者は定期的に地域の飲食店を利用する</li> </ul>	△	 <p>③ 飲食店の事例</p>
雑居ビル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学生や一般の利用者が多い</li> <li>・考試院と連携関係はない</li> <li>・底層部には飲食や商店、上部には考試院の施設の雑居ビルが多い</li> </ul>	×	 <p>④ 商店の事例</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慶熙大学敷設の慶熙医療院が所在し、薬屋などの関連施設が多い</li> <li>・考試院と連携関係はないが、医療実習のため地方から上京する看護師などにより一時的に考試院が利用されている</li> </ul>	△	 <p>⑤ 慶熙医療院</p>

⑤ 永登浦区永登浦洞 (E)

永登浦洞には、永登浦駅周辺に百貨店や商業施設、市場が立ち並び、繁華街を形成している。考試院は建物の上層部に併設している事例が多く、10件未満の小規模のまとまりが確認できるものの、新林洞や鷺梁津洞のように密集する分布ではない。

考試村で見られるような考試関連の読書室、月極め食堂は分布していないが、職業紹介所が幹線道路沿いに立ち並んでいることが特徴である。考試院の利用者に関する聴き取り調査では、主に日雇い労働者や生活保護者が考試院を利用してることが分かった。

周辺には、低所得の生活保護者に無料で食事を提供する食堂や、外国からの移住者に対する商店などが見られた。このエリアの考試院と周辺施設では連携の仕組みはないものの、考試院利用者の生活によって、各施設が密着した関係を持っているといえる。

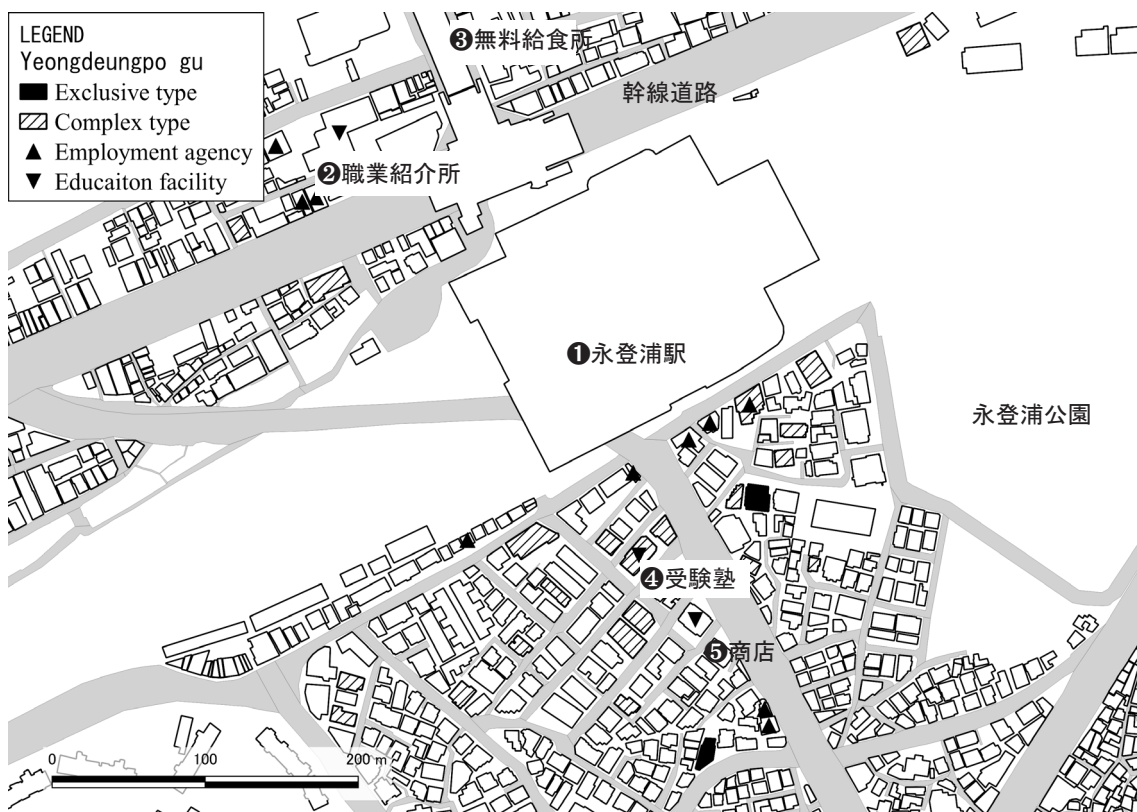


Fig.5-16 永登浦区永登浦洞における考試院と周辺施設  
(①、②、③、④、⑤はTable5-8.の関連施設を示す)



Table5-8. 永登浦区永登浦洞の考試院周辺施設と利用実態

関連施設	内容	関係性	事例
駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方からソウルを結ぶ線路の拠点駅</li> <li>・駅の北側には繁華街が発達</li> <li>・駅の南側に底層の住宅街が密集する</li> </ul>	×	 <p>① 永登浦駅の南側</p>
職業紹介所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日雇い労働者を募集し仕事を仲介する職業紹介所(職業安定所)が多い</li> <li>・職住近接のため考試院に居住</li> <li>・考試院と連携関係はないが、考試院の利用者は収入を得るために定期的に通う施設である</li> </ul>	○	 <p>② 職業紹介所の事例</p>
無料給食所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動として生活保護者や低所得者に対して無料で食事を提供する給食所が存在する</li> <li>・考試院との連携関係はないが、周辺の考試院利用者も利用する</li> </ul>	△	 <p>③ 無料給食所の事例</p>
受験塾	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術職などに特化した受験塾がある</li> <li>・考試村のように密集しておらず、その数も少ない</li> <li>・考試院と連携関係はない</li> <li>・地方や他の地域から通う受験生が多い</li> </ul>	×	 <p>④ 受験塾の事例</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国からの移住者が増加し、異国の食材や商品を売る商店や両替所などがみられる</li> <li>・考試院と提携関係はないが、考試院の利用者も利用する施設である</li> </ul>	×	 <p>⑤ 商店の事例</p>

⑥ 西大門区滄川洞 (F)

大学と地下鉄駅の間エリアに多く試験院が分布しているものの、試験村のように密集する様子はみられない。10件未満の試験院併用施設がまとまりを形成しており、試験院専用施設はほとんど分布しない。

このエリアでは試験塾や読書室はほとんどないが、地下鉄駅と大学の周辺は数多くの商店が分布し、繁華街が形成されている。

この地域の試験院では大学生や留学生、無職、生活保護者などの様々な利用者が混在しており、他の地域に比べて利用実態が複雑な状況である。

しかし、試験院と周辺施設の連携関係や生活に密着した施設は確認できない。

試験院の管理者に対する聴き取り調査より、近年江南区や東大門区の密集地と同様に、海外からの留学生や移住者が増加していることがわかった。

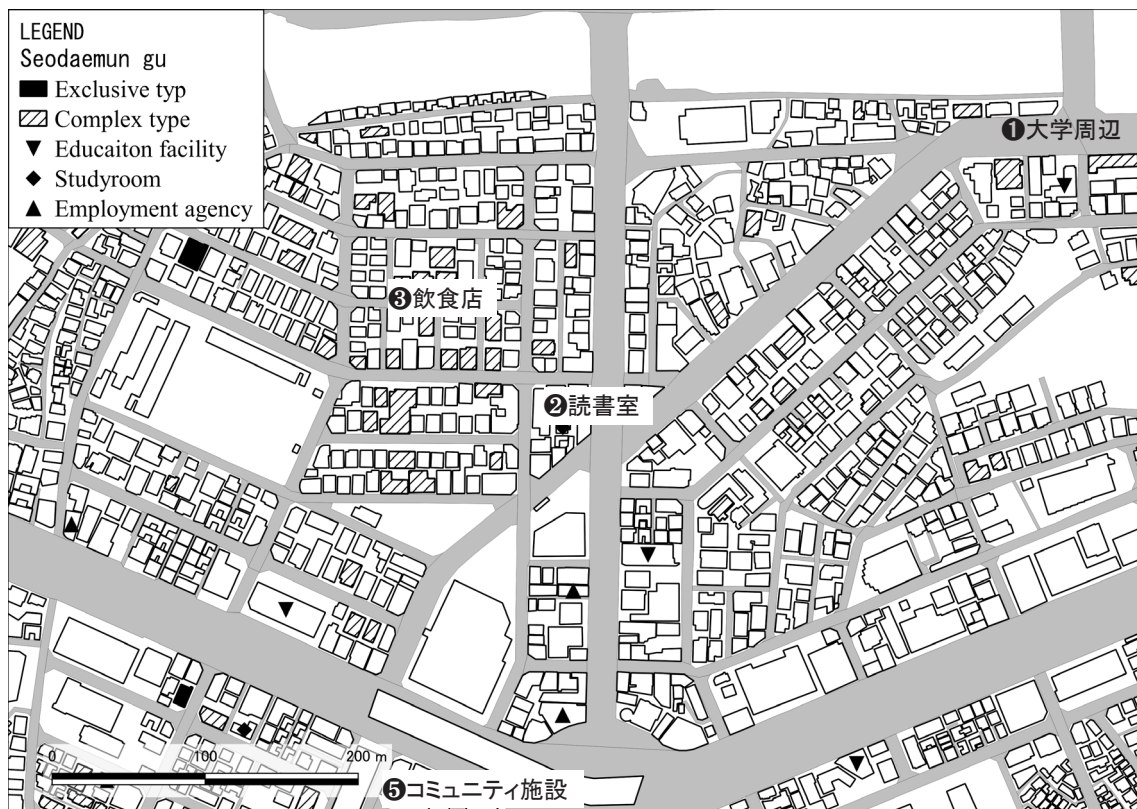


Fig.5-17 西大門区滄川洞の試験院と周辺施設

(①、②、③、⑤はTable5-9の関連施設を示す)

Table5-9. 西大門区滄川洞の考試院周辺施設と利用実態

関連施設	内容	関係性	事例
大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職活動のため英語の塾を通う</li> <li>・韓国語を学ぶ留学生</li> <li>大学などの進学に対する専門の予備校</li> <li>考試院と連携関係はない</li> </ul>	○	 <p>① 大学の周辺</p>
読書室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内に分布する施設の数が少なく、主に大学生が利用する</li> <li>・考試院の読書室のような提携仕組みはない</li> <li>・月極め料金で専用の座席が利用できるが、時間制や日付制などの利用方法もある</li> </ul>	△	 <p>② 読書室の事例</p>
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学生や一般利用者が多い</li> <li>・考試院と連携関係はない</li> <li>・雑居ビルの低層部には飲食店などが位置し、上部に考試院の施設が位置するケースが多い</li> </ul>	×	 <p>③ 飲食店の事例</p>
商店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の利用者が多く、地域の住民だけではなく観光客や他の地域から訪ねる人が多い</li> <li>・考試院と連携関係はない</li> </ul>	×	 <p>④ 商店の事例</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・留学生の増加により、中国からの留学生に支援するコミュニティ施設が存在する</li> <li>・考試院との関係性はない</li> </ul>	×	 <p>⑤ 中国留学生のコミュニティ施設</p>

### 5-5-2. 考試院と周辺施設の関係

考試院の利用実態に関する聴き取り調査と地域施設の概観調査では、各考試院密集地における考試院と地域内の居住環境が明らかになった。その結果をまとめ、考試院密集地を考試院の利用実態から「考試生の多いエリア」、「大学生の多いエリア」、「単身居住者の多いエリア」と区分し、各地域の居住形式について考察する。

### 5-5-3. 考試院密集地の居住形式の特徴

#### 1) 「考試生の多いエリア」の居住形式

冠岳区新林洞(A)や銅雀区鷺梁津洞(B)でみられるように、地域内に考試生の受験生活のために必要な「学習」・「食事」・「睡眠」のための施設が分布しており、考試院の利用者はそれらの施設をめぐりながら日常生活を過ごしている。

集中して学習をするための環境を提供する「読書室」や月極めで食事を提供する「考試食堂」は、このエリアでしかみられない考試専用の施設である。

そして、前述のTable5-4やTable5-5で示すように、このエリアの考試関連の施設は、相互提携する仕組みでサービスを提供している。例えば、Fig. 5-18で示すように鷺梁津洞(B)に所在するY読書室の場合、各施設と提携する仕組みで、エリア内の考試院と考試食堂、そして読書室などをより低価格で利用することができる。

このような使い方は、下記のFig. 5-20で示すように鷺梁津洞(B)の考試院利用者の生活パターンからも確認できる。つまり、このような仕組みにより、考試院密集地では施設内に食堂の機能を備えていない考試院も居住施設として成立できている。このエリアでみられる考試院と周辺施設が利用実態により相互補完的關係を結ぶ居住形式を「周辺施設連携型」と呼ぶ。

#### 2) 「大学生の多いエリア」の居住形式

東大門区里門洞(D)や西大門区滄川洞(F)の大学の周辺に形成されている考試院密集地では、考試村のように地域施設が連携する仕組みは見られない。このエリアの考試院は安くて簡易的に利用できるため、主に大学生や留学生により居住施設として利用されており、大学に通う時期に合わせて利用される特徴がある。

考試院の利用者は大学の施設や周辺の商業施設などを利用しながら生活を過ごしているものの、経済的な理由で考試院以外の施設はほとんど利用せずに考試院に引きこもって過ごす利用者もいる。



Fig.5-18 銅雀区鸞梁津洞に所在するY讀書室の提携施設の案内図  
(①、②、③、④、⑤はFig5-19の各施設を示す)



Fig.5-19 銅雀区鸞梁津洞Y讀書室の提携関係の各施設

Table5-10. 考試院密集地における考試院と周辺施設の利用状況

地域	主な利用者	考試院と連帯関係のある施設	考試院居住者が主に利用する施設	考試院に居住する理由	周辺施設に対する評価(連帯関係)
(A) 冠岳区新林洞 (B) 銅雀区鷺梁津洞	考試生	読書室 考試食堂	考試塾	受験生活	◎
(D) 東大門区里門洞 (F) 西大門区滄川洞	大学生	なし	大学	大学生活	△
(C) 江南区駅三洞 (E) 永登浦区永登浦洞	単身居住者	なし	職場、職業紹介所	職住近接	×

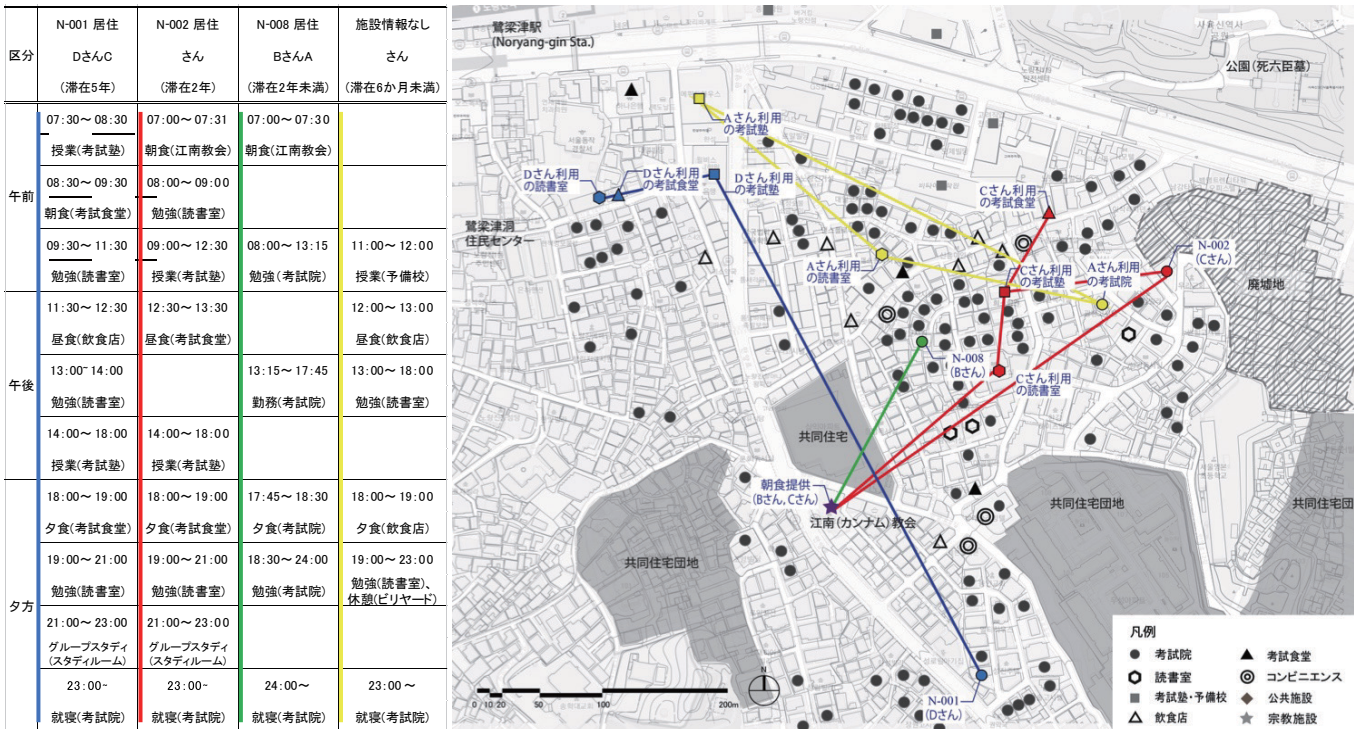


Fig.5-20 銅雀区鷺梁津洞における施設分布と利用実態

このエリアの考試院には日常生活のために必要な食堂や洗濯室などの機能が共用空間として備えられているが、必要な設備を貧弱な空間に設けただけの場合が多い。そのため、同時には2～3人程度しか利用できない状況で生活を過ごしている。つまり、考試院は大学の付設寮のように使われており、考試院の利用者は大学施設を居場所として活用しながら生活を過ごすことは可能であるものの、その他の連携関係の周辺施設がないため、考試院の施設内で生活関連の設えを備えなければならない。このような居住形式を「大学施設活用型」と呼ぶ。

3) 「単身労働者の多いエリア」の居住形式

江南区駅三洞(C)や永登浦区永登浦洞(E)一帯に形成されている考試院密集地では、考試院利用者の日常生活に応じた施設が考試院の周辺に分布しているものの、考試院のような各施設間の連携関係は見られない。このエリアでは主に生活や仕事のために考試院で居住する単身者が多く、比較的長期間居住する傾向がある。そのため、考試院では利用者に簡単な食材を提供するなど、生活のために必要なサービスを提供する施設が多い。

特に永登浦洞一帯では日雇い労働者の利用が多い。考試院の利用者は仕事を取るために駅周辺の職業紹介所(職業安定所)に通っている。経済的な理由で食事はほとんど考試院で行っており、仕事する以外の時間はほとんど個室で休んでいる。考試院の周辺には一般商業施設などがあるものの、考試院以外で利用者の居場所がないため、考試院に引きこもった生活パターンの利用者が多い。

そして、このエリアでみられる考試院の居住形式を「独立分離型」と呼ぶ。

Table5-11. 考試院密集地における考試院と周辺施設の関係

居住形式	周辺施設連携型	大学施設活用型	独立分離型
利用実態から見た考試院と周辺施設			
密集地	A冠岳区, B銅雀区	D東大門区, F西大門区	C江南区, E永登浦区
利用者	考生的多いエリア	大学生の多いエリア	労働者の多いエリア
特徴	居住機能を周辺施設から補う	大学施設の附属として機能する	周辺施設との関連がみられない

## 5-6. 小結

### 1) 考試院の居住形式

ソウル市内の考試院密集地における考試院の利用実態からは、全地域で共通することと地域別の違いが明確に表れた。全地域の共通することとしては、考試院の機能が主に睡眠であったことである。しかし、考試院利用者が日常生活のために利用する周辺施設は地域により異なる。

例えば、考試院利用者として考試生の多い冠岳区新林洞(A)と銅雀区鷺梁津洞(B)では、考試生が主に利用する生活に密着する施設が考試院の周辺に分布する。考試生が主に利用する周辺施設は考試院と連携関係を持っていて、考試院は専有空間として機能し、食堂や読書室などの周辺施設は考試生らの居場所として機能している。そして、考試院の利用者がそれらの周辺施設を他の考試院利用者と共に利用しており、エリア内の考試院と周辺施設が受験生活を支えている居住形式が見られる。これを「周辺施設連携型」と呼ぶ。

また、大学の周辺に密集地が形成されている東大門区(D)と西大門区(F)一帯では考試院が大学の付設寮のように利用されており、利用者は日常生活のために大学施設や周辺の商業施設を使っている。ここでは、考試院の利用者が大学施設を考試院以外の居場所として利用できることで、このエリアのような居住形式を「大学施設活用型」と呼ぶ。

一方で、単身労働者の利用が多い江南区(C)と永登浦区(E)の密集地では、考試院と連携する周辺施設が分布していない。考試院の利用者には考試院や就業の場以外の居場所がないため、貧弱な考試院の施設内でほとんどの生活を過ごしている利用者が多い。このような居住形式を「独立分離型」と呼ぶ。

要するに、考試院密集地では利用者の必要に応じて考試院や周辺施設が利用されており、その利用実態により周辺施設から居住機能を補う仕組みで考試院の居住形式が成立できる。そして、考試院の利用実態は各密集地で異なっており、利用実態の違いは周辺施設との関係を通じて多様な居住形式を生み出している。



## 2) 都市居住として考試院のあり方

ソウル市で考試院が密集する6つのエリアを対象にした管理者と利用者への聴き取り調査と考試院の周辺施設の概観調査では、考試院利用者の生活パターンと共に各密集地の特徴が確認できた。その結果、各地区で利用者の属性により利用実態が異なること、各密集地における考試院の周辺施設は考試院利用者の生活に影響を及ぼしていることが明らかになった。

つまり、①地域別に主な利用者の属性が異なっていること、②考試院の利用者が生活のために利用する施設は利用者の属性により異なっていること、③考試院の施設形態と分布は考試院の利用実態により異なることを確認した。また、全地区の共通として、考試院の利用者は主に睡眠のために個室を利用しており、考試院利用者の必要に合わせて周辺施設を利用しながら日常生活を過ごしていた。

特に、考試生たちが多く集まって受験生活を過ごしている考試村と呼ばれる新林洞や鷺梁津洞では、考試院の周辺にある月極めの食堂や読書室などが考試院と提携関係を結んでいて、考試院の利用者はそれらの施設を巡りながら日常生活を過ごしているパターンがみられた。そして、考試院の利用者として考試生が多い地区では「周辺施設連携型」、大学生や留学生の利用者が多い地区では「大学施設活用型」、そして一般労働者の利用が多い地区では「独立分離型」の居住形式に区分できた。

「周辺施設連携型」では考試院の利用者に必要な居住機能を周辺施設が連携によって補完している仕組みがみられた。一方で、「独立分離型」では周辺施設との連携が希薄で、考試院以外の居場所がない現状が明らかになった。

住宅の機能を満たしていない考試院は、日常生活に足りない機能を周辺施設から補うことで、都市居住の居住形式として成立できると考えられる。

都市居住として考試院の居住形式が成立するためには、考試院自体だけではなく利用者の生活に応じた周辺施設が必要である。



## 第6章 結章

## 目次

### 6章 結章

6-1. ソウル市における考試院の変遷と利用実態 .....	157
6-1-1. 各章における考察内容 .....	157
6-1-2. 研究課題に対する考察 .....	161
6-2. 都市居住の観点から見た考試院のあり方と課題 .....	163
6-2-1. 考試院のあり方と居住環境の改善について .....	163
6-2-2. 「都市居住としての考試院」の可能性と課題 .....	164
引用・参考文献 .....	166

## 6章 結章

本章では、各章を通じて明らかになった結果を通じて、ソウル市における考試院の居住機能の変遷と利用実態に関する研究の成果をまとめる。また、本研究の成果を踏まえて都市居住の観点から考試院密集地における考試院の居住形式を考察し、居住施設としての考試院の課題や可能性を示す。

### 6-1. ソウル市における考試院の変遷と利用実態

考試院の居住機能の変遷や施設形態と利用実態の究明のために取り上げた3つの研究課題に対して、各章の考察内容を下記のとおりまとめる。

#### 6-1-1. 各章における考察内容

第1章「序論」では、研究の背景として、韓国における考試院の現状について述べるとともに、研究の目的及び既往研究と本研究の位置づけについて示した。また、本論文の構成及び調査方法と調査の概要を示した。

第2章「考試院に関わる社会背景と規定の現状」では、考試院に関する用語を定義した上、考試院に関わる法令の改正を引き起こしたといわれる火災事故や人口構成の変化を統計資料を通じて示した。さらに、考試院に関わる各法令の関係を整理し、その変化をまとめた。また、法令に基づいて規定されている考試院業の登録手順と登録件数の変化を確認した。これらの社会的背景や法令の変化を踏まえて、本論文の研究対象である考試院に関する用語の位置づけを示した。

考試院は火災による人命の事故などをきっかけに法令改正が求められ、2004年に改正された消防施設法により建物への規制が始まっており、2009年の建築法と多衆利用業所法の改正により考試院の用途と考試院業の定義が定められたことを確認した。その後、単身世帯の居住施設としての考試院の利用が見られ、2011年の住宅法の改正により、考試院は準住宅として住宅の一種類と認められるようになったことを示した。こうした考試院に関する法令の変遷は、第4章で考試院の営業面積と面積占有率から考試院の施設形態を区分する尺度として取り上げる。

第3章「『考試界』掲載広告を対象にした考試院の分布及び利用者の変化と居住機能の変質」では、文献調査によって韓国における考試院の登場時期から、考試院に関する既往研究がはじめて見受けられる2000年代までの考試院の分布と居住機能の変遷を検討した。

これまでは考試院の登場時期からの変遷を定量的に示した研究がなかったため、調査対象の史料を特定することが課題であった。そこで、本来の考試院利用者である考試生向けの受験雑誌に掲載された考試院の募集広告に着目し、1956年に創刊され、現在まで発刊している月刊受験雑誌『考試界』の掲載広告を対象として、考試院の分布及び利用者の変化や考試院の空間構成について分析した。

広告が掲載された考試院は1960年代からソウル市や地方で登場しはじめ、1970年代からソウル市の旧市街地や地方の郊外部を中心に増加し続けていた。そして、1980年代から1994年までは考試院の広告が急増し、ソウル市内では旧市街地からソウル市全域に拡散した。また、1980年代の広告では考試院の空間構成として、専有の個室の面積や共用空間の仕様などの記載が数多く見受けられたことから、この時期から考試院は現在のような空間構成が成立したことが分かった。

また、この時期ソウル市内では周辺食堂と連携する仕組みで施設内に食堂を設けない考試院もあった。1990年代の広告では考試院の募集対象として「考試生」以外に「社会人」や「単身者」などの記載が確認されており、この時期から単身者や社会人など考試生以外の利用者に募集対象が広まっていたと考えられる。つまり、考試院は考試生を対象にした学習施設として登場したが、生活のための共用施設と個室を設けることで、利用者の変化と共に居住施設に変容された。

掲載された広告は、韓国に存在した考試院の一部であるものの、1966年から2006年までの40年間に渡る広告を網羅的に調査することができた。それによって、ソウル市における考試院の分布や空間構成などの変化を把握し、登場時から現在の考試院に至る形成過程をはじめて定量的に把握できたことは本研究の成果である。

また、こうした考試院の登場と居住機能の変遷に関する時系列分析からは、後述するように考試院を含めて受験生活の関連施設が密集する地域や、大学生の学生生活の住まいとして考試院が密集する地域、そして、単身者の居住施設として考試院が利用される地域の形成経緯が明らかになった。

第4章「ソウル市内の考試院密集地における考試院の分布と施設形態」では、韓国全体の約5割の考試院が集まっているソウル市で、2010年から2015年までの考試院業の登録件数や増加率の高い6つの行政区域の中で考試院の密集する地域を対象として、考試院の延床面積、運営面積と面積占有率について分析した。

そして、収集したデータをもとにソウル市全体と地域別の比較を通じて、6つの考試院密集地における考試院の分布様子と考試院の仕様及び地域の特徴を示した。ここで考試院の施設形態を分類する尺度として、考試院の営業面積と面積占有率、そして使用承認年を用いる理由は、第2章で明らかにしたように、考試院に関わる法令の変遷により考試院の登録と運営・管理に関する規定が変化したからである。すなわち、施設形態と使用承認年を確認することで、各考試院密集地の形成時期が分かる。

以上の分析結果、ソウル市における6つの考試院密集地の中で、考試村と呼ばれる(A)冠岳区新林洞一帯の考試院はソウル市全体と同様であったが、(B)銅雀区鷺梁津洞では比較的延床面積が大きい考試院専用の施設が多く分布していた。

また、(C)江南区駅三洞一帯では、新林洞や鷺梁津洞のような密集が見られず、比較的小規模の併用の考試院が多かった。一方で、(D)東大門区里門洞と(E)永登浦区永登浦同では、延床面積500㎡以上の専用施設が2割程度を占めており、10件未満の考試院が小規模のまとまりを形成していた。(F)西大門区滄川洞一帯の考試院は、駅三洞と同様に小規模の併用施設が多いものの、その分布は10件以上の考試院がまとまりを形成している特徴が見られた。このように、ソウル市内でも考試院の密集地別に考試院の施設形態や分布様子が異なることを明らかにした。しかし、各密集地で考試院の個室の面積と空間構成はほとんど同様であることから、利用実態は考試院だけではなく周辺施設と関係があると考察した。

第5章「考試院密集地における利用実態」では、第4章までの成果を踏まえて、ソウル市内の6つの考試院密集地に対して、考試院の管理者と利用者への聴き取り調査及び施設の実測調査を通じて考試院の利用実態を把握した。その結果、①地域別に主な利用者の属性が異なっていること、②考試院の居住者が日常的に利用する地域施設は利用者の属性により異なっていること、③考試院の利用実態により各密集地の施設分析は異なることが確認できた。特に、考試生たちが集団的に集まって受験生活を過ごしている考試村と呼ばれる新林洞や鷺梁津洞では、考試院の周辺に月極めの食堂や読書室などが考試院と提携関係を結んでいて、考試院の居住者はそれらの施設を巡りながら日常生活を過ごしているパターンがみられた。つまり、考試院は居住者の目的によって、「学習」や「住居」の機能として複合的に利用されているものの、考試院は就寝として利用されている。そして、考試院と周辺施設の利用実態に基づいて、考試院密集地における居住形式を「周辺施設連携型」・「大学施設活用型」・「独立分離型」に区分した。以上の考察結果を本研究の成果としてTable6-1とTable6-2で示す。

Table6-1. 各章における考察概要と研究成果

<p>研究の目的</p>	<p><b>考試院における居住機能の変遷と利用実態</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 考試院の現状を把握し、居住施設への転用となった経緯と課程を明らかにする</li> <li>・ 考試院密集地の居住環境と利用実に着目した調査を通じて考試院の居住形態を解明する</li> </ul>			
<p>研究課題と成果</p>	<p><b>考試院の居住機能の変遷</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掲載広告の内容分析</li> </ul> <p>① 考試院の登場時期からの分布 ② 考試院の居住機能の変質</p>	<p><b>考試院の施設形態と分布</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 考試院施設の建築物台帳を分析</li> </ul> <p>① 考試院の施設形態 ② 考試院密集地における分布</p>	<p><b>考試院の利用実態</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 考試院の管理者と利用者に対する聞き取り調査</li> </ul> <p>① 考試院の利用実態 ② 考試院と周辺施設の関係</p>	<p>第1章</p>
<p>研究手法</p> <p>基礎調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文献調査</li> <li>・ 法令の規定</li> <li>・ 統計資料</li> </ul>	<p>考試院の現状</p>	<p><b>考試院の定義</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 考試生に学習と宿食を提供する施設</li> <li>② 単身者の居住施設</li> </ul> <p><b>考試院に関する法令</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住宅としての機能を満たしていない多衆生活施設</li> <li>② 非住宅の居住施設で、準住宅</li> </ul> <p><b>考試院業の現状</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 考試院業として登録・管理</li> <li>② 考試生などの利用者により居住施設として拡散</li> </ul>	<p>第2章</p>	
<p>文献調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文献調査</li> <li>・ 掲載広告(月刊考試界)</li> </ul>	<p>考試院の登場と変遷</p>	<p><b>考試院の分布</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ソウル市内では旧都心から漢江の南側に拡散</li> <li>② ソウル市以外では都市部を中心に拡散</li> </ul> <p><b>考試院の空間構成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 専用空間：学習と睡眠ができる6㎡程度の狭い個室</li> <li>② 共有空間：日常生活のため食堂・トイレ・シャワー室・洗濯室などが設けられたが、ソウル市の考試院などでは周辺施設と連帯することで備えていない場合もあった。</li> </ul> <p><b>考試院の利用者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1960年代から1990年代までは主に考試生が利用</li> <li>② 1990年代後半から一般の単身者の利用が見受けられる</li> </ul>	<p>第3章</p>	
<p>データ分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報分析</li> <li>・ 考試院リスト</li> <li>・ 建築物台帳</li> </ul> <p>情報分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GISデータ</li> <li>・ 現地情報調査</li> </ul>	<p>考試院の施設形態</p> <p>考試院密集地の特徴</p>	<p><b>専用施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建物全体のほとんどが考試院施設である</li> <li>② 専用施設の多くは考試院に分布</li> </ul> <p><b>併用施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建物内の一部が考試院である施設</li> <li>② 考試院以外の地域では考試院の占有率の低い施設が多い</li> </ul> <p><b>施設形態</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 考試院では専用施設と併用施設が混在する</li> <li>② 考試院以外では併用施設が多く、専用施設は少ない</li> </ul> <p><b>考試院の分布</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 考試院では考試院専用施設と併用施設が比較的に大規模のまとまりを形成している</li> <li>② 考試院以外の地域では比較的小規模のまとまりを形成している</li> </ul>	<p>第4章</p>	
<p>現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実地調査</li> <li>・ 管理者ヒアリング調査、利用者アンケート調査</li> <li>・ 地域施設の概観調査</li> </ul>	<p>考試院の利用実態と居住形式</p>	<p><b>考試院の利用実態</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 考試院では、主に考試生により学習の目的で利用されている</li> <li>② 大学の周辺では大学生や留学性により、学生生活のために利用されている</li> <li>③ 単身者の多い地域では、主に低所得の単身者により生活のために利用されている</li> </ul> <p><b>考試院と周辺施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 考試生が多い考試院では、考試院周辺の食堂・読書室・考試院などが連帯することで、住宅としての機能が満たしていない考試院を補完する仕組みの居住形態が存在する</li> <li>② 考試院以外の地域では、考試院利用者の生活に密着した施設はあるものの、考試院のような施設間の連帯関係は形成されていない</li> </ul>	<p>第5章</p>	
<p>考察</p> <p>まとめ</p>	<p><b>都市居住の観点から見た考試院の課題や可能性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 考試院の形成過程と利用実態から各考試院密集地の特徴を比較し、考試院の居住形式を示す</li> <li>・ 都市居住として考試院の課題や可能性を示す</li> </ul>			<p>第6章</p>



## 6-1-2. 研究課題に対する考察

### 1) 研究課題1：考試院の変遷

上記の各章で考察した成果を基に、韓国における考試院の形成過程と居住形式の特質について以下のようにまとめる。

韓国で考試院は、朝鮮半島内での戦争が休戦した後の1960年代、韓国の社会全般で戦争の復興と産業の近代化が本格的に動き始めた時期に登場した。「考試院」という名称からも分かるように、本来考試院は居住施設として成り立った施設ではない。

1960年代、学習に集中する環境を求める考試受験生に必要な場所を提供する目的で発生した考試院は、初期には山奥で寺小屋のような施設として都心では大学や塾の周辺で読書室及び学生寮のような施設として存在していた。1970年代の後半にソウル大学の冠岳キャンパスの周辺の住宅街で下宿と共に増加した考試院は、1980年代からは考試塾と共に冠岳区新林洞一帯や銅雀区鷺梁津洞でも考試院が集中し、この地域は考試村と呼ばれることになった。この頃から考試院の空間構成は、専有の個室と生活のための共用施設を設けるように成立された。そして、1990年代後半からの経済的な不況や世帯構成の変化により、地方からソウルに上京する単身者や海外から移住する単身の低所得労働者たちによって、安くて便宜的な居住施設として考試院が利用された。それに応じて、ソウル市内の各地では考試院が広まった。

このように、考試院は時代と利用者の変化によって学習施設から居住施設へ転用されており、利用実態によってその役割が異なる多様の居住施設として変容したといえる。

### 2) 研究課題2：考試院の施設形態と分布

現在韓国では全体の約5割の考試院がソウル市内に存在している。ソウル市内でも考試院が集まっている地域が存在しており、考試院業の登録件数と増加率の高い6つの行政区域を考試院密集地とした。そして、考試院密集地における考試院の延床面積、営業面積と面積占有率をもとに、考試院の施設形態を「専用施設」と「併用施設」に分類した。ソウル市内の6つの考試院密集地における考試院の施設形態と分布の特徴を比較した。

ソウル市内の6つの考試院密集地における考試院の施設形態と分布の特徴を比較した結果、考試院密集地では専用施設が17%と併用施設が83%で、併用施設が専用施設を大橋に上回る。そして専用施設のほとんどは(A)冠岳区と(B)銅雀区に所在していた。

一方で、施設形態の分布としては、(A)冠岳区新林洞と(B)銅雀区鷺梁津洞では50ha以上の広い範囲に考試院が密集しているが、その他のエリアでは10件程度の小規模のまとまりを形成している特徴が見られた。このように、地区毎に考試院の施設形態や分布様子を示した。

その結果、個室の面積や空間構成はほとんど同様に、考試院の居住機能は最低限の役割を担っていた。一方で、施設形態に着目すると考試院密集地は、専用施設の多い地区と併用施設の多い地区に区分できた。

### 3) 研究課題3：考試院の利用実態

主に考試受験生が集まる冠岳区新林洞や銅雀区鷺梁津洞では考試院を含めて受験生活に関連する施設が集まる「考試村」が形成されており、現在も考試村では考試生の厳しい受験生活を支える施設として利用されている。また、東大門区里門洞や西大門区滄川洞一帶の大学周辺では大学生や留学生の学生生活の居住地として考試院が集まっていた。一方で、地方からソウルに上京する単身者や海外から移住する単身の低所得労働者たちが集まる永登浦一帶では、快適な居住環境よりも交通の利便性が良く、収入が得られる仕事が取れる場所が求められるため、安くて便宜的な居住施設として考試院が利用されている。

現在ソウル市内の考試院密集地では、考試院の利用者の日常生活に応じた地域施設が存在する。冠岳区新林洞や銅雀区鷺梁津洞一帶では、考試受験生活に合わせた「考試塾」や「読書室」、そして「考試食堂」が考試院と共に地域内で分布している。考試院の利用者はこれらの施設を巡りながら日常の受験生活を過ごしている。

考試院は主に「睡眠」のための施設として変容し、周辺施設から生活に必要な「学習」・「食事」・「就業」などの機能を補うようになり、次第に考試院と周辺施設の相互補完的な関係が形成されていったと考えられる。

現在の考試院密集地における居住形式は、居住者の生活パターンによって考試院と周辺施設の関係から、「周辺施設連携型」や「大学施設活用型」、そして「独立分離型」に分類できた。特に「周辺施設連携型」では考試院の利用者に必要な居住機能を周辺施設が連携によって補完している仕組みが見られた。

一方で、「独立分離型」では周辺施設との連携が希薄で、考試院以外の居場所がない現状が明らかになった。このように各考試院密集地でみられる居住形式の特徴と課題を明らかにした。

## 6-2. 都市居住の観点から見た考試院のあり方と課題

本研究では、考試院の変遷を踏まえて考試院密集地における考試院の利用実態を明らかにすることで、都市居住として考試院のあり方と可能性を提示することを目的とした。考試院は受験生の学習施設から居住施設として変容し、ソウル市内の考試院密集地では、利用者の生活に応じて考試院と周辺施設が生活と密着した関係の居住形式が生まれた。しかし、Table6-2で示すように居住形式は各密集地により異なり、今後の考試院の居住環境の改善に当たっては、利用実態に基づいた考試院と周辺施設が連携することで考試院の居住形式が成立できるための対策が必要と考えられる。

## 6-2-1. 考試院のあり方と居住環境の改善について

近年韓国では考試院が法令上で準住宅として分類され、最低限の住宅として取り扱われている。最近の単身世帯の急増に伴い、単身者の受け皿のような居住施設になっている考試院に対して、その劣悪な居住環境を改善するための調査や提案が次々に行われている。考試院の居住環境の改善に関しては、施設内の居住環境に焦点が集まっており、個室空間や共用空間を安全で快適な環境にするための提案が大半である。

Table6-2. ソウル市内の考試院密集地における居住形式と特徴

密集地	A：冠岳区， B：銅雀区	D：東大門区， F：西大門区	C：江南区， E：永登浦区
登場時期	1970年代後半	1960年代後半	1980年代後半
変遷経緯	大学や塾の移転先に考試院が密集	旧市街に所在した大学や受験塾を中心に増加	都市開発による市域の拡張と共に増加
施設形態	専用施設や大規模な考試院が多い	小規模な併用施設が多い	小規模な併用施設が多い
利用者	考試生の多いエリア	大学生の多いエリア	労働者の多いエリア
利用実態	居住機能を周辺施設が補う	大学附属の寄宿舎のように機能する	考試院以外の周辺施設との関連はみられない
居住形式	周辺施設連携型	大学施設活用型	独立分離型
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令により大規模施設の建て替えが難しい</li> <li>周辺施設との連携関係を維持するための支援が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学の状況による影響が強い</li> <li>大学施設との連携を強化する必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>考試院と周辺施設の連携がない</li> <li>考試院以外の居場所がない</li> </ul>

しかし、考試院の利用実態は所在地や施設によって異なっており、法令の規定により、室内空間の改修するだけでは生活環境の改善には限界がある。また、考試院の利用実態から見ると、考試院の居住形式は周辺施設と関係を持っているため、考試院だけでは完結できないことが課題であると指摘できる。

そこで、本研究の成果を踏まえて、考試院の居住環境の改善に関しては利用者の生活状況により相応しい地域別の対策が望ましいと考えられる。それは、考試院の施設内の居住空間だけではなく、考試院居住者の日常生活に密接した周辺施設を含めた地域的観点の居住形式が成立できるための提案である。

つまり、考試院と周辺施設が連携しながら居住形式を支える仕組みこそ、都市居住としての考試院に必要な条件であると指摘したい。

## 6-2-2. 「都市居住としての考試院」の可能性と課題

### 1) 都市居住として考試院の可能性

住宅として機能を満たしていない考試院は、受験生の学習施設として発生したが利用者の需要に応じて住居として変容された居住施設である。そして、現在のソウル市では都市居住の受け皿として機能している。専有の個室には学習や睡眠以外の機能を設けられない制限があるため、他の生活機能は施設内の共用施設として設置されることになっているものの、その環境は日常生活を過ごすための居住施設として十分とはいえない。そして、考試生の多い考試院密集地では、考試院と周辺施設が連携することで受験生の生活を支えている仕組みが見られた。その仕組みは地域内で考試院と周辺施設に相互補完的影響を及ぼしていると考えられる。

要するに、住宅としての機能を完結させることではなく、利用者が目的に合わせて必要な機能を組み合わせることが可能な環境を備えることで、多様な居住形式が成立できる。このような仕組みは、「Quasi housing<sup>6-1)</sup>」や非住宅施設などの現代都市における居住問題に対して示唆を与える。

### 2) 都市居住として考試院の課題

上記で取り上げた「都市居住としての考試院」が成立するためには、地域の施設が一体的な居住施設として持続的に連携する必要がある。そして、その必要条件と課題は以下の3点が挙げられる。

6-1) 準住宅とは、2010年韓国の住宅法により定められた居住施設の分類で、非住宅の住居用として利用される施設を指す。韓国の法令では考試院・老人ホーム・オフィステルが含まれている。

① 地域内の各施設における相互補完的な関係性

居住施設が自己完結することではなく、むしろ自己不完結な状態で、地域内の居住形式を構成する各施設が相互補完的な関係生を結び付けることである。

② 利用目的に合わせた施設の選択可能性

利用者の日常生活に応じて必要な施設が、利用者によって選択できることである。また、利用者の目的に合わせた提供サービスを柔軟に変容できる施設が求められる。

③ 地域内で完結できる生活環境

地域内で日常生活が完結できる環境が必要であると考えられる。地域内で、居住者の目的によって場所を切り替えながら日常生活を過ごせる、職住が近接する環境を備えることが求められる。

引用・参考文献

1. ソウル特別市. 비주택 거주가구 주거지원 방안 마련을 위한 연구(非住宅居住世帯に対する住居支援法案を設けるための研究), vol. 0, pp.1-367, 2013.
2. 平山洋介: 不完全都市\_神戸・ニューヨーク・ベルリン, p.162, 学芸出版社, 2003
3. 平山 洋介: ニューヨークにおけるサポータティブ住宅の実態と政策支援, 平成13年度~平成14年度科学研究費補助金(基盤(C)(2))研究成果報告書, 研究論文(学術雑誌), 2003
4. Jun Nam-Il : Social-Historical Changes of ‘Minimal Houses’ in Seoul and its Spatial Characteristics. JOURNAL OF THE ARCHITECTURAL INSTITUTE OF KOREA Planning & Design, 27(3), pp.191-202. 2011
5. 신림동-대학동, 청운의 꿈을 품은 사람들(新林洞\_大学洞、青雲の夢を抱いた人々\_筆者翻訳), SEOUL MUSEUM OF HISTORY, 2014
6. 전윤주(존·윤जू): 서울시 노량진 학원의 분포패턴과 학원 서비스의 공간적 범위(ソウル市鷺梁津における受験塾の分布パターンと受験塾サービスの空間的範囲\_筆者翻訳), 高麗大学教育大学院地理教育専攻学位論(修士), 2009
7. Kim Sung-Hwa, Lee Jae-Hoon. : A Study on the Actual Conditions of Housing Buildings in Urban Area. JOURNAL OF THE ARCHITECTURAL INSTITUTE OF KOREA Planning & Design, 22(5), pp.81-88, 2006
8. Park Hyung-Joo, Shin Dong-Cheol. : A Study on Fire Safety Regulatory Codes for Boarding Occupancy Facilities used as KOSIWON through an Investigation to the Yong-In KOSIWON’ s Fire Case of with Global Fire Performance Code. JOURNAL OF THE ARCHITECTURAL INSTITUTE OF KOREA Planning & Design, 24(12), pp.329-336, 2008
9. Lee Jong-Won, Lee Ho-Young, Hong Won-Hwa. : A Research on Actual Condition for Fire Fighting Environment in Various Plan Types of Gosiwon and a Study on the Improvement in Fire Safety Capacity. JOURNAL OF THE ARCHITECTURAL INSTITUTE OF KOREA Planning & Design, 25(11), pp.365-372, 2009
10. Lee Ji-Eun, Yoon Young-Ho. : A Study on the Analysis of the Design Standards of Quasi-housing. 대한건축학회 학술발표대회 논문집 - 계획계, v.30 n.1, pp.35-36, 2010
11. Cheong So-Yi, Park Joon-Young : A Study on the Management Status Problems of Gosiwon. 한국생태환경건축학회 학술발표대회 논문집, v.10 n.2(19), pp.235-238, 2010

12. Shin Sang-Young, Park Ji-Young. (2010). Current State and Policy Directions for Quasi-Housing Establishments in Seoul. Research report of The Seoul Institute(2010-35), pp.1-154, 2010
13. Han Jee-Hee, Yoon Chung-Sook. : Unit Planning of Single Undergraduate Student's Rental Housing Corresponding to their Life Pattern and Housing Needs. Journal of the Korean Housing Association, 22(4), 93-102, 2011
14. Lee Sang-Ho, Lee Eun-Joo. : Improving Residential Environment of Quasi-Housing through the Residents Satisfaction Survey on Indoor Public Spaces - Focused on the Go-shi-wons at Seoul. JOURNAL OF THE ARCHITECTURAL INSTITUTE OF KOREA Planning & Design, 30(4), pp.15-22, 2014
15. Lee Hee-Won, Sung Min-Ho, Ryu Jeong-Won, Lee Jang-Bum, Lee Ki-Seok : Architectural Planning Characteristics of Urban Share House for Single-household 大韓建築学会聯合論文集, v.16 n.03 (通卷61号), pp. 1-8, 2014  
Yeon Kyung-Hwan, Park Young-Jin : A Pathological Analysis of the Urban Space in the wake of the Gosiwon Fire Accident, KOREA PLANNERS Conference Vol.1 No.1(通卷10号), pp.1039-1046, 2008
16. Kim Youn-Jong, Shin Sang-Young, Ji Seung-Hee, 장순철(長スンチョル) : Improving Evacuation Measures in Multiple-user Buildings and Zoning the Concentrated Areas for Fire Safety Management. Research report of The Seoul Institute(2009-08), pp.1-225, 2009
17. Shin Sang-Young : A Study on the Spatial Distribution of One Person Households-The Case of Seoul. Journal of Korea Planning Association, 45(4), pp.81-95, 2010
18. Jin Mee-Youn, Choi Sang-Hee : A Study on the Conditions of Provision and Management of Gosi-won and Future Policy Direction. 26(3), pp.5-35, 2018
19. Lee Jung-Bong : A study on production and reproduction of city poverty, Department of Social Welfare Graduate School Sungkonghoe University, Master's Thesis, 2006
20. Kim Sun-Mi, Choi Ok-Geum : A Study on Housing Status and Stability of the Working Poor, Social Welfare Policy, vol.36, pp.213-238, 2009.
21. Jung Min-Woo, Lee Na-Young : Questioning the Meaning of Normative 'Home' : Youth Experience Living in Gosiwon, Korean Journal of Sociology 45(2), pp.130-175, 2011

## 第6章

22. 李成茂：韓国 of 科挙制度、平木寛・中村葉子訳、日本評論社、2008
23. The Seoul Institute：Geographical Atlas of Seoul 2013；History (EXPANSION OF BUILT-UP AREAS, CHANGES IN ADMINISTRATIVE DISTRICTS), pp. 40~43, 2013.
24. 洪銅基, 坂井猛, プラサンナ デイビガルピティヤ：ソウル市の大学キャンパス周辺における単身者向け集合住宅の立地特性に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, 第83巻, 第752号, pp. 1939-1947, 2018. 10



## 研究業績

## ○ 2018年～現在

日本大学大学院理工学研究科博士後期課程建築学専攻（課程博士）

- ・韓国ソウル市の考試院密集地における考試院の分布と施設形態に関する研究
- ・『考試界』掲載広告を対象にした考試院の分布及び利用者の変化と居住機能の変質に関する研究

など、韓国ソウル市の考試院密集地の居住形態に関する研究を実施中。

## ○ 2018年～現在

住総研研究助成No.1819\_研究委員

- ・ソウル市内の考試院密集地における考試院の分布と居住形態

## ○ 2016年～2018年

住総研研究助成No.1614\_研究委員

- ・韓国ソウル市の考試村の成立過程と居住機能分化に関する研究

## ○ 2014年～2016年

大学院生（博士前期課程）

修士論文「考試院の変遷と居住形態に関する研究－韓国の考試院密集地を対象として－」

## ○ 受賞

2006年2月 中央大学工学部建築学科卒業設計最優秀賞

2016年3月 第86回日本建築学会関東支部研究発表会優秀研究報告選定

2016年3月 平成27年度日本大学大学院理工学研究科建築学専攻修士論文奨励賞

2018年6月 住総研\_研究・実践選奨(委員)

1. 査読付き論文

- ① 趙在赫, 山中新太郎, 重枝豊: 『考試界』掲載広告を対象にした考試院の分布及び利用者の変化と居住機能の変質, 日本建築学会計画系論文集\_第86巻第781号, 2021年3月(掲載予定)
- ② 趙在赫, 山中新太郎, 重枝豊: ソウル市内の考試院密集地における考試院の分布と施設形態, 日本建築学会計画系論文集\_第86巻第781号, 2021年3月(掲載予定)

2. 学術論文(審査付き)

- ① 趙在赫, 山中新太郎: 考試院の広告からみた考試院の登場と分布の変化—月刊考試界に掲載された考試院広告を中心に, 大韓建築学会春季学術発表大会論文集, 第40巻第1号(通巻第73集), pp.43-46, 2020. 4
- ② 山中新太郎, 重枝豊, 全映勳, 申相永, 趙在赫: 韓国ソウルの考試村の成立過程と居住機能分化に関する基礎的研究—考試院の分布と考試村での生活パターンを中心として, 住総研研究論文集・実践研究報告No.44, pp.145-156, 2018. 3
- ③ Jaehyuk JO, Shintaro YAMANAKA: A study on the dwelling style of Gosichon in Korea—To focus on usage system and life pattern in Noryanggin Gosichon, in Seoul, 11th International Symposium on Architectural Interchanges in Asia(ISAIA2016), pp.2356-2359, 2016. 9 (in English)
- ④ 趙在赫, 山中新太郎: 考試院の変遷と居住施設の特徴—韓国の考試院密集地における居住形態と地域施設に関する研究(その1), 日本建築学会関東支部研究報告集86号, No.5021, pp.365-368, 2016. 3

3. 口頭発表

- ① 三橋侑平, 金子晟也, 趙在赫, 山中新太郎: 利用者属性に着目した公園利用の傾向—川崎市田島地区における公園利用の実態に関する研究(その9), 日本建築学会大会学術講演梗概集E-1分冊, pp.1319, 2020. 7
- ② 金子晟也, 三橋侑平, 趙在赫, 山中新太郎: 足立区の特例許可基準の運用状況と建替えのケーススタディ—無接道家屋の建替え更新による木造密集市街地の改善に関する基礎的研究(その1), 日本建築学会大会学術講演梗概集F-1分冊, pp.777, 2020. 7
- ③ 趙在赫, 山中新太郎, 藤本陽介, 小川弾: 考試院の利用実態からみた考試院密集地の特徴—ソウル市の考試院密集地における居住形態と地域施設に関する研究(その3), 日本建築学会大会学術講演梗概集E-1分冊, pp.1035-1036, 2019. 7
- ④ 許絢華, 山中新太郎, 藤本陽介, 趙在赫, 佐々木麗: 震災復興期の転居による接客空間の変化に関する研究(その1)—東日本大震災における宮城県石巻市雄勝地域の復興を対象として, 日本建築学会大会学術講演梗概集E-1分冊, pp.1313-1314, 2019. 7

- ⑤ 中林諒, 山中新太郎, 趙在赫, 藤田歩, 山本哲也: 訪日外国人からみた観光地における「継承建築」に関する研究—埼玉県川越市重要伝統的建造物群保存地区を対象として, 日本建築学会大会学術講演梗概集E-1分冊, pp. 1009-1010, 2019. 7
- ⑥ 中林諒, 山中新太郎, 趙在赫: 訪日外国人からみた「観光地らしさ」と建築・街路景観に関する研究—埼玉県川越市重要伝統的建造物群保存地区を対象として, 日本建築学会関東支部研究報告集89号, No. 5014, pp. 287-290, 2019. 3
- ⑦ 杉山敬明, 山中新太郎, 藤本陽介, 趙在赫: 防災集団移転促進事業下における戸建災害公営住宅の計画手法に関する研究—東日本大震災で被災した宮城県石巻市雄勝町を対象として, 日本建築学会大会学術講演梗概集E-2分冊, pp. 43-44, 2017. 7
- ⑧ 藤本陽介, 杉山敬明, 趙在赫, 山中新太郎: 宮城県石巻市雄勝町名振地区における居住地移転の実態と近隣付き合いの変化—復興整備を契機としたコミュニティ持続に関する研究(その3), 日本建築学会大会学術講演梗概集E-2分冊, pp. 45-46, 2017. 7
- ⑨ 趙在赫, 建石洋, 永井雄介, 三橋侑平, 山中新太郎: 韓国の考試院密集地における居住形態と地域施設に関する研究(その2)—考試院の施設情報と空間構成について, 日本建築学会大会学術講演梗概集E-1分冊, pp. 1077-1078, 2016. 7
- ⑩ 杉山敬明, 斎藤楓門, 趙在赫, 藤本陽介, 山中新太郎: 東日本大震災における復興整備計画による居住地移転の特徴—復興整備を契機としたコミュニティ持続に関する研究(その1), 日本建築学会大会学術講演梗概集E-2分冊, pp. 91-92, 2016. 7
- ⑪ 藤本陽介, 杉山敬明, 趙在赫, 鈴木嵩史, 山中新太郎: 宮城県石巻市雄勝町における居住地移転と移転先の実態—復興整備を契機としたコミュニティ持続に関する研究(その2), 日本建築学会大会学術講演梗概集E-2分冊, pp. 93-94, 2016. 7
- ⑫ 田中僚, 藤本陽介, 趙在赫, 菅原麻衣子, 土岐文乃, 佐藤光彦, ヨコミゾマコト, 山中新太郎: 震災を免れた集会所の利用実態—石巻市雄勝半島における地域の固有性・多様性に基づく集落再生に関する研究その16, 日本建築学会大会学術講演梗概集G-1分冊, pp. 294-295, 2016. 7
- ⑬ 奥富大樹, 趙在赫, 永井雄介, 建石洋, 山中新太郎: 江東区豊洲における都立小中高一貫校の構想—4・4・4制における異学年齢チームによる新たな学校の提案(教育施設(1), 建築デザイン, 日本建築学会大会学術講演梗概集G-1分冊, pp. 308-309, 2015. 7
- ⑭ 趙在赫, 山中新太郎: 韓国における考試院及び考試村の施設分布等に関する研究—韓国ソウルの鷺梁津考試村を中心に, 日本大学理工学部学術講演会(第59回), pp. 509-510, 2015. 12
- ⑮ 趙在赫, 外山浩太, 劉樹昆, 岩井都夢, 櫻井雄輝, 藤池広明, 落合正行, 山中新太郎: 雄勝復興まちづくりにおける集会所の位置づけと建築計画—石巻市雄勝半島における地域の固有性・多様性に基づく集落再生に関する研究, 日本大学理工学部学術講演会(第58回), pp. 525-526, 2014. 12

付録

## 謝辞

本論部の終えるにあり、多くの方のお力添えをいただいた。

本論文の始まりは6年前に遡る。当時筆者は修士論文の研究テーマ選定として、本論文の主査でもある山中新太郎教授に考試院について相談したところ、「これは面白い鉱脈の発見だ」と即答で薦められた。

山中先生からは、博士前期課程で山中研究室に入学した後から今まで、研究に取り組む姿勢や論旨の立て方、調査の手続きや資料の管理、現地調査の難しさや楽しさを含め、多岐にわたってご指導いただいた。韓国ソウル市における現地調査に2度も同行して下さり、現地での研究発表やインタビュー及び概観調査などをサポートしていただいたこと、ソウルで開催された韓国建築学会や仙台で開催されたISAIA(国際建築学会)に参加したこと、留學生活の悩みに聞いていただいたこと、様々な励ましの言葉をいただいたことなど、今まで研究を進める上で大きな支援をいただいた。

また、本論文の一軸である考試院の変遷に関しては、修士論文の頃から重枝先生により建築史や都市史の観点からご指導をいただき、自らの研究を包括的に見直すことができた。さらに、重枝先生はソウル市の現地調査にも同行して下さり、現地調査に対する基礎的知識を含め、歴史的な観点からの思想や考察の方法や日韓において歴史的建築物における手法の違いなど、幅広い分野でご指導を頂いた。

本論文の副査をお願いした、日本大学理工学部建築学科教授の佐藤慎也先生、同まちづく工学科教授の岡田智秀先生、同建築学科教授の田所辰之助先生には、建築史・建築計画・都市計画・まちづくり計画を包む多角的な観点から本論文の審査をして頂いた。その課程で、多くのご助言やご指導を賜り、論文の構成や流れを客観的に見直す機会を与えて頂いた。佐藤先生には本論文の題名を決めることにあたって大切な助言をいただいた。岡田先生にはまちづくりの観点から居住形式に関する貴重なご指導をいただいた。田所先生には、建築学や建築史的な観点から本研究の意義と位置づけについて富んだコメントをいただいた。ここに記して感謝を申し上げたい。

また、現地で行った研究発表会にあたって、学部生時代の母校である中央大学で調査協力をいただいております、特に中央大学教授の全映勳先生には研究の展開や手法について貴重な助言をいただいた。そして、フィールド調査にあたっては、ソウル市冠岳区新林洞一帯で、既存の考試院施設を単身者の居住施設として改修・提供する作業を続けているSunlabの玄さんから、現地の滞在期間中の作業場や調査補助など様々な面でお世話になった。心より感謝申し上げます。

考試院の運営者に対する調査協力の同意にあたっては、社団法人考試院業中央会に全面的な協力をいただいた。並びに、アンケートや施設の実測などの調査にあたって積極的に協力して下さった各考試院の運営・管理者の方々にもお礼申し上げたい。

そして何よりも、本研究が順調に進められたのは、一般財団法人住総研から2回の研究助成をいただいたおかげである。住総研で研究の成果が認められたことで、研究者としての将来を望むことができた。また、公益財団法人神林留学生奨学会には博士後期課程の3年間にわたって奨学金をいただいた。奨学会のおかげで博士課程の期間中に研究に専念することができた。心よりお礼申し上げたい。

その他、互いに励まし合い研究に邁進した研究室のメンバーにも感謝したい。空間情報研究会の喜名俊雄さんにはデータの集計や管理方法について様々な助言をいただいた。また、大量の広告資料の整理や建物登記情報のデータ収集を手伝ってくれた山中研究室の学部生や博士前期課程生皆の応援と協力があったこそ、膨大なデータに基づいた定量的分析をやり遂げることができたと思っている。

最後に、私事にわたって恐縮ではあるが、海外での留学生生活を理解を示し心から支援や応援を頂いた両親や家族に、また結婚したばかりの時に二人きりで来日し、今でも研究内容や生活の全てを支えてくれる妻に深く感謝する。

2021年 1月

趙 在 赫

## Abstract

# A Study of the State of Usage and Transition of GOSIWON in Seoul, Korea Based on the Viewpoint of Urban Dwelling

Jaehyuk Jo, Candidate of Ph.D. (Engineering)

In South Korea, Gosiwon began to appear for the purpose of providing education and accommodation for examinees (examination students) preparing for the civil service recruitment examination, but now it is generally indispensable as a residential facility for single-person households. As a facility, it is widespread mainly in urban areas. Gosiwon in South Korea has been on a flat trend after continuing to increase until 2015. In South Korea, about 50% of all Gosiwons are concentrated in the capital city of Seoul, and more than 70% of Gosiwons are concentrated in the metropolitan area. According to the "Study for Enacting Housing Support Bills for Non-Residential Households" (Korea City Research Institute, 2013), it is estimated that more than 150,000 people in Seoul use Gosiwon as a residential facility. Previous research on the institute has been conducted in the field of architectural planning since 2005; the basic research was conducted to establish the regulations, evacuation plans and facility improvement measures to prevent disasters, research on facility composition and operational conditions, and related laws and regulations such as the Building Law and Fire Service Law. Based on these previous studies, the Building Law and Fire Service Law were amended in 2009, and a Cabinet Order was established to regulate the use and scale of Gosiwon. In addition, since 2010, as the number of single-person households has increased, attention has been paid to the use of Gosiwon as a residential facility, and a survey was conducted to understand its distribution and facility form. Then, in 2011, it was classified as a quasi-house by the revision of the Housing Law, and facilities that did not function as houses are included in the range of houses. Research has been conducted in various fields regarding Gosiwon, which is still being used for the examination life of examinees, and also widely used as a residential facility for single-person households. However, the living style based on the actual usage is sufficient. In addition, the reason and requirements for Gosiwon, which does not have all the functions of housing, actually functioning as a residential facility has not been clarified. Therefore, this study presents the issues and possibilities by considering the living style of Gosiwon as a form of urban living in modern times and clarifying the establishment process and actual conditions of the living environment in the densely populated areas of Gosiwon.

In order to confirm the requirements for establishing Gosiwon as a residential facility, it is necessary to understand not only the situation of Gosiwon but also the situation of the entire surrounding area. In addition, regarding the course of establishment for the living style of Gosiwon, it is necessary to clarify the transition course of Gosiwon through time-series consideration. In other words, it is thought that the requirements for establishing a living style can be confirmed by spelling out the changes in the distribution, facility style, and actual usage of Gosiwon from the time of its appearance to the present.

At First, it is necessary to trace the changes before 2005 when there is no research on Gosiwon. By analyzing historical materials that can confirm the transition of Gosiwon, it is thought that the time and reason for switching to Gosiwon's residence will be shown. Next, in order to confirm the requirements for establishing Gosiwon as a residential facility, we will perform a comparative analysis of the densely populated areas of Gosiwon using quantitative data for the facility type of Gosiwon. In addition, in order to clarify the living style in the densely populated areas of Gosiwon, we will understand the actual usage situation focusing on the living conditions of the users. By investigating the actual conditions, such as purpose of use, staying time, behavioral habits, and living conditions of Gosiwon and comparing it with the local facilities in the densely populated areas of Gosiwon, the living style of Gosiwon in each area will be shown. Therefore, in this study, based on the transition from the time of the occurrence of Gosiwon to the present, we will clarify the facility form and actual usage of Gosiwon in areas where it is concentrated in Seoul. This paper is based on the introduction of Chapter 1, the legal relations and definitions of Chapter 2, the consideration from historical materials on the transition of Gosiwon in Chapter 3, and the fact-finding survey of the densely populated Gosiwon in Chapters 4 and 5. It consists of a total of 6 chapters, including discussions and a summary of Chapter 6.

In Chapter 1, "Introduction", as the background of the research, the current state of Gosiwon in Korea was described, and the purpose of the research and the past research and the position of this research were shown. In addition, the structure of this paper, the survey method, and the outline of the survey are shown. In Chapter 2, "Positioning as Legal Regulations Related to Gosiwon," the terms related to Gosiwon were defined. The fire accidents and changes in the demographic composition that are said to have caused the revision of the laws related to Gosiwon are shown through statistical data.

Furthermore, the meaning of the statutory provisions and the relationship between each decree were organized, and the changes in each decree related to Gosiwon were summarized. We confirmed the changes in the registration procedure and the number of registrations for Gosiwon business, which are stipulated by law. Based on these social backgrounds and changes in laws and regulations, the definition and positioning of Gosiwon, which is the subject of this paper's research, is shown. As a result, it was required for the law to be revised, in regards to Gosiwon, in the wake of a personal injury caused by fire. The provisions began with the Fire Service Act revised in 2004, and the examination was conducted by the revision of the Building Law and the Public Use Business Law in 2009. It was confirmed that the purpose of the hospital and the definition of Gosiwon business were defined. After that, it was confirmed that it was used as a residential facility for single-person households, and it was shown that Gosiwon was recognized as quasi-housing due to the revision of the Housing Law in 2011. However, it can be pointed out that the standards for the living environment of Gosiwon based on objective evaluation have not yet been established, which is an issue.

In Chapter 3, "Distribution of Gosiwon and Changes in Users and Deterioration of Living Functions for Advertisements in " Gosiwon """, in order to confirm the transition in Gosiwon before 2005 research would be vital, however no previous research was found. Through the literature, we examined the distribution and alteration of living functions over the 40 years since the appearance of Gosiwon. Until now, there have been no studies showing the transition from the time of the outbreak of Gosiwon, so it was a challenge to identify the historical materials to be investigated. In this study, we focused on the users of Gosiwon, and targeted the recruitment advertisements of Gosiwon published in the examination magazines for the original users of Gosiwon. Information such as the location and space composition of Gosiwon, terms of use, and recruitment



targets can be found in the advertisements published in the monthly examination magazine "Gosiwon," which has been published for the longest time as an examination magazine. As a result of analysis of the content in the advertisement, the examination center began to appear in Seoul and other regions in the 1960s, and has continued to increase since the 1970s, mainly in the former city center of Seoul and the suburbs of rural areas. Since the 1980s, the number of advertisements for Gosiwon has increased rapidly, and in Seoul, it has spread from the old city center to the entire city of Seoul. Additionally, in the advertisements of the 1980s, as the space composition of Gosiwon, many descriptions such as the area of the private room and the specifications of the common space were found; so from this time the space composition of Gosiwon was established as it is now. The advertisement of Gosiwon published in the literature, "Gosiwon", has decreased since the latter half of the 1990s, and the advertisement of Gosiwon has not been seen since 2006. In the advertisements from the 1990s, it was confirmed that "workers" and "single people" were listed as recruitment targets for Gosiwon, and from this time on, broadened to users other than "gosiwon", such as singles and working people. It was considered that the recruitment target became widespread. On the other hand, it is considered necessary to study another method in the future, such as the Gosiwon attached to the temple, which was located in the suburbs of the region and could not be grasped due to the lack of historical materials.

In Chapter 4, "Distribution and Facility Type of Gosiwon in the Congested Areas of Gosiwon in Seoul," the focus is on the Gosiwon business from 2010 to 2015 in Seoul, where about 50% of all Gosiwon are gathered. The total floor area, operating area and area occupancy of Gosiwon, are taken up as analysis factors for the areas where Gosiwon is densely populated among the six administrative areas with high registration numbers and high growth rate. Through comparisons by region and as a whole, the distribution of Gosiwon in the densely populated areas of Gosiwon, the specifications of Gosiwon, and the characteristics of the region were shown. As a result, among the six densely populated areas of Gosiwon in Seoul, (1) Gosiwon in the area of Sillim-dong, Gwanak-gu was the same as in Seoul, but (2) in Sillim-dong, Dongjak-gu. It was confirmed that there are many facilities dedicated to Gosiwon, which have a large total floor area. In addition, (3) in the Gangnam-gu station in Yeoksam-dong area, there were no densely populated areas such as Sillim-dong and Noryangjin-dong, and there were many relatively small-scale Gosiwons. On the other hand, in (4) Imun-dong, Dongdaemun-gu and (5) Yeongdeungpo-do, Yeongdeungpo-gu, dedicated facilities with a total floor area of 500 m<sup>2</sup> or more occupy about 20%, forming a small group of less than 10 cases. The characteristics are seen. (6) Although there are many small-scale combined facilities in the Yeoksam-dong area of Seodaemun-gu, it was confirmed that more than 10 Gosiwons form a group in terms of distribution. In this way, it was clarified that the facility form and distribution of Gosiwon differ in each region even in Seoul.

In Chapter 5, "Residential Style in Gosiwon Congested Areas from the Viewpoint of Actual Use of Gosiwon," the administrator of Gosiwon for the six Gosiwon dense areas in Seoul based on the results from up to Chapter 4. We recognized the actual living conditions through interview surveys with users and actual measurement surveys of facilities. As a result, (1) the attributes of the main users differ by region, (2) the regional facilities that Gosiwon residents use on a daily basis differ depending on the attributes of the users, and (3) the relationship with the regional facilities. It was confirmed that the facility composition of Gosiwon was different. In particular, in Sillim-dong and Noryangjin-dong, which are called Gosiwon dense areas, where the students are gathering together to take the examination, monthly dining rooms and reading rooms have formed a tie-up with Gosiwon. Residents of Gosiwon were found to spend their daily lives visiting these facilities. In other words, in Gosiwon

dense area, Gosiwon is mainly used for the purpose of a place to sleep, and a mechanism is formed in which Gosiwon and surrounding facilities are linked according to the purpose of use. Therefore, it was considered that even Gosiwon, which does not meet the requirements for housing, can establish a living style that is recognized as a housing in an environment that cooperates with surrounding facilities.

In Chapter 6, "Summary", the results obtained in this study were summarized, and the issues and prospects were presented while presenting the ideal way of living, based on Gosiwon, in a densely populated area of Gosiwon. In order to improve the living environment of Gosiwon in the future, it will be necessary to propose measures from a regional perspective that match the situation of the location and the actual conditions of use, not limited to the problems of Gosiwon itself.